

大阪府自殺対策計画 (素案)

令和5年3月

大阪府

目次

第1章 基本的事項	1
第1節 計画の趣旨	1
第2節 基本理念	2
第3節 計画の位置づけ	2
第4節 計画の期間	2
第2章 自殺対策の現状	3
第1節 大阪府の自殺の現状	3
(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移	3
(2) 年齢階級別自殺者数の推移	4
(3) 職業別自殺者数の推移	5
(4) 原因・動機別自殺者数の推移	6
(5) うつや自殺に関する府民の意識	8
第2節 これまでの取組み	12
(1) 重点的な施策ごとの取組み	13
(2) 事業の達成状況	17
(3) 目標の達成状況	19
(4) 今後の課題	19
第3章 基本的な考え方	20
第1節 基本的な認識	20
(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である	20
(2) 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、府域全体で対策を推進する	20
第2節 基本的な方針	21
(1) 生きることの包括的な支援として取組む	21
(2) 府民一人ひとりの問題として取組む	21
(3) 社会的要因を踏まえて取組む	21
(4) 事前予防、危機対応、事後対応に取組む	21
(5) 自殺の実態に基づき継続的に取組む	22
(6) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取組む	22
(7) 市町村、関係団体、民間団体等との連携・協働を推進する	22
第3節 重点施策	23
第4節 全体目標	23
第5節 施策体系	24

第4章 具体的な取組み 25

- 【重点施策1】 府民のこころの健康づくりを進める 25
- 【重点施策2】 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す 26
- 【重点施策3】 社会的な取組みで自殺を防ぐ 27
- 【重点施策4】 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る 30
- 【重点施策5】 適切な精神科医療を受けられるようにする 32
- 【重点施策6】 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 34
- 【重点施策7】 遺された人の支援を充実する 35
- 【重点施策8】 自殺の状況に関する調査・分析を推進する 36
- 【重点施策9】 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する 37
- 【重点施策10】 地域レベルの実践的な取組みを支援する 39
- 【重点施策11】 子ども・若者の自殺対策を推進する 40

第5章 推進体制等 42

- 第1節 大阪府における推進体制 42
 - (1) 大阪府自殺対策審議会 42
 - (2) 大阪府自殺対策推進本部 42
 - (3) 大阪府自殺対策推進センター 42
- 第2節 計画の進捗管理等 42
- 第3節 計画の見直し 42

資料編 |

- 1. 大阪府の自殺の状況に関するデータ |
- 2. 府民調査の結果(概要) 8
- 3. 基本指針における取組みと事業の達成状況 | 3
- 4. 計画における取組み事業 22
- 関係資料 28
 - 自殺対策基本法 28
 - 自殺総合対策大綱(概要) 34
 - 大阪府自殺対策審議会規則 36
 - 大阪府自殺対策推進本部設置要綱 39
 - 地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱 4 |
 - 用語解説 43

第1章 基本的事項

第1節 計画の趣旨

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には様々な社会的要因があると知られている。このため、国においては、平成18年に、「自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下、「基本法」という。）」を制定し、基本法を踏まえて策定した「自殺対策総合大綱（以下、「大綱」という。）」の中で、「自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとする」と記載している。

大阪府では、基本法や大綱を踏まえ、平成24年に「大阪府自殺対策基本指針（以下、「基本指針」という。）」を策定するとともに、「大阪府自殺対策審議会（以下、「審議会」という。）」を設置し、保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関係機関・団体等と連携し、総合的に自殺対策を進め、誰もが生きがいや希望をもって暮らすことのできる社会の実現をめざしてきた。

その結果、平成11年のピーク時には**2,358**人であった自殺者数が、平成**29**年には**1,201**人にまで減少するなど、取組みは着実に成果を挙げてきた。しかしながら、令和**2**年の自殺者数は**1,409**人と、前年より**178**人増加し、いまだに**1**日に約3~4人の方が自殺により亡くなっていることから、自殺を引き続き大きな社会問題としてとらえる必要がある。

このような状況を踏まえ、府では、これまで進めてきた基本指針をより充実させ、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、自殺対策を総合的かつ効果的に進めていくために「大阪府自殺対策計画（以下、「計画」という。）」を策定することとする。

なお、平成27年9月に国連において採択された「持続可能な開発目標（**Sustainable Development Goals:SDGs**）」に関して、大阪府では世界の先頭に立って**SDGs**に貢献する「**SDGs**先進都市」をめざしており、本計画の取組みを進めることによって、この実現にも寄与していくこととする。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

■ 17の持続可能な開発目標17ゴール

<p>1 貧困をなくそう</p>  <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p>  <p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p>  <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p>  <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>  <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>  <p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>  <p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p>  <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の安全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>  <p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p>  <p>各国内及び各国間の不平等を是正する</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>  <p>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p>  <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p>  <p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p>  <p>持続可能な開発のための海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう</p>  <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p>  <p>持続可能な開発のための平和と包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>  <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>	

第2節 基本理念

基本法第2条に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざして、自殺対策を総合的に推進するものとする。

第3節 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条第1項に定める「都道府県自殺対策計画」として策定する。

なお、本計画策定に伴い、基本指針は廃止するものとする。

第4節 計画の期間

大綱はおおむね5年を目途に見直すこととされており、令和9年度が見直しの時期と想定されることから、次期大綱を勘案して計画の見直しができるよう、本計画の計画期間は令和5年度から令和10年度までの6年間とする。

第2章 自殺対策の現状

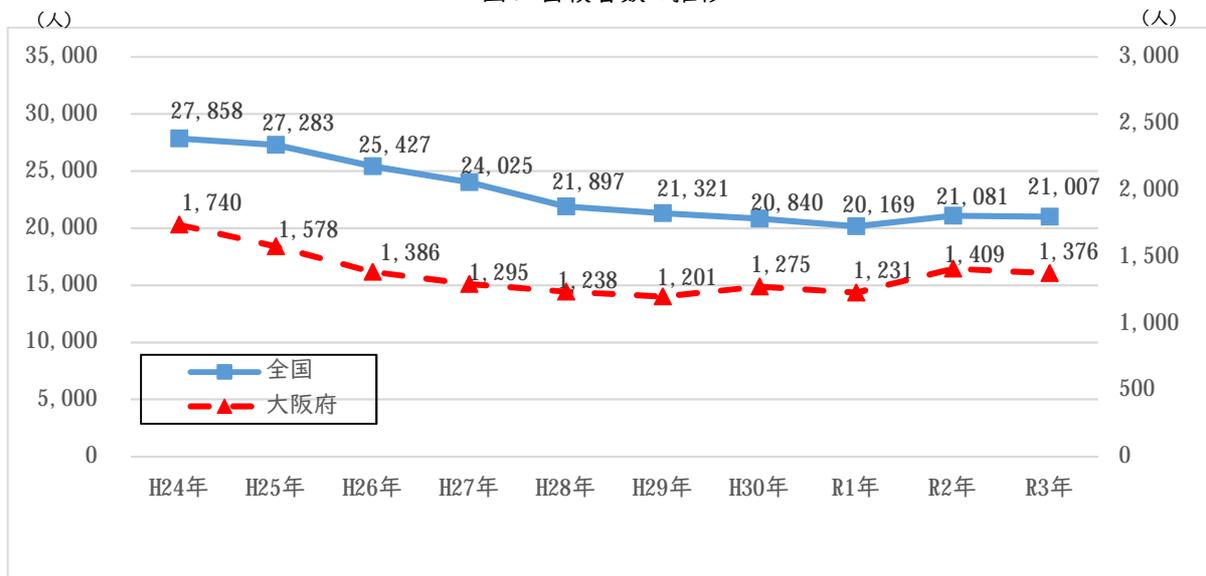
第1節 大阪府の自殺の現状

(1) 自殺者数及び自殺死亡率の推移

自殺者数は、ほぼ全国に並行して推移し、減少傾向を維持していたが、令和2年は前年より増加した。令和3年は、令和2年より減少し1,376人となっている。(図1)

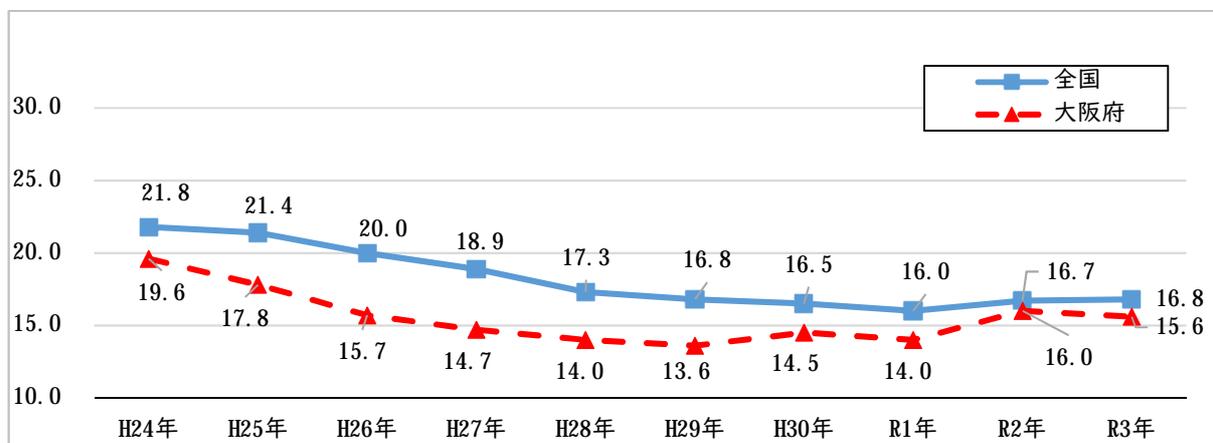
自殺死亡率(人口10万人に対する自殺者数)は、自殺者数の推移と同様、低下傾向を維持していたが、令和2年は前年より上昇した。令和3年は令和2年よりも低下し、15.6となっている。(図2)

図1 自殺者数の推移



出典:地域における自殺の基礎資料

図2 自殺死亡率の推移



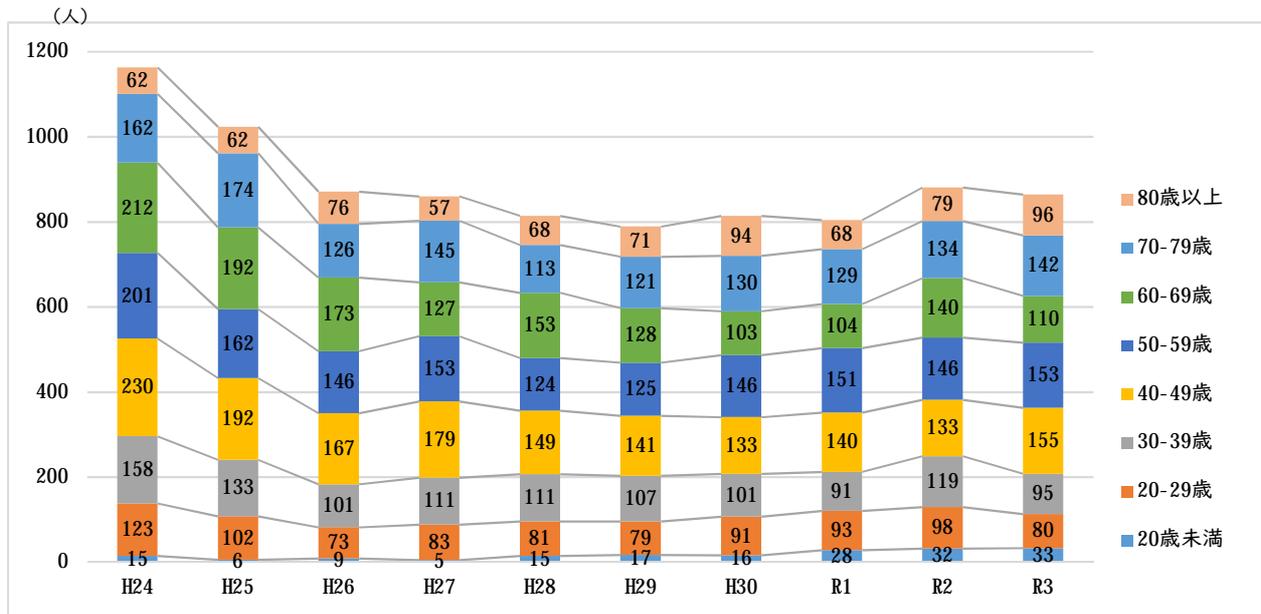
出典:地域における自殺の基礎資料

(2) 年齢階級別自殺者数の推移

平成24年と令和3年を比較すると、男女とも自殺者数は減少している。しかし20歳未満で見ると、男性で約2倍、女性で約3倍増加しており、若者の自殺の増加が顕著である。

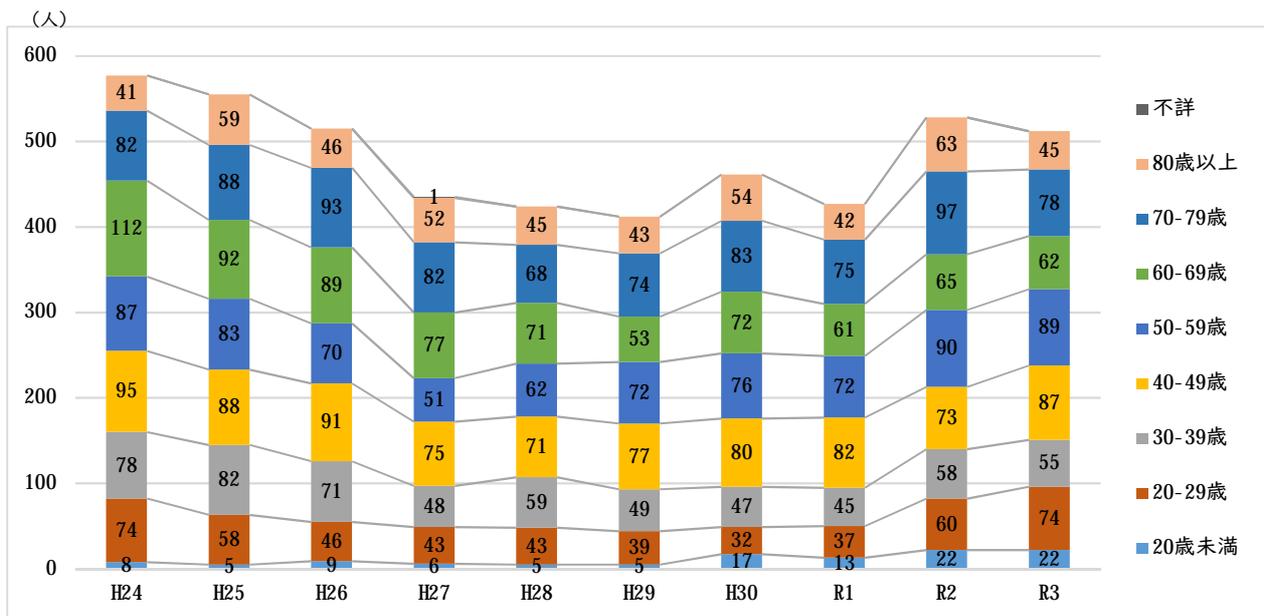
40歳未満の若年層で見ると、男性では、20歳未満が令和元年に大きく増加し、女性では、20歳未満が令和2年に大きく増加、20歳代が令和元年以降増加傾向となっている。(図 3-1、3-2)

図 3-1 年齢階級別自殺者数の推移(男性)



出典：地域における自殺の基礎資料

図 3-2 年齢階級別自殺者数の推移(女性)



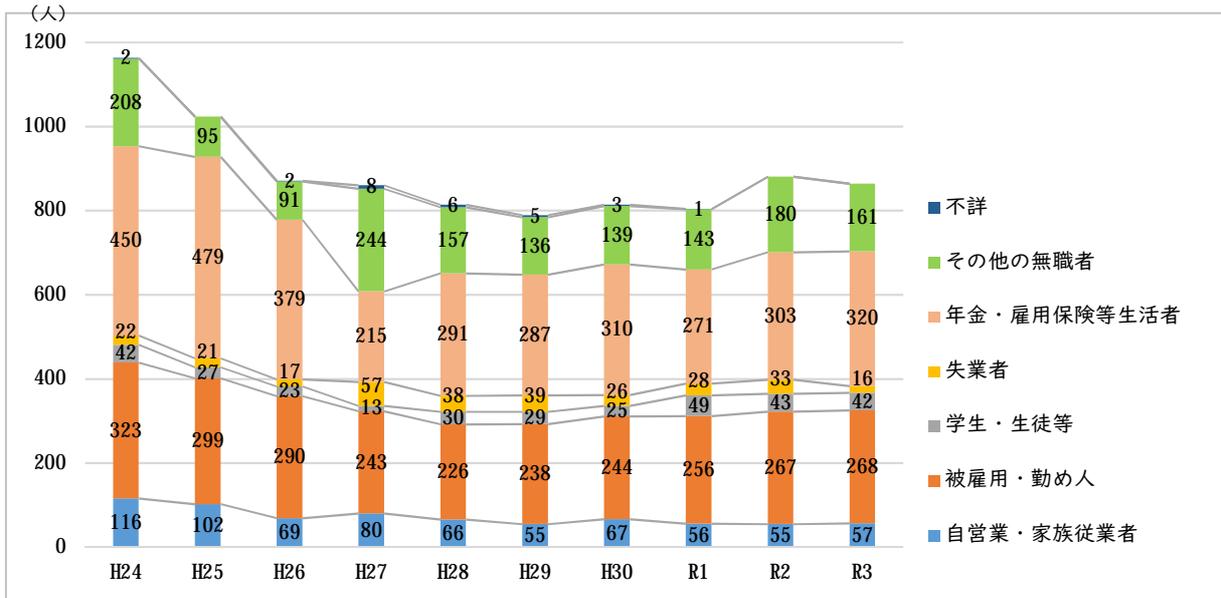
出典：地域における自殺の基礎資料

(3) 職業別自殺者数の推移

令和3年は、男女ともに「年金・雇用保険等生活者」が最も多く、次いで「被雇用・勤め人」となっている。特に、「被雇用・勤め人」は、令和2年に女性で大きく増加している。

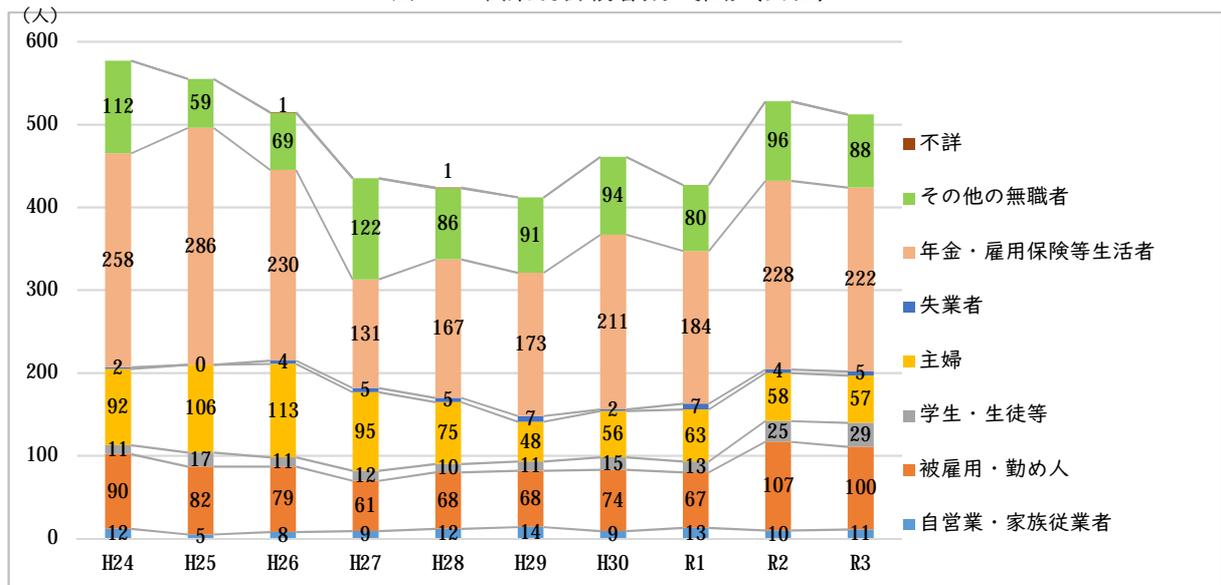
また、「学生・生徒」については、男性が令和元年、女性が令和2年にそれぞれ前年の約2倍増加している。(図4-1、4-2)

図4-1 職業別自殺者数の推移(男性)



出典:地域における自殺の基礎資料

図4-2 職業別自殺者数の推移(女性)

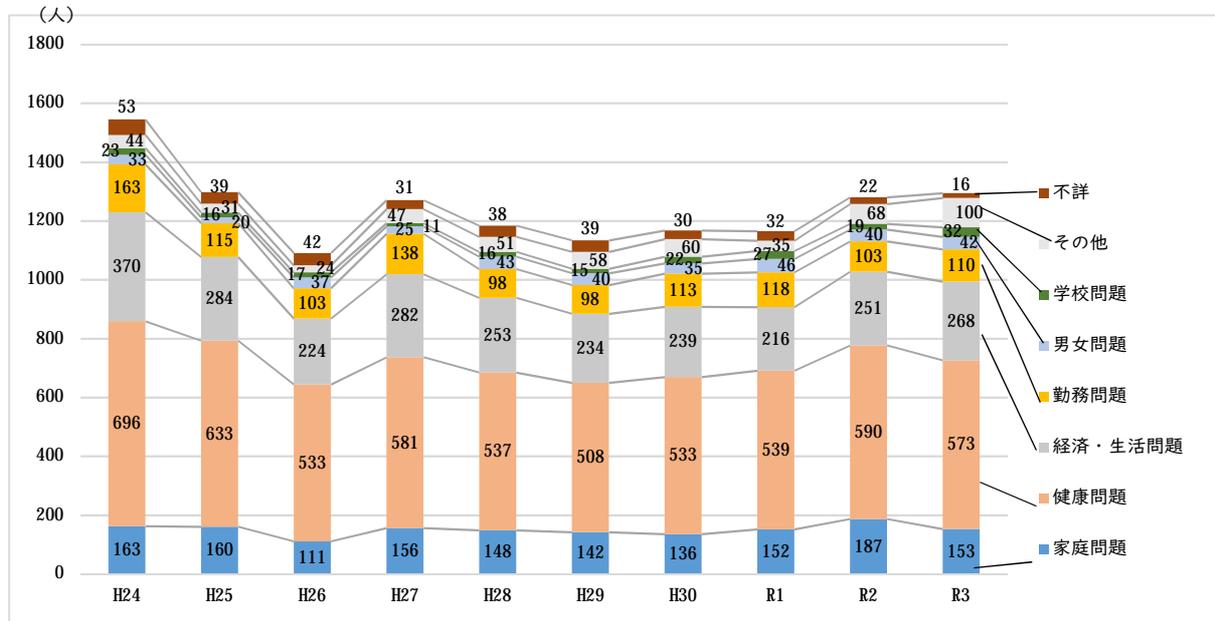


出典:地域における自殺の基礎資料

(4) 原因・動機別自殺者数^{※1)}の推移

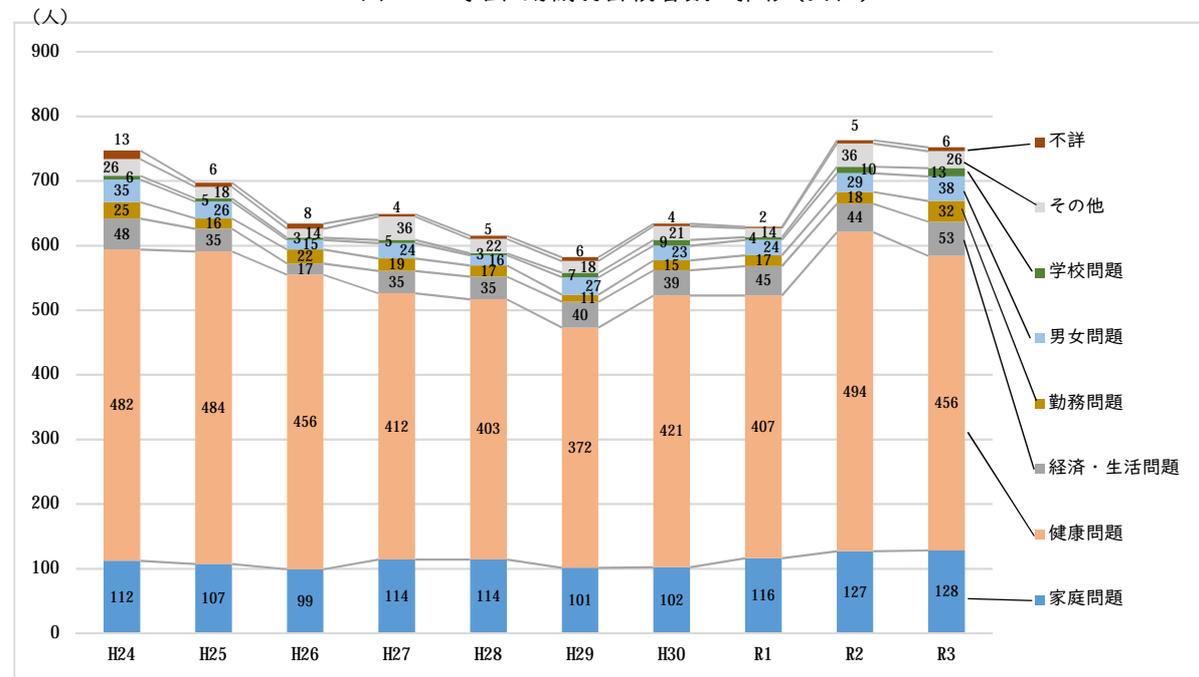
男女ともに毎年「健康問題」が最も多く、それに次ぐものとしては「経済・生活問題」、「家庭問題」がある。(図5-1、5-2)

図5-1 原因・動機別自殺者数の推移(男性)



出典:地域における自殺の基礎資料

図5-2 原因・動機別自殺者数の推移(女性)

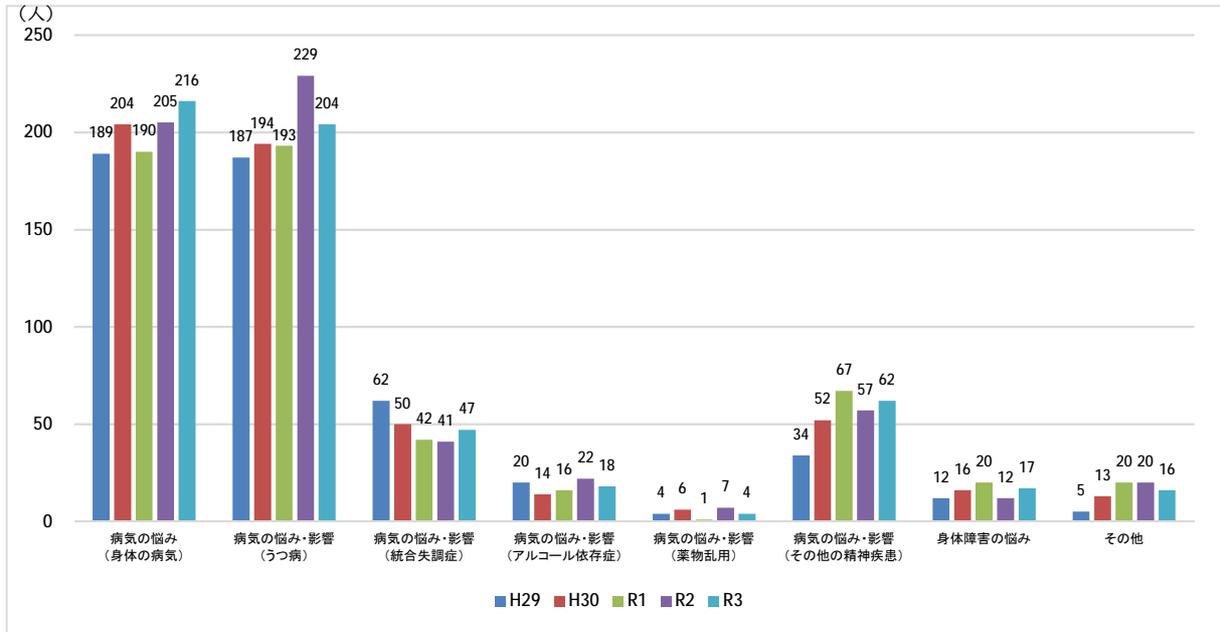


出典:地域における自殺の基礎資料

※1)原因・動機別自殺者数は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上している。

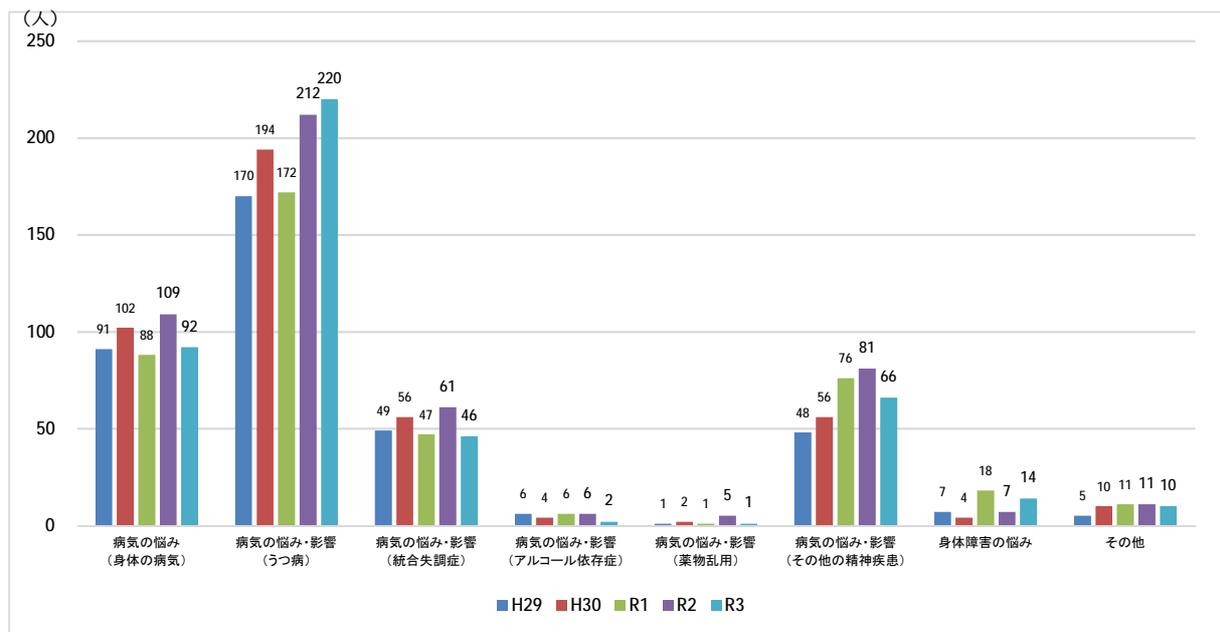
最も多い「健康問題」について、細かく確認したところ、男性は「病気の悩み（身体の病気）」と「病気の悩み・影響（うつ病）」、女性は「病気の悩み・影響（うつ病）」が他の項目に比べて多い。（図6-1、6-2）

図6-1 健康問題における自殺者数の推移（男性）



出典：自殺統計原票データの特別集計・発見日住居地（厚生労働省提供データから大阪府が作成）

図6-2 健康問題における自殺者数の推移（女性）



出典：自殺統計原票データの特別集計・発見日住居地（厚生労働省提供データから大阪府が作成）

(5) うつ等や自殺に関する府民の意識

計画策定にあたり、令和4年7月、「大阪府自殺対策に関する意識調査（以下、「府民調査」という。）」を実施し、府民のうつ等や自殺に関する意識について確認した。

うつについて、今までに「うつかもしれないと感じたことがある」と「うつ病と診断されたことがある」と回答したのは、男性が30.6%、女性が32.5%であった。（図7-1）

その中で原因として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったと思うと回答したのは、男性が24.7%、女性が17.6%であった。（図7-2）

図7-1 うつと感じたことやうつ病と診断されたことの有無

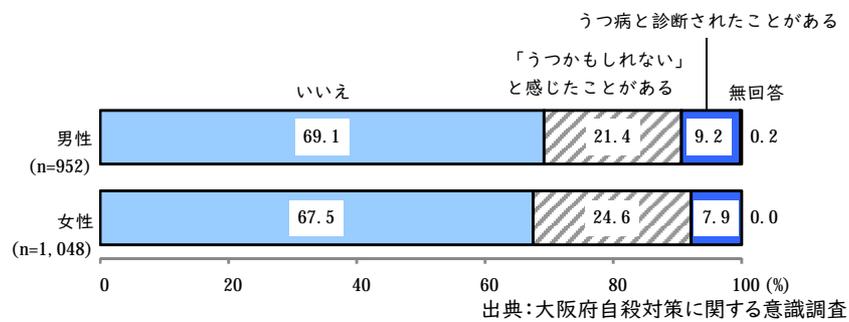
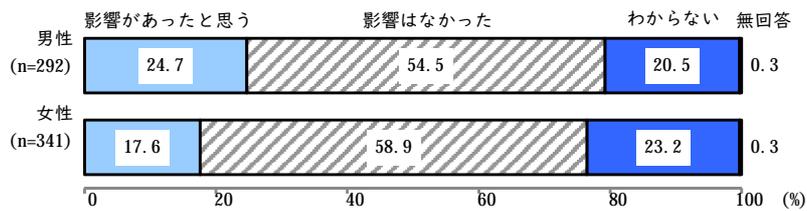
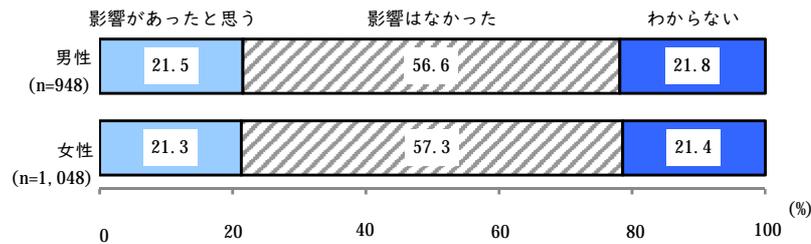


図7-2 うつと感じたことやうつ病と診断された原因として新型コロナ感染症拡大の影響の有無



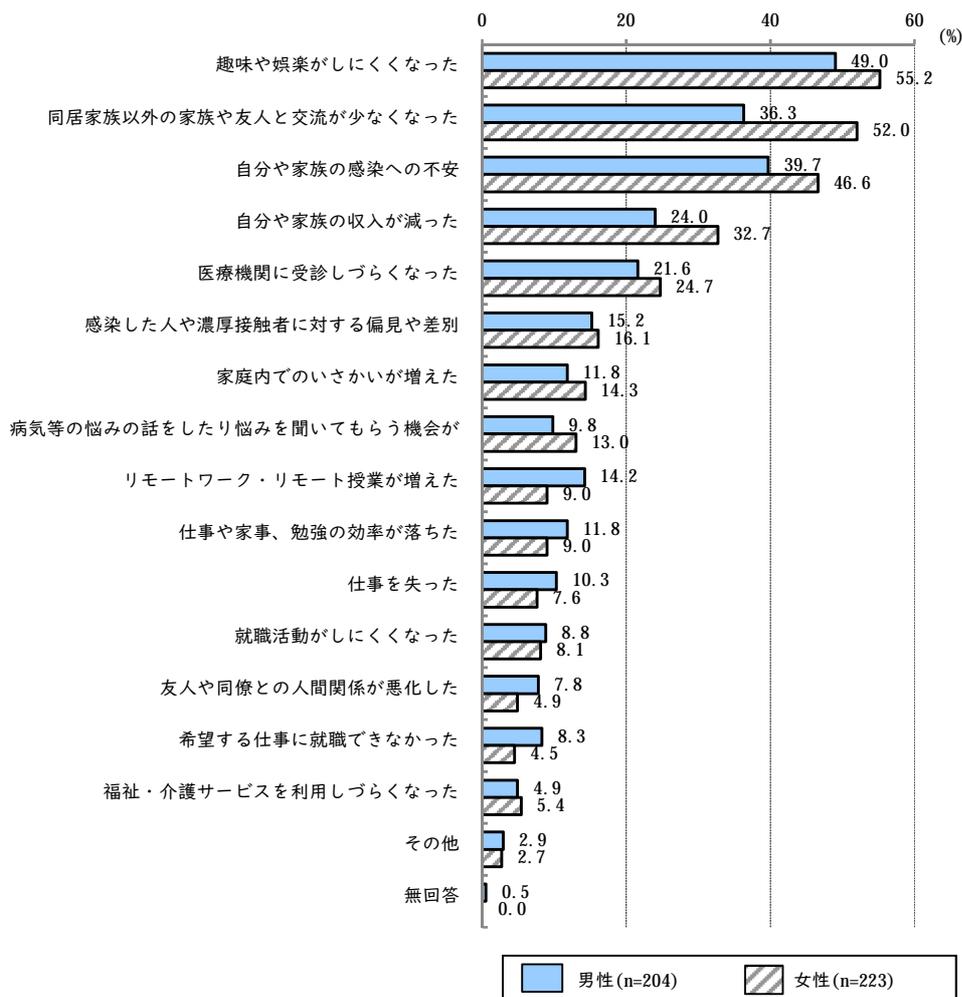
新型コロナウイルス感染症拡大の影響について、悩みやストレスの原因にあったと回答したのは、男性が21.5%、女性が21.3%であり、その中では、「趣味や娯楽がしにくくなった」、「同居家族以外の家族や友人と交流が少なくなった」を理由として挙げる人が多かった。(図7-3、7-4)

図7-3 悩みやストレスの原因として新型コロナ感染症拡大の影響の有無



出典：大阪府自殺対策に関する意識調査

図7-4 新型コロナ感染症拡大の影響による悩みやストレスの原因(複数回答)

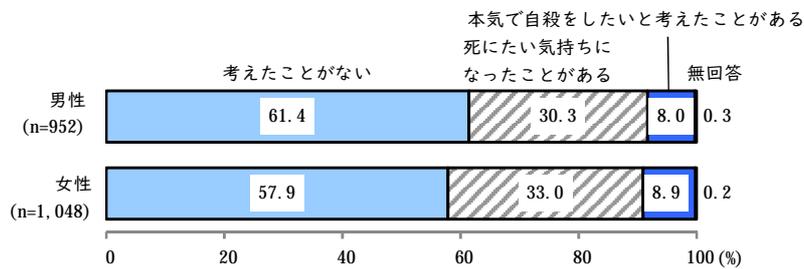


出典：大阪府自殺対策に関する意識調査

自殺に関する意識について、「本気で自殺をしたいと考えたことがある」、「死にたい気持ちになったことがある」と回答したのは、男性が38.3%、女性が41.9%であった。また、これまでに自殺未遂の経験があると回答したのは、男性が6.3%、女性が8.3%であった。(図7-5、7-7)

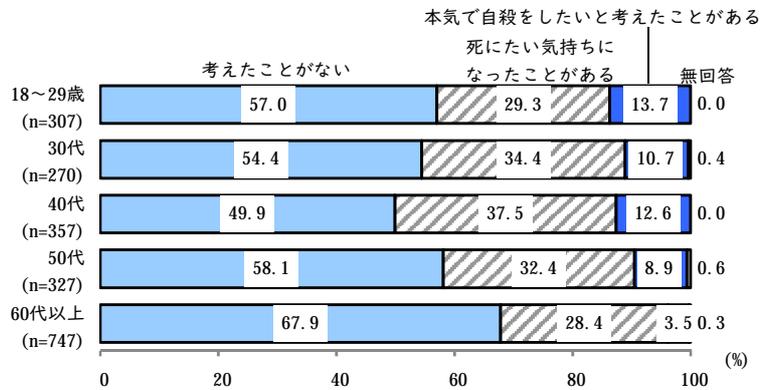
「本気で自殺をしたいと考えたことがある」、自殺未遂の経験があると回答したのは、年代別で18歳～29歳が最も高かった。(図7-6、7-8)

図7-5 自殺を考えたことの有無



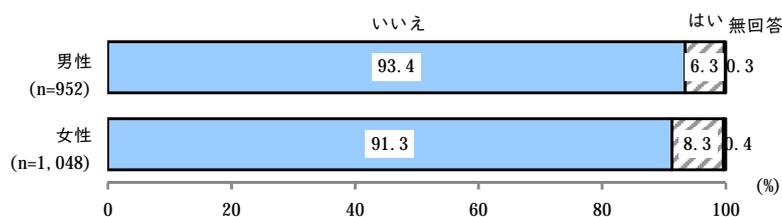
出典:大阪府自殺対策に関する意識調査

図7-6 自殺を考えたことの有無



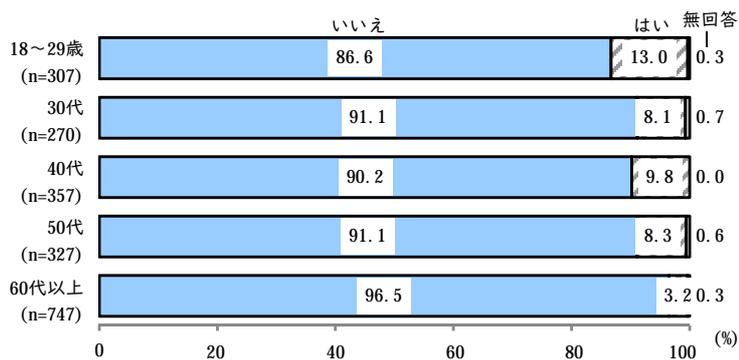
出典:大阪府自殺対策に関する意識調査

図7-7 自殺未遂の経験の有無



出典:大阪府自殺対策に関する意識調査

図7-8 自殺未遂の経験の有無



出典：大阪府自殺対策に関する意識調査

第2節 これまでの取組み

大阪府では、基本法における「都道府県自殺対策計画」として基本指針を策定し、自殺対策に取り組んできた。

平成30年3月に一部改正した現基本指針では、「若年層向けの支援」、「自殺未遂者への支援」、「自死遺族への支援」、「関連機関の連携強化」を課題に、以下のとおり、3つの基本的な認識と8つの基本的な方針を踏まえ、課題に対応するものや継続して堅実に取り組むべき10の重点的な施策を設定するとともに、2つの目標を掲げ、対策を進めてきた。

基本的な認識

- 1.自殺の多くは追い込まれた末の死である
- 2.社会的な取組みによって多くの自殺は防ぐことができる
- 3.自殺を考えている人はサインを発していることが多い

基本的な方針

- 1.生きることへの包括的な支援として取り組む
- 2.総合対策として様々な分野の関係者が連携して取り組む
- 3.社会的要因を踏まえて取り組む
- 4.こころの健康問題を府民一人ひとりの問題として取り組む
- 5.基本法に沿って取り組む
- 6.事前予防、危機対応、事後対応に取り組む
- 7.自殺の実態に基づき継続的に取り組む
- 8.生涯を通じたこころの健康づくりに取り組む

重点的な施策

- 1.地域レベルの実践的な取組みを支援する
- 2.自殺の実態を明らかにする
- 3.府民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 4.早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 5.こころの健康づくりを進める
- 6.適切な精神科医療を受けられるようにする
- 7.社会的な取組みで自殺を防ぐ
- 8.自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 9.遺された人の支援を充実する
- 10.行政機関と民間団体との連携を強化する

目標

- 1.毎年、府内の自殺者数の減少を維持する
- 2.早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するよう支援する

(1) 重点的な施策ごとの取組み

重点的な施策の取組み内容については、次のとおり。

なお、各重点的な施策ごとに展開する具体的な事業は、資料編 P13～21 に示す。

1. 地域レベルの実践的な取組みを支援する

自殺の状況は市町村ごとに様々であり、実情を勘案して、適切な取組みを実施できるよう、国から提供される地域自殺実態プロファイルや政策パッケージ等の情報提供などを通じ、市町村における自殺対策計画の策定等を支援している。

(取組項目)

- ・市町村自殺対策計画の策定等の支援

2. 自殺の実態を明らかにする

警察庁の自殺統計等を活用し、大阪府内における自殺者の原因・動機等を調査・分析し、その結果を基に必要な対策を検討するとともに、大阪府の自殺の実態として、市町村等に情報提供を行っている。

(取組項目)

- ・実態の把握
- ・市町村への情報提供等

3. 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、生きづらさを抱えている場合には誰かに援助を求めることが必要であることから、自殺予防週間^{※2}や自殺対策強化月間^{※3}において相談窓口の周知を行うとともに、リーフレットやホームページ等を活用し、うつ病等の精神疾患に関する正しい知識の普及啓発等を行っている。

(取組項目)

- ・自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及
- ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の普及啓発の実施
- ・うつ病等精神疾患についての普及啓発の推進

※2) 毎年9月10日～16日(基本法第7条第2項)

※3) 毎年3月(基本法第7条第2項)

4. 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する

教育や精神保健、医療、福祉など様々な分野の人に「自殺対策人材養成研修」を実施することで、ゲートキーパーの役割を担う人材を養成するとともに、地域で広く人材養成が行えるよう「大阪府版ゲートキーパー養成研修テキスト」を作成し、市町村等に配布している。

(取組項目)

- ・教職員に対する普及啓発等の実施
- ・保健医療従事者への研修の実施
- ・地域におけるゲートキーパーを養成する研修の実施
- ・社会的要因に関連する相談員の資質の向上
- ・研修資材の開発等
- ・自殺対策従事者へのこころのケアの推進
- ・遺族等に対応する行政機関の職員の資質の向上

5. こころの健康づくりを進める

ストレス等から起こる様々な疾病やこころの病気の予防に関するリーフレットを配布し、こころの健康についての府民の理解を深めるとともに、セミナーや研修を通じて職場におけるメンタルヘルス対策の向上等を進めている。

(取組項目)

- ・学校におけるこころの健康をはぐくむ教育の推進
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・地域におけるこころの健康づくりの推進
- ・大規模災害における被災者のこころのケア

6. 適切な精神科医療を受けられるようにする

保健所でのこころの健康相談や「おおさか精神科救急ダイヤル」において医療機関の紹介等を実施するとともに、様々な子どものこころの問題に対応するため、子どものこころの診療体制を整備するなど、保健、医療、福祉等関係機関が連携して、必要な人が適切な精神科医療を受けられるよう取り組んでいる。

(取組項目)

- ・精神疾患等によるハイリスク者対策の推進
- ・子どものこころの診療体制の整備の推進
- ・精神保健医療福祉等関係機関のネットワークの構築

7. 社会的な取組みで自殺を防ぐ

学校におけるいじめや悩み、児童虐待、性犯罪・性暴力、産後うつ、生活困窮、失業、就職困難、ひきこもりなど、様々な自殺の危険性が高まっている人に対する相談支援等の実施や、毒薬・劇薬などの危険な薬品等の規制、インターネット上での自殺を助長する情報の削除依頼などを実施している。

(取組項目)

- ・学校における相談体制の充実
- ・児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
- ・妊産婦への相談支援の充実
- ・返済困難者・生活困窮者への総合的な相談・支援の実施
- ・労働・経営に係る相談窓口の充実等
- ・医療・介護に係る相談支援の充実
- ・危険な薬品等の規制等
- ・インターネット上の自殺関連情報対策の推進
- ・地域における相談体制の充実

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者は再度の自殺企図を試みる可能性が高いことから、自殺未遂の背景となった問題に対し、警察や市町村など関係機関と連携して必要な支援を行うとともに、自殺未遂者が必要な治療を受けられるよう、救急医療機関と精神科医療機関の連携などを進めている。

(取組項目)

- ・救急医療機関と精神科医療機関の連携
- ・自殺未遂者及び家族等に対する支援

9. 遺された人の支援を充実する

自死遺族等が抱える複雑な問題に十分配慮しつつ、専門的なケアを実施するとともに、リーフレットやホームページを活用し、遺族に生じやすい心身の反応や遺族を支援する自助グループに関する情報等を提供している。

(取組項目)

- ・自死遺族相談の実施
- ・学校での事後対応の促進
- ・遺族のための情報提供の推進
- ・遺児への支援

10. 行政機関と民間団体との連携を強化する

民間団体が行う相談支援等の活動に対して財政的な支援を行うほか、民間団体の取組みに関する情報を市町村に発信し、民間団体との協働を促している。

(取組項目)

- ・民間団体との連携体制の確立と取組みの充実

(2) 事業の達成状況

重点的な施策ごとに展開してきた具体的な事業について、基本指針の計画期間の最終年度である令和4年度までにめざすべき姿・目標を踏まえ、平成29年度から令和3年度までの取組実績を基に評価を実施した。(表1)

その結果、107事業中、**A**評価が100事業、**B**評価が7事業であり、全体の**9**割以上の事業が概ね目標を達成していることから、各事業は順調に進捗してきたと考える。

なお、各事業の概要や実績等については、資料編 **P.13**～**P21** に示す。

表1 重点的な施策における事業の達成状況

《平成29年度から令和3年度までの取組実績を基にした評価区分》

A:達成度が75%以上100% **B**:達成度が50%以上75%未満 **C**:達成度が25%以上50%未満 **D**:達成度が25%未満

重点的な施策	取組項目	事業数	各事業の達成状況			
			A	B	C	D
1.地域レベルの実践的な取組みを支援する	・市町村自殺対策計画の策定等の支援	1	1	0	0	0
2.自殺の実態を明らかにする	・実態の把握	3	3	0	0	0
	・市町村への情報提供等	1	1	0	0	0
3.府民一人ひとりの気づきと見守りを促す	・自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及	3	3	0	0	0
	・自殺予防週間と自殺対策強化月間の普及啓発の実施	2	2	0	0	0
	・うつ病等精神疾患についての普及啓発の推進	1	1	0	0	0
4.早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する	・教職員に対する普及啓発等の実施	5	5	0	0	0
	・保健医療従事者への研修の実施	3	3	0	0	0
	・地域におけるゲートキーパーを養成する研修の実施	3	3	0	0	0
	・社会的要因に関連する相談員の資質の向上	7	7	0	0	0
	・研修資材の開発等	3	3	0	0	0
	・自殺対策従事者へのこころのケアの推進	1	0	1	0	0
	・遺族等に対応する行政機関の職員の資質の向上	2	2	0	0	0
5.こころの健康づくりを進める	・学校におけるこころの健康をはぐくむ教育の推進	1	1	0	0	0
	・職場におけるメンタルヘルス対策の推進	5	4	1	0	0
	・地域におけるこころの健康づくりの推進	2	2	0	0	0
	・大規模災害における被災者のこころのケア	1	1	0	0	0
6.適切な精神科医療を受けられるようにする	・精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	8	7	1	0	0
	・子どものこころの診療体制の整備の推進	1	1	0	0	0
	・精神保健医療福祉等関係機関のネットワークの構築	1	1	0	0	0

第2章 自殺対策の現状

7. 社会的な取り組みで自殺を防ぐ	・学校における相談体制の充実	7	7	0	0	0
	・児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実	3	3	0	0	0
	・妊産婦への相談支援の充実	2	2	0	0	0
	・返済困難者・生活困窮者への総合的な相談・支援の実施	3	2	1	0	0
	・労働・経営に係る相談窓口の充実等	5	5	0	0	0
	・医療・介護に係る相談支援の充実	8	6	2	0	0
	・危険な薬品等の規制等	2	2	0	0	0
	・インターネット上の自殺関連情報対策の推進	5	5	0	0	0
	・地域における相談体制の充実	1	1	0	0	0
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	・救急医療機関と精神科医療機関の連携	2	2	0	0	0
	・自殺未遂者及び家族等に対する支援	5	4	1	0	0
9. 遺された人の支援を充実する	・自死遺族相談の実施	1	1	0	0	0
	・学校での事後対応の促進	3	3	0	0	0
	・遺族のための情報提供の推進	2	2	0	0	0
	・遺児への支援	1	1	0	0	0
10. 行政機関と民間団体との連携を強化する	・民間団体との連携体制の確立と取り組みの充実	3	3	0	0	0
合計		107	100	7	0	0

(3) 目標の達成状況

自殺者数は減少傾向を維持していたが、令和2年に増加に転じ、令和3年の自殺者数は平成29年より増加した。

一方、自殺対策計画については、令和2年度に府内全市町村で策定を終了。

表2 基本指針における目標の達成状況

目 標	平成 29 年	令和 3 年
① 毎年、府内の自殺者数の減少を維持する	自殺者数： 1,201 人	自殺者数： 1,376 人
② 早期に府内各市町村が自殺対策計画を策定するよう支援する	自殺対策計画策定済市町村： 3 市 ^{※4}	自殺対策計画策定済市町村： 43 市町村 ^{※4}

(4) 今後の課題

自殺の現状を見ると、30歳未満の若年層について、近年自殺者数が増加傾向にあり、また、府民調査において、「本気で自殺をしたいと考えたことがある」「自殺未遂の経験がある」と回答した割合が他の世代より高いことなどから、若者への自殺対策の推進が必要である。

また、自殺の背景には様々な社会的要因が複雑に関係しており、社会経済情勢の変化等に応じて必要な支援を行えるよう、孤独・孤立対策など関連施策との連携強化を進めるとともに、市町村など関係機関と連携し、府域全体で自殺リスクを低下させることができるよう取り組む必要がある。

※4) 年度末の状況

第3章 基本的な考え方

基本法第13条に基づき、大綱及び府における自殺の現状やこれまでの取組みなどを勘案し、2つの基本的な認識の下、7つの基本的な方針に沿って、当面、特に集中的に取組まなければならない施策として、11の重点施策を設定する。

第1節 基本的な認識

(1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけではなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして、捉える必要がある。

自殺行為に至った人の直前のこころの健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになってきている。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということができる。このことを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要がある。

(2) 自殺は大きな社会問題であり、あらゆる主体が連携し、府域全体で対策を推進する

自殺者数は減少傾向を維持してきたが、令和2年には全国・大阪府ともに前年を上回る結果となった。その背景として、大綱では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどを挙げている。

このため、府民を取り巻く社会環境の変化等が自殺にどのような影響を与えているのかなど、自殺の実態について情報収集・分析等を行うとともに、自殺は「社会の問題」として、市町村や関係団体等と連携・協働し、府域全体で自殺リスクが低下するよう対策を進める必要がある。

なお、対策の実施にあたっては、自殺者及び自殺未遂者並びにその家族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮するものとする。

第2節 基本的な方針

(1) 生きることの包括的な支援として取り組む

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であることから、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する。

(2) 府民一人ひとりの問題として取り組む

府民一人ひとりが、こころの健康問題の重要性を認識するとともに、自らのこころの不調に気づき、適切に対処できるよう幼少期から老年期まで生涯を通じたこころの健康づくりに取り組む。

また、精神疾患等によりこころの問題を抱えて死にたいと考えている人は、何らかの自殺のサインを発していることが多いことから、全ての府民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、見守っていくための取り組みを進める。

(3) 社会的要因を踏まえて取り組む

自殺は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題など様々な要因が背景となっており、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因については、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備などの社会的な取り組みにより防ぐことが可能である。また、一見個人の問題と考えられる要因であっても、専門家への相談や精神疾患等の治療について社会的な支援により解決できる場合もあることから、自殺に至る悩みを引き起こす様々な要因に対し、適切に介入できるよう取り組む。

(4) 事前予防、危機対応、事後対応に取り組む

自殺対策は、以下の段階ごとに効果的な施策を講じる。

- ①事前対応（第一次予防）として、心身の健康の保持増進についての取り組み、自殺や精神疾患についての正しい知識の普及啓発など自殺の危険性が低い段階で対応を行う
- ②自殺発生の危機対応（第二次予防）として、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入し、自殺を発生させない
- ③事後対応（第三次予防）として、自殺や自殺未遂が生じた場合に、家族や学校の児童・生徒等、周囲に与える影響を最小限にとどめ、新たな自殺を防ぐとともに、発生当初から継続的に遺族等にも支援を行う

(5) 自殺の実態に基づき継続的に取り組む

府内の自殺の状況を踏まえ、自殺対策を総合的に推進していくためにも、社会的要因を含む自殺の原因・動機など自殺の実態に関し調査・分析を行う。

また、様々な取組みの中には、直ちに効果が発現しない場合もあることから、中長期的な視点に立って継続的に実施する。

(6) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組みが重要であり、生活困窮者自立支援制度や孤独・孤立対策、子どもへの支援策といった各種施策との連携を図るとともに、支援に携わる者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有するよう取組みを進める。

(7) 市町村、関係団体、民間団体等との連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市町村、関係団体、民間団体、企業等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進する。

特に、住民に身近な行政主体である市町村とは緊密な連携体制を構築するとともに、市町村自殺対策計画に基づく事業が円滑に実施できるよう積極的に協力するものとする。

第3節 重点施策

これまでの府の自殺の現状を踏まえ、基本指針に示していた10の重点的な施策に、新たに「子ども・若者の自殺対策を推進する」を加えた11の重点施策を設定する。

- 【重点施策1】府民のこころの健康づくりを進める
- 【重点施策2】府民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 【重点施策3】社会的な取組みで自殺を防ぐ
- 【重点施策4】自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
- 【重点施策5】適切な精神科医療を受けられるようにする
- 【重点施策6】自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
- 【重点施策7】遺された人の支援を充実する
- 【重点施策8】自殺の状況に関する調査・分析を推進する
- 【重点施策9】関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
- 【重点施策10】地域レベルの実践的な取組みを支援する
- 【重点施策11】子ども・若者の自殺対策を推進する

第4節 全体目標

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、「計画期間中、府内の自殺者数の減少傾向を維持する」を目標とすることとし、指標は、大綱の数値目標を参考に、令和9年の自殺死亡率を13.0以下とする。

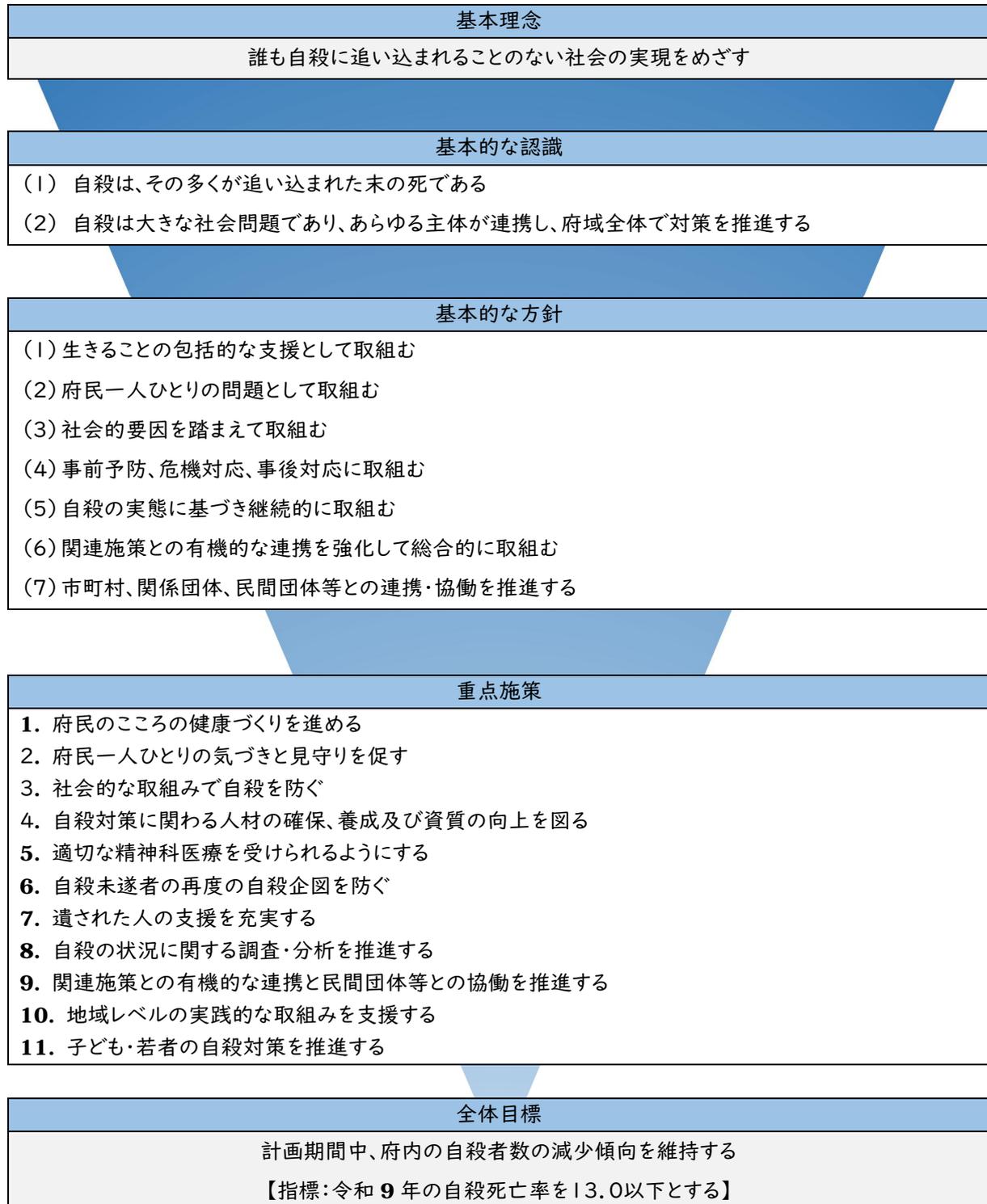
目標：計画期間中、府内の自殺者数の減少傾向を維持する

【指標：令和9年の自殺死亡率を13.0以下とする】

第5節 施策体系

基本理念、基本的な認識及び基本的な方針に基づく全体の施策体系は以下のとおり。

〈施策体系図〉



第4章 具体的な取組み

具体的な事業については、資料編 P.22～P27「計画における取組み事業」で示す。

【重点施策1】 府民のこころの健康づくりを進める

ストレスへの適切な対応についての啓発や、ストレス要因の軽減につながる環境整備、相談窓口の整備などを通じて府民のこころの健康づくりを進める。

めざす姿

府民一人ひとりが、自分のストレスに気づき、対処法に関する正しい知識を持ち、ストレスとうまく付き合うことができている。

〈活動指標〉

市町村や保健所等において主催するイベント等を通じて、府民がストレスについての正しい知識を持つための取組みが展開できるようこころの健康づくりに関連する啓発リーフレットを配布する。(毎年度1,500部以上配布)

具体的な取組み

(1) こころの健康の保持・増進

- ① ストレス等から起こる様々な疾病やこころの病気の予防について、リーフレット等により府民へ啓発を行う。
- ② 職域におけるメンタルヘルス対策を推進するため、事業主や産業保健スタッフを対象としたセミナーや研修等を実施し、職員の資質向上と良好な職場環境の整備を促進する。
- ③ 精神保健、医療、福祉関係職員や市町村職員等に対して、ストレスに関連して起こり得る様々な疾病の予防とこころの健康づくりの観点から研修を実施する。
- ④ 心身の健康の保持・増進に配慮した公園整備など、地域住民が集い憩うことのできる場所の整備を進める。
- ⑤ 大規模災害時に被災者等のこころのケアを行うため、市町村や民間の相談機関等に対し、被災者の心理状態の理解や支援について研修を行う。

(2) こころの相談窓口の整備

- ① こころの悩みを抱えている人に対し、電話相談や保健所等におけるきめ細やかな相談支援を実施する。
- ② こころの悩みを抱える労働者に対して、精神科医や臨床心理士等がメンタルヘルスに関する相談を行う。

【重点施策2】 府民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺対策に関する府民の理解が深まるよう、普及啓発活動を展開する。

めざす姿

府民一人ひとりが、自殺は「誰にでも起こり得る危機」であることについて理解し、身近にいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、見守ることができている。

〈活動指標〉

府民が自殺の危機に陥った人の心情や背景への理解を深めるとともに、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることができるよう、府政だよりによる周知などを通じ、府ホームページの閲覧を促す。(毎年度65,000件以上閲覧)

具体的な取組み

(1) 自殺に関する正しい知識の普及啓発

- ① リーフレットやインターネット等を活用して、自殺や自殺関連事象に関する正しい知識の普及啓発を行う。

(2) 精神疾患等に関する理解の促進

- ① うつ病等の早期発見・早期治療のため、リーフレットやインターネット等によりうつ病等精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を行う。
- ② 依存症等の精神疾患等に対する偏見を払拭するため正しい理解の促進を図る。

(3) 自殺予防週間と自殺対策強化月間における普及啓発の強化

- ① 9月及び3月に、府政だより、ホームページや SNS により、自殺予防に関する啓発や相談窓口等についての周知を重点的に実施する。
- ② 府内全域において自殺対策の重要性に関する理解と関心が深まるよう、市町村に対して、各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取組むよう依頼する。

(4) 性の多様性に関する理解の促進

- ① 自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組みを推進する。

【重点施策3】 社会的な取組みで自殺を防ぐ

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因が複雑に関係していることから、これら要因に対する相談支援の充実などを進める。

めざす姿

府民が自殺に追い込まれないよう、自殺の背景にある様々な社会的要因に対して総合的かつ効果的に支援することができている。

〈活動指標〉

大阪府自殺対策推進本部実務担当者会議を開催し、経済・生活問題や家庭問題など、自殺の危険性を高める様々な問題に対し、各支援窓口等が連携して適切な支援が行えるよう府庁内関係部局の連携強化を進める。(毎年度実施)

具体的な取組み

(1) 地域における相談体制の整備

- ① こころの悩みを抱えている人に対し、電話相談や保健所等におけるきめ細やかな相談支援を実施する。(再掲)
- ② 9月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間において、24時間の電話相談事業を実施する。
- ③ リーフレットやインターネット等により、様々な悩みの相談窓口の周知を図る。
- ④ 市町村が実施する人権相談、地域就労支援など様々な相談業務に対して、交付金による支援を行う。

(2) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援

- ① 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村による相談支援、一時保護等の体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。また、子ども家庭センターや市町村、警察等が相互に情報を共有し、緊密に連携する。
- ② 性犯罪・性暴力被害者に対する相談体制の充実を進めるとともに被害者の心情に配慮した事情や要望の聴取を行い、相談支援機関との連携を強化する。

(3) 返済困難者・生活困窮者への総合的な相談・支援

- ① 市町村に対し、債務整理に関する研修会や専門相談員の派遣などを実施し、市町村が実施する借金問題に関する相談事業等の取組みを支援する。
- ② 多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者の早期把握、個々の状況に応じた包括的な相談支援や就労支援を実施し、生活困窮者の自立を促進する。
- ③ 生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問による生活状況の把握により、被保護世帯に対する適切な保護とともに自立を促進する。

(4) 労働や就職に係る相談窓口の整備

- ① 職場のハラスメントに関することや、賃金や解雇・退職勧奨などの労働問題に関する相談を実施する。
- ② こころの悩みを抱える労働者に対して、精神科医や臨床心理士等がメンタルヘルスに関する相談を行う。(再掲)
- ③ 求職者に対し、就職活動に関する情報提供やきめ細やかな支援を行う。
- ④ 地域若者サポートステーションにおいて、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立をそれぞれの若者に合った手法で継続的・包括的に支援する。

(5) 医療・介護に係る相談支援

- ① 難病患者や慢性疾患患者等に対して、保健所等において地域の関係機関と連携して相談・支援を行う。
- ② がん患者について、必要に応じ専門的、精神心理的なケアにつなぐことができるよう、がん相談支援センターなどの相談体制の構築と周知を行う。
- ③ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等介護関係者が、自殺や精神疾患についての正しい知識を持ち、悩みや自殺のサインに気づき、必要な関係機関と適切な連携が図れるよう情報提供等を行う。

(6) 男女共同参画の視点からの相談支援

- ① 固定的な性別役割分担意識等による、様々な不安や悩み等に関する相談等を実施する。

(7) 孤独・孤立対策

- ① 孤独・孤立の状態にある人や、陥る可能性のある人が地域とつながり、支援につながるよう、関係機関が連携して孤独・孤立対策を推進する。
- ② ひきこもりの状態にある方に対して孤立を防ぐ居場所づくりや、ひきこもりに関する専門相談など地域でのひきこもり支援を推進する。

(8) 依存症対策

- ① 自殺の危険因子の一つである依存症について、相談や治療体制の強化など必要な支援を実施する。

(9) 危険な薬品等の規制等

- ① 医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施する。
- ② 毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、店舗等への監視指導を通じて不適切な使用に繋がる流通の防止を図る。

(10) インターネット上の自殺関連情報対策

- ① インターネット上において自殺につながる情報を発見した場合に、インターネット・ホットラインセンターに連絡して、当該情報の削除を推進する。
- ② 自殺を助長するおそれのある有害サイト等へのアクセスを防ぐため、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動を推進する。
- ③ インターネットによる自殺予告等の情報があった場合、所管する警察署を通じて自殺防止の対応を行う等、迅速・適切な対応を実施する。
- ④ インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害について、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないように、インターネットリテラシーの向上や人権意識の高揚を図るための教育・啓発を実施する。また、人権侵害に悩む被害者の心理的負担の軽減を図るため、インターネット上の誹謗中傷や差別的言動等に関する相談支援体制の整備を推進する。

(11) 府庁内における連携

- ① 府の自殺の状況について共有し、各部局が連携して取組めるよう、大阪府自殺対策推進本部担当者会議を開催する。

【重点施策4】 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

様々な分野の人に対して研修等を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。

めざす姿

様々な相談窓口の担当者等が、自殺を考えている人に寄り添い、適切な対応を行うことができている。

〈活動指標〉

自殺対策人材養成研修を実施し、幅広い分野で自殺対策に関わる人材を確保、養成する。(毎年度300名以上参加)

具体的な取組み

(1) 自殺対策に関わる職員の資質の向上

- ① 精神保健、医療、福祉関係職員や市町村職員等自殺対策に関わる人に対して、うつ病等の精神疾患についての理解に関すること、自殺未遂者や自死遺族への適切な対応等自殺対策に関する研修を実施する。

(2) 地域におけるゲートキーパー養成の取組み

- ① 市町村等で自殺対策の中心的な役割を担う職員に対して、対応技術、社会的要因や精神保健医療福祉等関連する分野に関する研修を実施し、地域における自殺対策のリーダーを養成する。
- ② 地域における身近な相談・見守り活動を行う民生委員・児童委員等に対する自殺予防に関する研修の実施等により、自殺予防のための適切な対応についての周知を図る。
- ③ ゲートキーパーとしての役割が期待される地域の様々な人に対して、メンタルヘルスや自殺予防に関する情報提供等を行うことにより、ゲートキーパー養成の取組みを促進する。

(3) 労働問題や就労支援に関わる相談員の資質の向上

- ① 労働相談窓口の相談員に対し、メンタルヘルスケアを必要とする相談者への適切な対応が行えるよう研修等を実施する。

- ② 消費生活センター、市町村当等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。

(4) 研修資料の見直し及び改定

- ① 自殺対策に係る研修の充実や、市町村などが実施する研修での更なる活用に向け、研修資料の見直し及び改定を行う。

(5) 自殺対策従事者へのこころのケア

- ① 自殺対策従事者を対象としたこころのケアに関する研修の実施や、市町村等が実施する研修等に講師派遣を行う。

【重点施策5】 適切な精神科医療を受けられるようにする

自殺の危険性の高い人の早期発見に努め、必要に応じて精神科医療につなげられるよう、精神科医療体制を整備する。

めざす姿

精神科医療を必要とする人が適切な医療を受けることができている。

〈活動指標〉

精神保健医療福祉に関するネットワーク会議を開催し、地域の保健、医療、福祉の関係機関が情報の共有や課題検討を行うことにより、自殺の危険性の高い人が必要に応じて精神科医療につながるよう連携体制を強化する。(毎年度実施)

具体的な取組み

(1) 精神疾患等によるハイリスク対策

- ① 精神疾患等により自殺の危険性の高い人が適切な医療機関や相談機関を利用できるよう、医療機関、保健所、警察、消防、教育機関等が連携して、支援する。
- ② こころの悩みを抱えている人に対し、電話相談や保健所等におけるきめ細やかな相談支援を実施する。(再掲)
- ③ 自殺の危険因子の一つである依存症について、相談や治療体制の強化など必要な支援を実施する。(再掲)

(2) 精神科医療体制の整備

- ① 精神疾患と身体疾患を併せもつ患者が適切な治療を受けられるよう、救急医療機関と精神科医療機関の連携促進を図る。
- ② 夜間・休日において、精神疾患の急性発症や精神症状の急変などにより医療を必要とする人が速やかに医療を受けられるよう精神科救急医療体制を整備する。
- ③ メンタルヘルスに問題を抱える妊産婦について、必要に応じて適切な医療を受けられるよう精神科と産科の連携体制の構築を図る。

(3) 子どものこころの診療体制の整備

- ① こころの問題を抱える子どもが必要な医療を受けられるよう、地域の医療機関や関係機関と連携し支援体制の整備を推進するとともに、子どものこころの診療を行っている医療機関についての情報をホームページに掲載するなど府民への周知を行う。

(4) 大規模災害時における被災者のこころのケア体制の整備

- ① 大規模災害時に精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制を整備する。
- ② 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の人材を養成する研修を開催する。

(5) 地域におけるネットワーク構築

- ① 地域の精神保健医療にかかる連携・協議の場において、情報の共有や課題検討を行い、自殺の危険性の高い人が必要に応じて精神科医療につながるよう連携を強化する。
- ② 二次医療圏ごとに開催する精神医療懇話会において、地域の自殺の状況に関する情報提供等を行い、地域の精神科医療体制の整備を促進する。

(6) うつ病等精神疾患についての普及啓発

- ① うつ病等の早期発見・早期治療のため、リーフレットやインターネット等によりうつ病等精神疾患に関する正しい知識の普及啓発を行う。(再掲)

【重点施策6】 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

自殺未遂者は再度の自殺企図を試みる可能性が高いことから、医療機関や警察等関係機関と連携し必要な支援を行う。

めざす姿

自殺未遂者の抱える悩みが軽減し、自殺について考えることなく日常生活を過ごすことができている。

〈活動指標〉

自殺未遂者本人だけでなく、日常的な支援者である家族や知人などを支えるため、必要なスキルを身につけるための自殺未遂者支援に関する研修を実施する。(毎年度30名以上参加)

具体的な取組み

(1) 救急医療機関と精神科医療機関の連携

- ① 自殺未遂者が適切な治療を受けられるよう、救急医療機関と精神科医療機関の連携促進を図る。
- ② 夜間・休日において、自殺未遂者が速やかに必要な医療を受けられるよう精神科救急医療を提供する体制を整備する。

(2) 自殺未遂者及びその家族等に対する支援

- ① 保健所、警察、消防、学校、医療機関等の各機関が相互に連携し、自殺未遂者の名誉や生活の平穏に配慮しつつ、自殺未遂の背景となった問題を解決するための支援等、切れ目のない継続的かつ包括的な支援を実施する。
- ② 支援機関に対して必要に応じて、精神科医師等が事例への対応方針に関する助言を行うなど支援体制を構築する。

(3) 自殺未遂者に関わる支援機関の資質の向上

- ① 自殺未遂者に関わる支援機関の職員に対し、未遂者本人や家族、支援者への支援について理解を深める研修を実施する。

【重点施策7】 遺された人の支援を充実する

関係機関・団体と連携しながら、保健、医療、福祉、心理、経済、法律等の様々な側面から自死遺族等を支援する。

めざす姿

専門的なケアや様々な側面からの支援を通じ、自死遺族等に及ぼす心理的影響を緩和することができている。

〈活動指標〉

遺族等に寄り添った適切な対応を行えるよう、自死遺族相談従事者養成研修を実施する。(毎年度50名以上参加)

具体的な取組み

(1) 自死遺族等に対する相談支援

- ① 自死遺族相談を実施し、安心して話せる場を提供する。
- ② 自助グループに関する情報の提供や必要に応じて民間団体の相談窓口につなぐなど民間団体と連携して支援する。

(2) 自死遺族等に対する情報提供

- ① 大切な人を突然失った際に生じやすい心身の反応や対応方法について、リーフレットやホームページを通じて周知する。また必要となる法的及び行政上の諸手続きなどの情報についても同様に周知する。

(3) 自死遺族等に関わる行政機関の職員の資質の向上

- ① 自死遺族等に関わる行政機関の職員を対象に、適切な対応等に関する研修を実施する。

(4) 自死遺児への支援

- ① 教育相談を担当する教職員の資質向上のために、自死遺児に対するケアも含めた取り組みをすすめる。
- ② ケアを要する家族がいる場合、自死遺児が過度のケアを担うことにより負担が生じることも考えられる。そうした場合に、適切な支援が届くよう身近な相談体制の推進などヤングケアラー支援策の充実を図る。

【重点施策8】 自殺の状況に関する調査・分析を推進する

自殺者の抱える問題など、自殺の状況に関する情報収集を進め、調査・分析を行う。

めざす姿

各機関が調査・分析結果を基に、地域の実情に応じた効果的な対策を推進している。

〈活動指標〉

自殺の状況に関する情報を収集し、性別・年代別での自殺の傾向などを整理・分析し、「大阪府の自殺の概要」として取りまとめ、市町村等に情報提供する。（「大阪府の自殺の概要」毎年度作成）

具体的な取組み

(1) 情報の収集と調査・分析

- ① 警察庁の自殺統計^{※5}や人口動態統計^{※6}、厚生労働省及び指定調査研究等法人からの情報等を活用し、府の自殺の状況に関する調査・分析を行う。また、自殺の背景にある要因などについて、更なる解明ができるよう情報収集に努める。

(2) 市町村等への情報提供

- ① 自殺統計データについて速やかに情報提供を行う。
- ② 市町村が行う分析や事業の企画立案を支援するため、各市町村の自殺の状況について取りまとめ、府の自殺の状況に関する分析結果とあわせて情報提供を行う。
- ③ 府や各市町村の自殺の状況についてホームページに掲載するなど、府民への周知を行う。

※5) 日本における日本人及び日本における外国人の自殺者数を発見地で計上しているもの

※6) 日本における日本人のみの自殺者数を住所地で計上しているもの

【重点施策9】 関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する

自殺対策を総合的に推進するため、児童虐待や性犯罪・性暴力対策など関連施策との有機的な連携や、自殺対策に取り組む民間団体との協働を進める。

めざす姿

関連施策との連携や自殺対策に取り組む民間団体との協働により、効果的・効率的に対策が進められている。

〈活動指標〉

大阪府自殺対策推進本部実務担当者会議を開催し、経済・生活問題や家庭問題など自殺の危険性を高める様々な問題等に対し、各支援窓口等が連携して適切な支援を行うとともに、活動の周知等を通じて民間団体との協働を進める。(毎年度実施)

具体的な取組み

(1) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援(再掲)

- ① 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村による相談支援、一時保護等の体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。また、子ども家庭センターや市町村、警察等が相互に情報を共有し、緊密に連携する。
- ② 性犯罪・性暴力被害者に対する相談体制の充実を推進するとともに被害者の心情に配慮した事情や要望の聴取を行い、相談支援機関との連携を強化する。

(2) 返済困難者・生活困窮者への総合的な相談・支援(再掲)

- ① 市町村に対し、債務整理に関する研修会や専門相談員の派遣などを実施し、市町村が実施する借金問題に関する相談事業等の取組みを支援する。
- ② 多様かつ複合的な課題を抱える生活困窮者の早期把握、個々の状況に応じた包括的な相談支援や就労支援を実施し、生活困窮者の自立を促進する。
- ③ 生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問による生活状況の把握により、被保護世帯に対する適切な保護とともに自立を促進する。

(3) 男女共同参画の視点からの相談支援(再掲)

- ① 固定的な性別役割分担意識等による、様々な不安や悩み等に関する相談等を実施する。

(4) 孤独・孤立対策(再掲)

- ① 孤独・孤立の状態にある人や、陥る可能性のある人が地域とつながり、支援につながるよう、関係機関が連携して孤独・孤立対策を推進する。
- ② ひきこもりの状態にある方に対して孤立を防ぐ居場所づくりや、ひきこもりに関する専門相談など地域でのひきこもり支援を推進する。

(5) 依存症対策(再掲)

- ① 自殺の危険因子の一つである依存症について、相談や治療体制の強化など必要な支援を実施する。

(6) 府庁内における連携(再掲)

- ① 府の自殺の状況について共有し、各部局が連携して取組めるよう、大阪府自殺対策推進本部担当者会議を開催する。

(7) 自殺対策に取組む民間団体への支援と協働

- ① 民間団体の相談窓口を府ホームページに掲載するなど、活動の広報周知を行う。
- ② 民間団体が行う啓発や相談支援等の活動について、国の地域自殺対策強化交付金を活用して財政的な支援を行う。
- ③ 自殺未遂者や自死遺族等に対し、支援に取組む民間団体につなぐなど、民間団体と連携して支援する。
- ④ 市町村が民間団体と連携して取組むことができるよう、民間団体に関する情報提供を行う。

【重点施策10】 地域レベルの実践的な取組みを支援する

地域における実践的な取組みを推進するため、市町村への取組み支援や地域ネットワークの構築を進める。

めざす姿

市町村等が、地域の実情に即した適切な取組みを推進している。

〈活動指標〉

市町村自殺対策主管課会議を開催し、市町村が地域の実情を勘案した自殺対策に取り組むことができるよう、必要な情報提供を行うとともに、各地域での取組みを促進するため、担当者間での意見交換・情報共有などを行う。(毎年度実施)

具体的な取組み

(1) 市町村における取組みへの支援

- ① 国から提供される地域自殺実態プロフィールや地域自殺対策の政策パッケージ、地域自殺対策計画策定ガイドライン等を情報提供し、市町村の自殺対策計画の見直し・進捗管理・検証等への支援を行う。
- ② 市町村が行う分析や事業の企画立案を支援するため、各市町村の自殺の状況について取りまとめ、府の自殺の状況に関する分析結果とあわせて情報提供を行う。(再掲)
- ③ 各市町村における取組みを促進するため、市町村自殺対策主管課会議を開催し、府の自殺の状況や効果的な取組み事例の共有、意見交換等を実施する。
- ④ 市町村が行う啓発や相談事業等について、国の地域自殺対策強化交付金を活用して財政的な支援を行う。
- ⑤ 市町村職員の資質の向上のため、自殺対策に関する研修を行う。
- ⑥ 市町村が民間団体と連携して取り組むことができるよう、民間団体に関する情報提供を行う。(再掲)

(2) 地域におけるネットワーク構築

- ① 保健所において、市町村や警察、医療機関等の関係機関が地域の自殺の状況・課題を共有し、連携して取組めるよう、事例検討会や勉強会等を開催する。
- ② 市町村においてネットワーク構築を進めるため、情報提供や助言など必要な支援を行う。

【重点施策 11】 子ども・若者の自殺対策を推進する

若者の自殺は遺族や社会への影響が非常に大きいことから関係機関が連携し、必要な取組みをきめ細やかに実施する。

めざす姿

子どもや若者が自殺に追い込まれることのないよう、関係機関において必要な対策に取り組んでいる。

〈活動指標〉

若者に馴染みのある SNS を活用した相談を実施し、こころの悩みに耳を傾け、必要な助言等を行う。(毎年度750件以上対応)

具体的な取組み

(1) 教職員に対する普及啓発、研修の実施

- ① 教職員のキャリアステージに応じて、こころの病気やストレスへの対処法など自殺予防や関係機関と連携した自殺企図者への支援等について研修を実施する。
- ② 自殺予防に関係する文部科学省の通知や啓発冊子等の活用について、継続的に学校等への周知を図る。
- ③ SOS の出し方教育を企画・実施できる人材を養成するための研修を実施する。

(2) 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備

- ① いじめや友人関係等の悩みを抱える子どもたちが安心して相談できるよう、公立学校においては、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置・派遣もしくは市町村が配置できるよう補助し、私立学校には費用の一部を補助することで、児童・生徒・保護者・教職員等に対する相談活動及び助言や援助を行う。あわせて、24時間対応の電話相談の活用などを周知することにより学校における相談体制の充実を図る。

(3) 学校での事後対応

- ① 自殺や自殺未遂、自殺を企図する兆候が見られた後の周りの人々に対するこころのケアが行われるよう、臨床心理士やスクールカウンセラー等を活用し、児童・生徒・保護者・教職員等に対する相談活動及び助言や援助を行う。

(4) 学校等関係機関と連携した自殺対策

- ① 大学などにおいて、こころの健康に関する健康教育や啓発イベントを実施する。
- ② 子ども・若者に関わる関係機関と、若者の自殺の状況や課題を共有するなど、関係機関と連携した自殺対策を推進する。

(5) 若年層への相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信

- ① 若年層を対象とした電話相談や若年層が使い慣れている SNS を活用した相談を実施するとともに、個別支援を必要とする人を適切な支援機関につなぐなど支援体制を整備する。
- ② 支援を必要としている人が、適切な支援策に係る情報を得ることができるよう、インターネットを活用した情報発信など、情報の集約、提供を強化する。

(6) 若者に対する就労支援

- ① 地域若者サポートステーションにおいて、地域の関係機関とも連携し、若年無業者等の職業的自立をそれぞれの若者に合った手法で継続的・包括的に支援する。
(再掲)

(7) 妊産婦の相談支援

- ① メンタルヘルスに不調を抱える妊産婦や思いがけない妊娠に悩む人等に対し、妊娠出産に関する正しい情報の提供を含め、産前・産後を通じた相談体制の充実を図る。
- ② 流産・死産等で子どもとの死別を経験された人に対し、専門相談やピアサポートグループの開催などを実施する。

(8) 若者に関わる支援者の資質の向上

- ① 若者のこころの特徴についての理解や支援に必要な視点を学ぶ研修を行う。

第5章 推進体制等

第1節 大阪府における推進体制

関連機関等や庁内関係部局と連携を図り、本計画の取組みを推進するための体制は以下のとおり。

(1) 大阪府自殺対策審議会

本計画に基づく施策の実施状況や目標の達成状況等の点検・検証など、自殺対策の総合的な推進のために必要な事項についての協議等を行う。

(2) 大阪府自殺対策推進本部

庁内関係部局が連携し自殺対策を総合的に進めるため、必要な協議等を行う。

(3) 大阪府自殺対策推進センター（大阪府こころの健康総合センター）

市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、市町村等への適切な助言や情報提供等を行う。

第2節 計画の進捗管理等

「大阪府自殺対策審議会」において、本計画に基づく施策の実施状況や目標の達成状況等を点検・検証し、計画の適切な進捗管理を行うとともに、新たな課題への対応など、必要に応じて施策・事業の見直し、改善に努める。また、計画最終年度には、目標の達成状況等を検証・評価し、次期計画に反映する。

第3節 計画の見直し

本計画は、国における自殺対策の取組みなどを踏まえ、おおむね6年を目途に見直しを行う。なお、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、施策の実施状況や目標の進捗状況等により、適宜見直しを行うものとする。

資料編

1. 大阪府の自殺の状況に関するデータ

(1) 年齢階層別死因順位

40歳未満では、平成24年から「自殺」が死因の第1位であり、全死因の30%以上を占めている。また、40歳から59歳でも、「悪性新生物」「心疾患」に続き、「自殺」は死因の第3位となっている

図1 年齢階層別の死因順位(上位3位まで)

年齢層	順位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
~39歳	1位	自殺 (33.5%)	自殺 (33.7%)	自殺 (32.2%)	自殺 (30.2%)	自殺 (33.6%)	自殺 (33.4%)	自殺 (34.1%)	自殺 (33.7%)	自殺 (38.7%)
	2位	悪性新生物 (14.2%)	悪性新生物 (15.7%)	悪性新生物 (14.6%)	悪性新生物 (15.4%)	悪性新生物 (14.9%)	悪性新生物 (13.8%)	悪性新生物 (13.0%)	悪性新生物 (14.5%)	悪性新生物 (11.9%)
	3位	不慮の事故 (11.6%)	不慮の事故 (11.6%)	不慮の事故 (10.4%)	不慮の事故 (12.1%)	不慮の事故 (11.0%)	不慮の事故 (10.9%)	不慮の事故 (12.5%)	不慮の事故 (10.5%)	不慮の事故 (10.0%)
年齢層	順位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
40~59歳	1位	悪性新生物 (39.6%)	悪性新生物 (38.7%)	悪性新生物 (38.3%)	悪性新生物 (38.5%)	悪性新生物 (39.1%)	悪性新生物 (38.1%)	悪性新生物 (36.5%)	悪性新生物 (36.5%)	悪性新生物 (35.2%)
	2位	心疾患 (14.0%)	心疾患 (14.6%)	心疾患 (14.0%)	心疾患 (14.9%)	心疾患 (15.2%)	心疾患 (15.0%)	心疾患 (16.1%)	心疾患 (16.6%)	心疾患 (15.9%)
	3位	自殺 (11.7%)	自殺 (11.2%)	自殺 (12.0%)	自殺 (11.7%)	自殺 (10.5%)	自殺 (9.8%)	自殺 (9.8%)	自殺 (9.8%)	自殺 (9.5%)
年齢層	順位	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年
60歳以上	1位	悪性新生物 (32.21%)	悪性新生物 (30.95%)	悪性新生物 (31.15%)	悪性新生物 (30.96%)	悪性新生物 (30.4%)	悪性新生物 (29.5%)	悪性新生物 (28.6%)	悪性新生物 (29.0%)	悪性新生物 (29.0%)
	2位	心疾患 (16.63%)	心疾患 (16.21%)	心疾患 (15.84%)	心疾患 (15.63%)	心疾患 (15.9%)	心疾患 (16.4%)	心疾患 (16.5%)	心疾患 (16.1%)	心疾患 (16.2%)
	3位	肺炎 (11.48%)	肺炎 (11.40%)	肺炎 (11.19%)	肺炎 (11.06%)	肺炎 (11.1%)	肺炎 (8.8%)	肺炎 (8.8%)	肺炎 (8.7%)	肺炎 (7.3%)

大阪府人口動態調査「人口動態データ(死亡)」から作成

(2) 原因・動機別自殺者数の推移

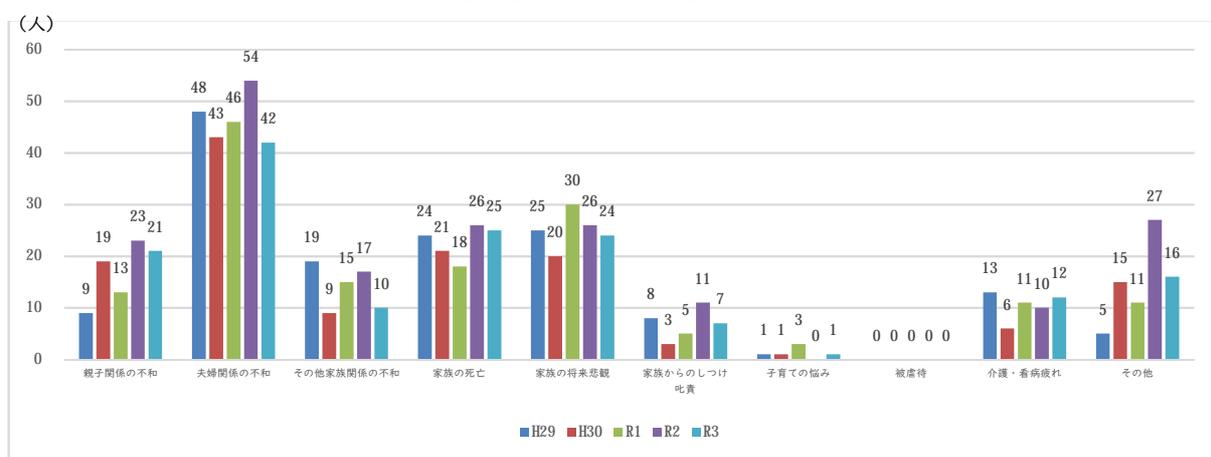
原因・動機別自殺者数(計画 P.6)について、「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」「男女問題」「学校問題」「その他」を細かく確認した。

① 家庭問題

男性:いずれの年も「夫婦関係の不和」が最も多い。(図2-1)

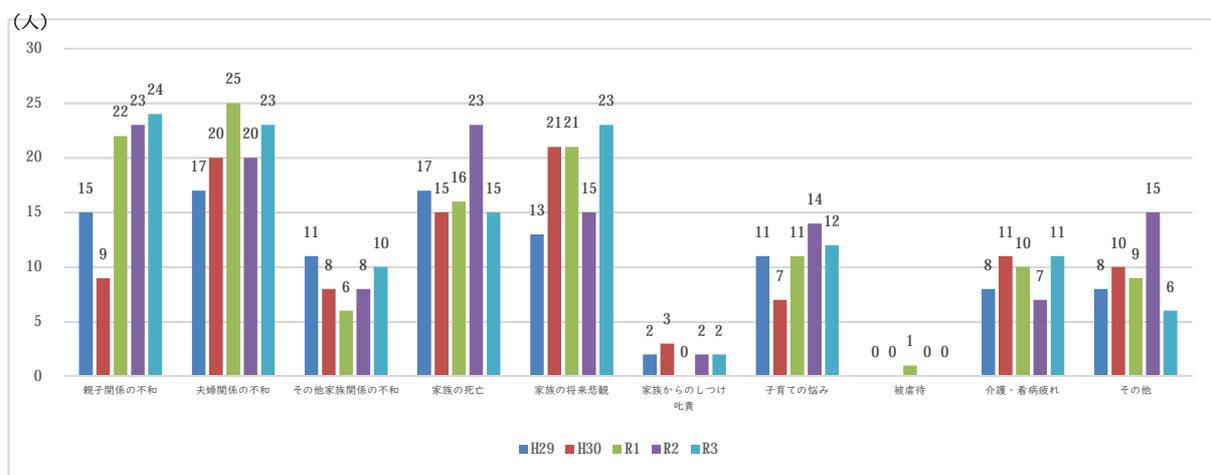
女性:「親子関係の不和」「夫婦関係の不和」「家族の死亡」「家族の将来悲観」が多いが、特に「親子関係の不和」が近年増加傾向にある。(図2-2)

図2-1 家庭問題における自殺者数の推移(男性)



出典:自殺統計原票データの特別集計・発見日住居地(厚生労働省提供データから大阪府が作成)

図2-2 家庭問題における自殺者数の推移(女性)



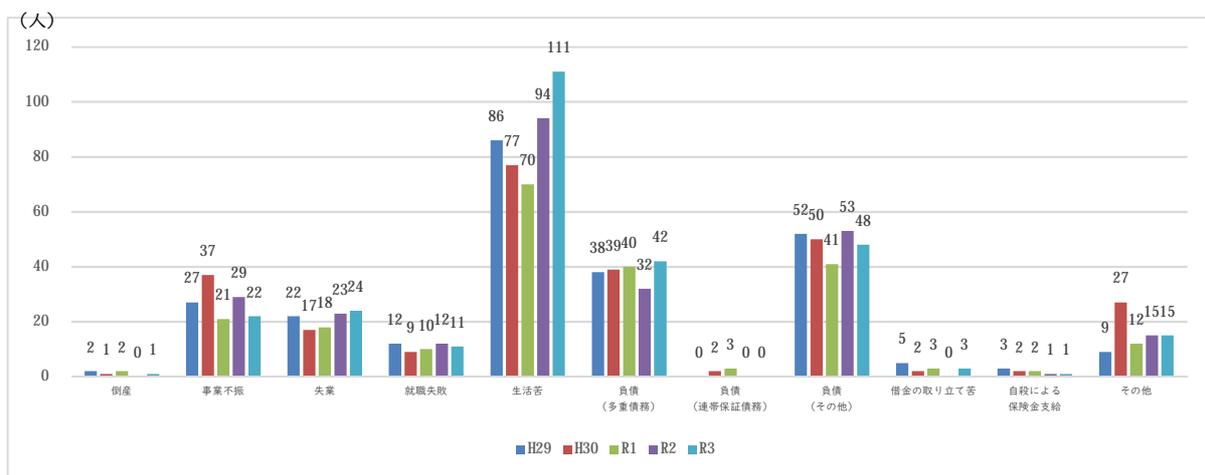
出典:自殺統計原票データの特別集計・発見日住居地(厚生労働省提供データから大阪府が作成)

② 経済・生活問題

男性:いずれの年も「生活苦」が最も多く、令和2年以降増加傾向にある。(図2-3)

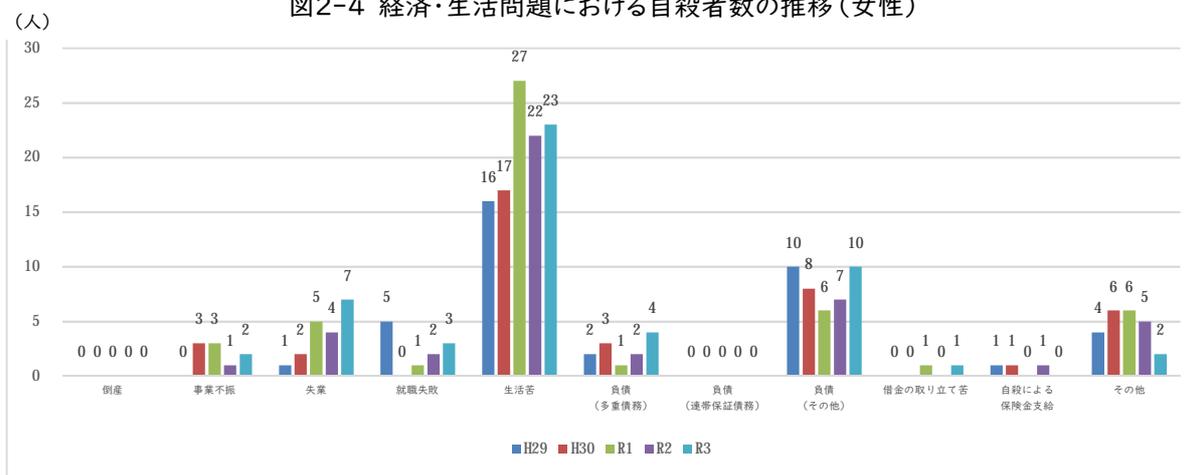
女性:いずれの年も「生活苦」が最も多い。(図2-4)

図2-3 経済・生活問題における自殺者数の推移(男性)



出典:自殺統計原票データの特別集計・発見日住居地(厚生労働省提供データから大阪府が作成)

図2-4 経済・生活問題における自殺者数の推移(女性)



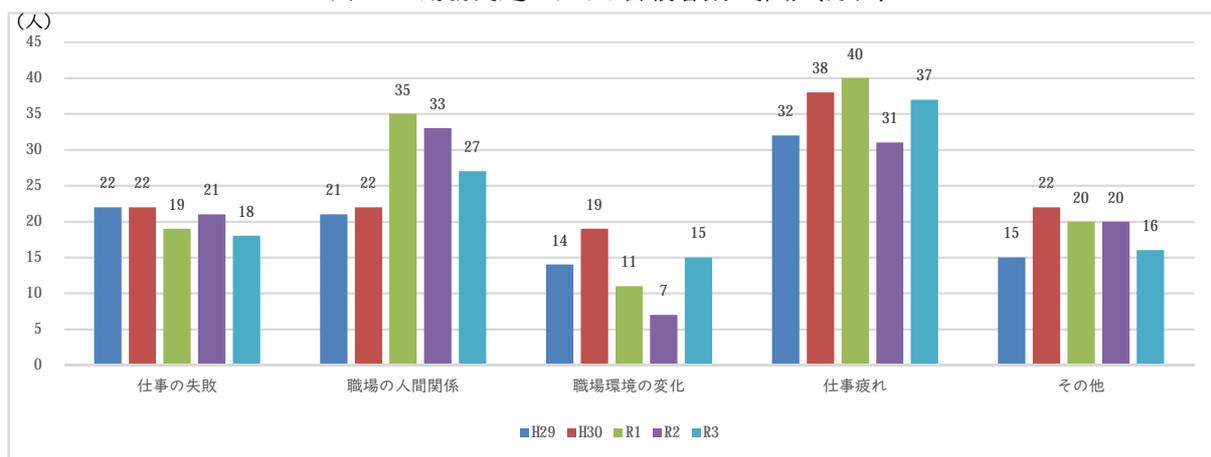
出典:自殺統計原票データの特別集計・発見日住居地(厚生労働省提供データから大阪府が作成)

③ 勤務問題

男性：「仕事疲れ」、「職場の人間関係」が多い。(図2-5)

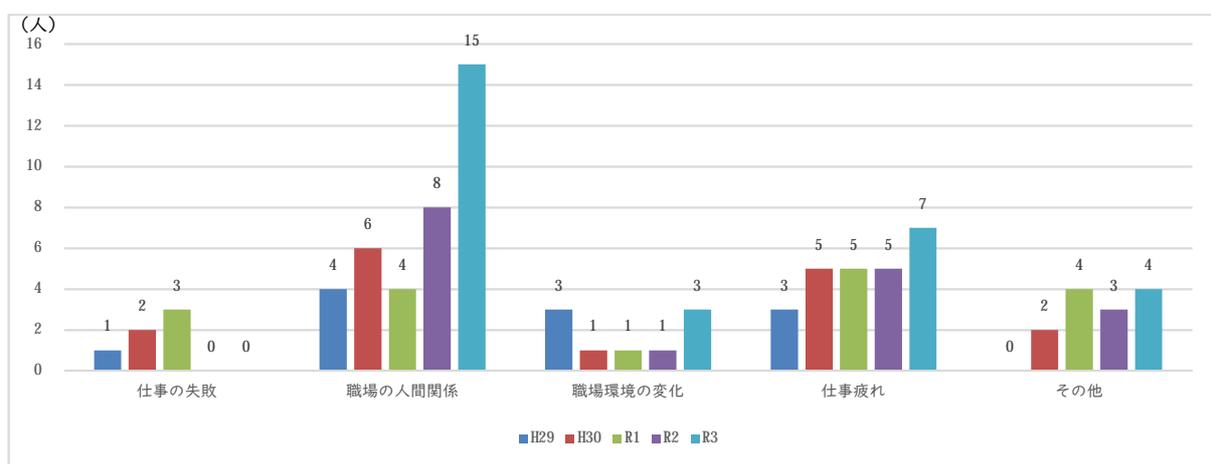
女性：「仕事疲れ」、「職場の人間関係」が多いが、令和3年は「職場の人間関係」が大きく増加した。(図2-6)

図2-5 勤務問題における自殺者数の推移(男性)



出典：自殺統計原票データの特別集計・発見日居住地(厚生労働省提供データから大阪府が作成)

図2-6 勤務問題における自殺者数の推移(女性)



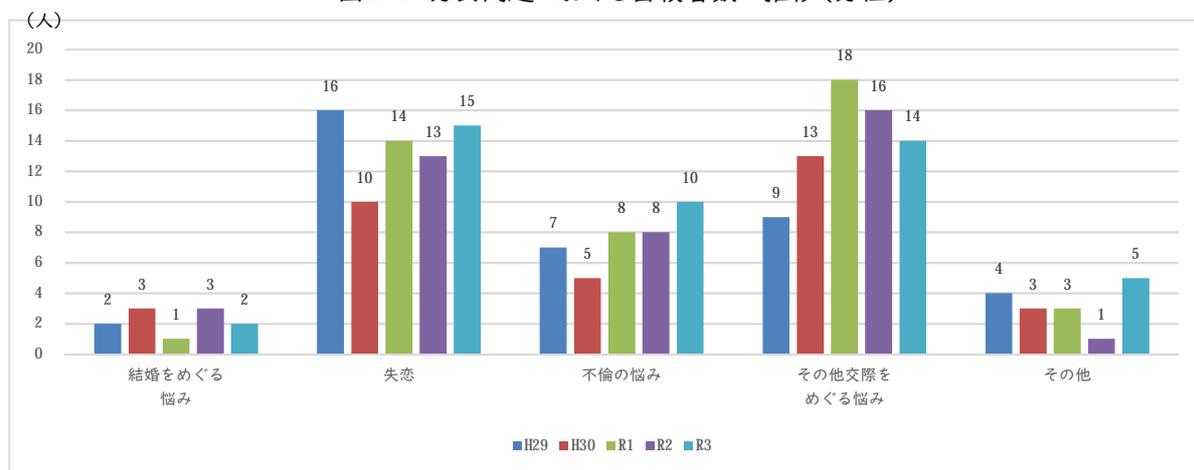
出典：自殺統計原票データの特別集計・発見日居住地(厚生労働省提供データから大阪府が作成)

④ 男女問題

男性：「失恋」と「その他交際をめぐる悩み」が多い。(図2-7)

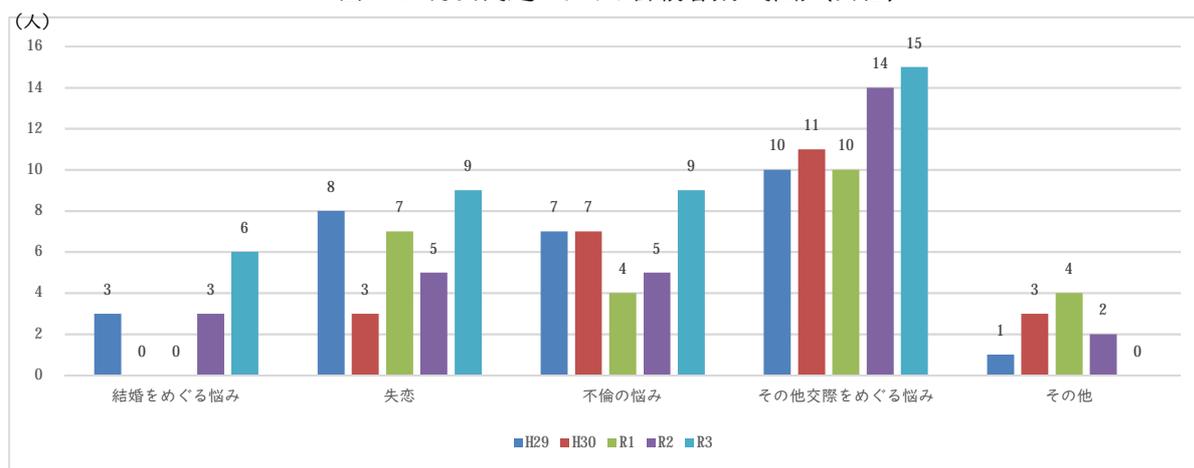
女性：「その他交際をめぐる悩み」がいずれの年も最も多い。(図2-8)

図2-7 男女問題における自殺者数の推移(男性)



出典：自殺統計原票データの特別集計・発見日住居地(厚生労働省提供データから大阪府が作成)

図2-8 男女問題における自殺者数の推移(女性)



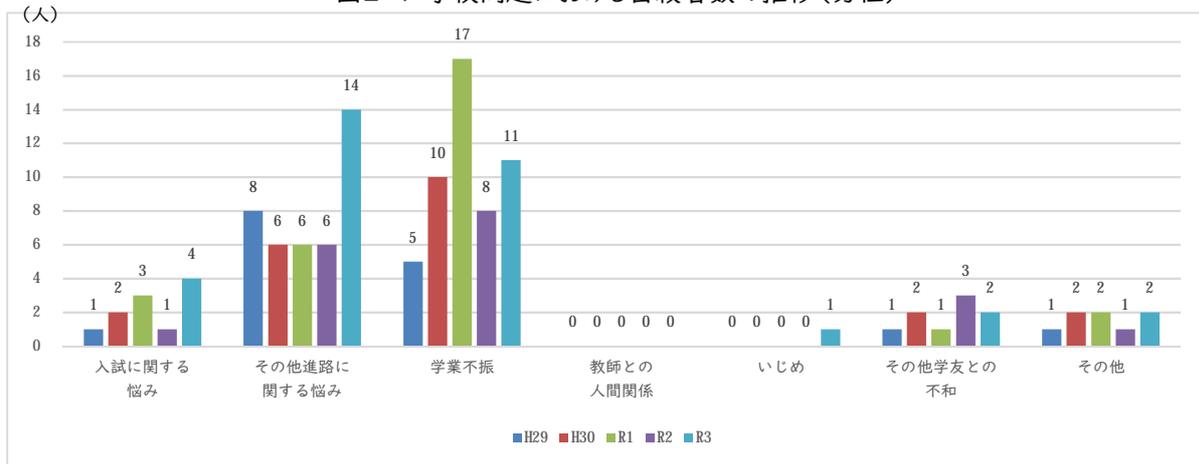
出典：自殺統計原票データの特別集計・発見日住居地(厚生労働省提供データから大阪府が作成)

⑤ 学校問題

男性：「その他進路に関する悩み」、「学業不振」が多いが、令和3年は「その他進路に関する悩み」が大きく増加。(図2-9)

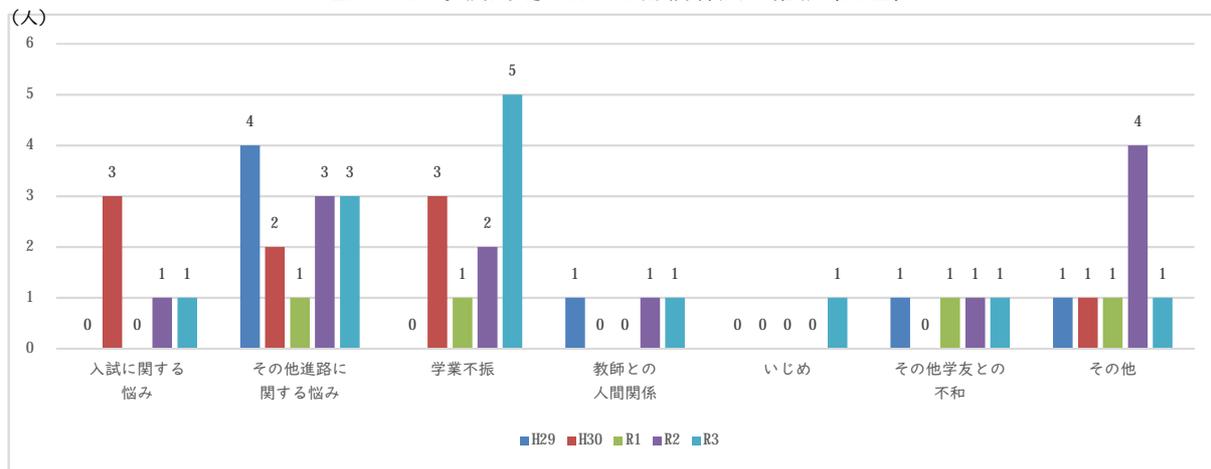
女性：「その他進路に関する悩み」、「学業不振」が多い。(図2-10)

図2-9 学校問題における自殺者数の推移(男性)



出典：自殺統計原票データの特別集計・発見日住居地(厚生労働省提供データから大阪府が作成)

図2-10 学校問題における自殺者数の推移(女性)



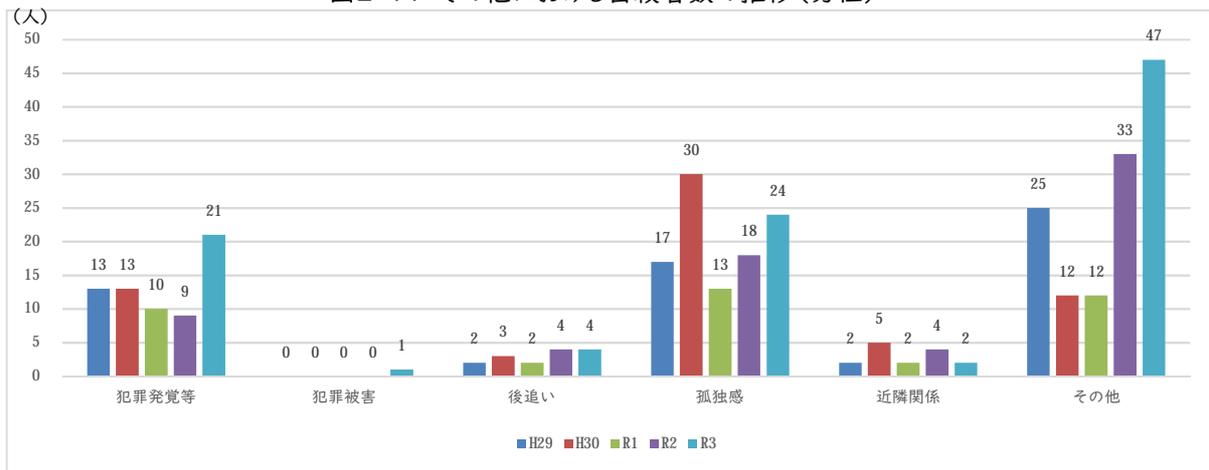
出典：自殺統計原票データの特別集計・発見日住居地(厚生労働省提供データから大阪府が作成)

⑥ その他

男性：「その他」を除くと「孤独感」がいずれの年も最も多く、次いで「犯罪発覚等」となっている。(図2-11)

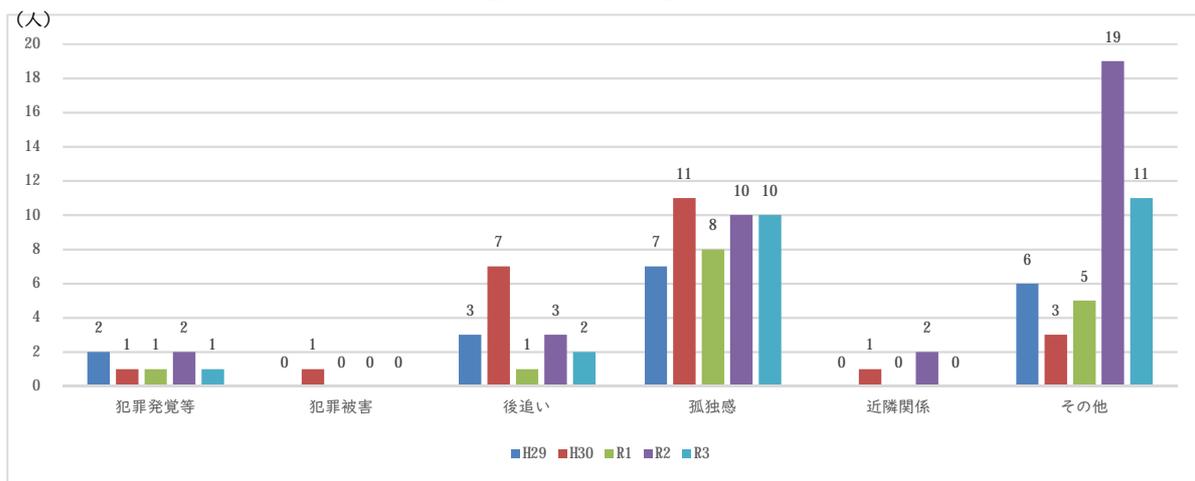
女性：「その他」を除くと「孤独感」がいずれの年も最も多い。(図2-12)

図2-11 その他における自殺者数の推移(男性)



出典：自殺統計原票データの特別集計・発見日住居地(厚生労働省提供データから大阪府が作成)

図2-12 その他における自殺者数の推移(女性)



出典：自殺統計原票データの特別集計・発見日住居地(厚生労働省提供データから大阪府が作成)

2. 府民調査の結果(概要)

《目的》 計画策定にあたり、府民の自殺対策の認知度やうつ・自殺に対する意識などを把握するために実施

《調査期間》 令和4年7月14日(水)～19日(火)

《調査対象》 18歳以上の府民2,000名

《調査方法》 **WEB** 回答方式※1

《回答者の属性》男性が952名(47.4%)、女性が1,048名(52.2%)、性別は答えたくないが8名(0.4%)。回答者の年代別、職業別の割合は図3、4のとおりである。

図3 回答者の年代別の割合

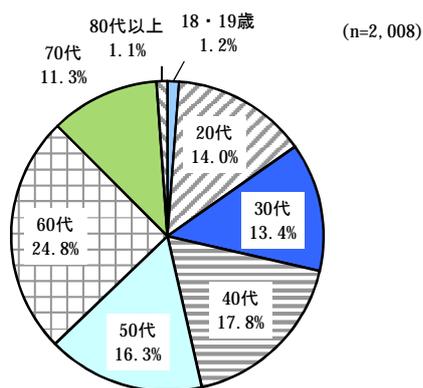
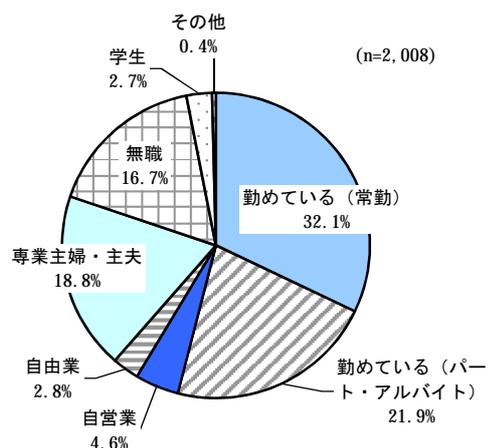


図4 回答者の職業別の割合

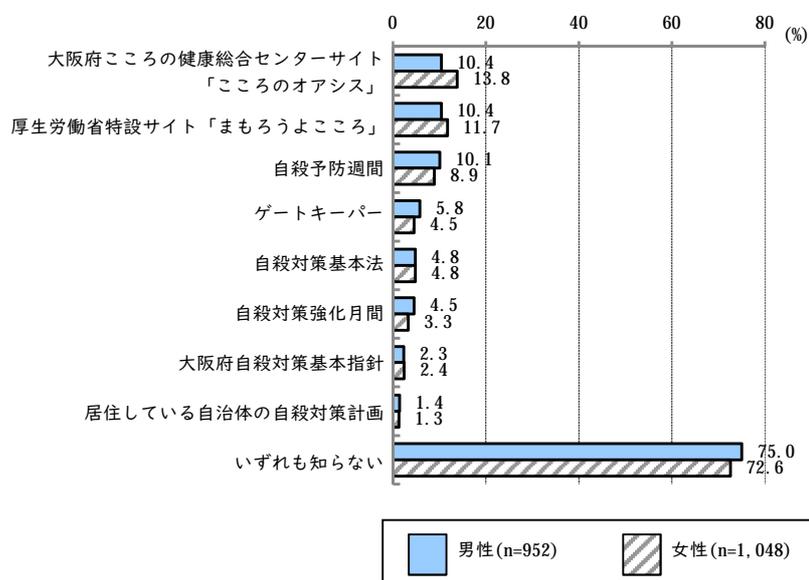


※1) インターネットリサーチ会社が保有するモニターから18歳以上の府民に対し調査協力を依頼。国勢調査結果に基づいた居住地域別、男女別、年代別に回収目標とするモニター数を割り当て、2,000人の回答を得るまで配信して回答を得た。

(1) 府の自殺対策の認知度

男女ともに、「いずれも知らない」が最多。(図5)

図5 自殺対策の認知度(複数回答可)

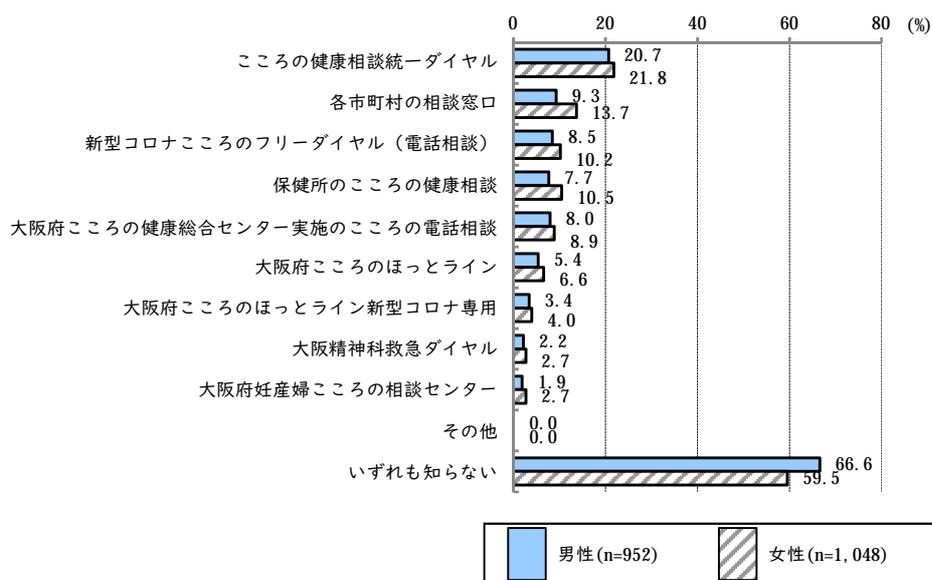


出典:大阪府自殺対策に関する意識調査

(2) 府の相談窓口の認知度

男女ともに、「いずれも知らない」が最多。(図6)

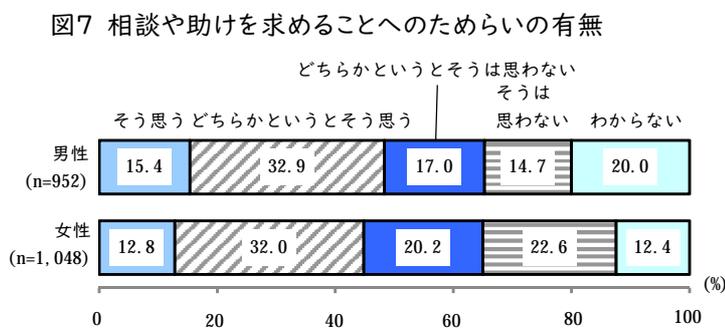
図6 大阪府相談窓口で知っているもの(複数回答可)



出典:大阪府自殺対策に関する意識調査

(3) 相談や助けを求めることへのためらいの有無

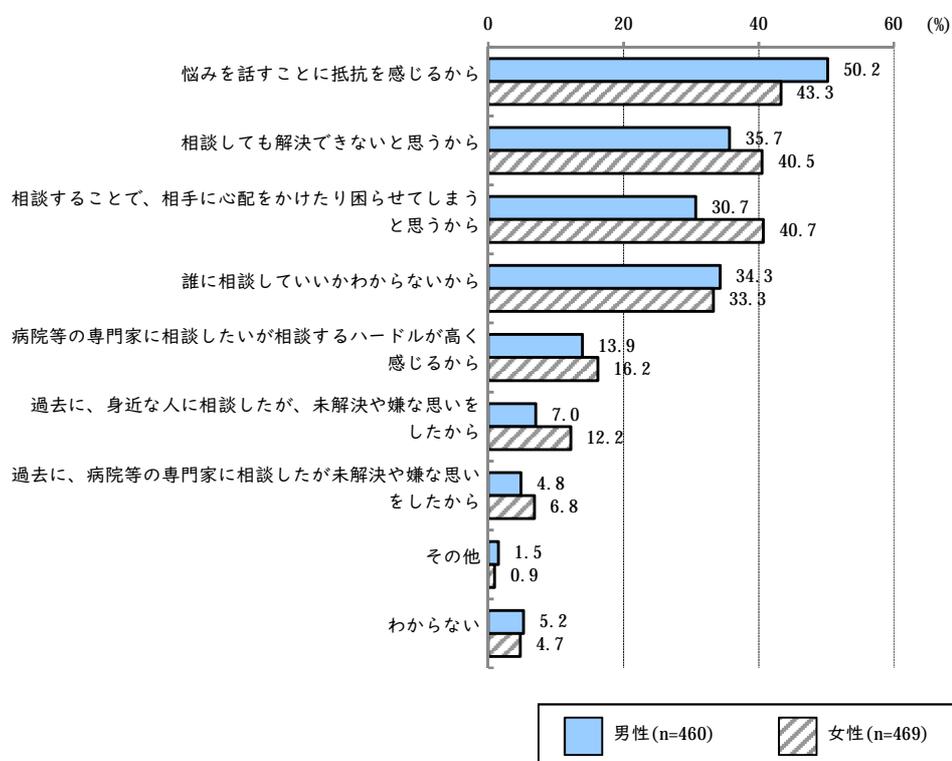
男女ともに「どちらかというと思う」が最も高く、「そう思う」と合わせると全体の約半数を占める。(図7)



出典:大阪府自殺対策に関する意識調査

「相談や助けを求めることのためらいを感じる理由」としては、男女ともに「悩みを話すことに抵抗を感じるから」が最も高い。(図8)

図8 相談や助けを求めることのためらいを感じる理由(複数回答)

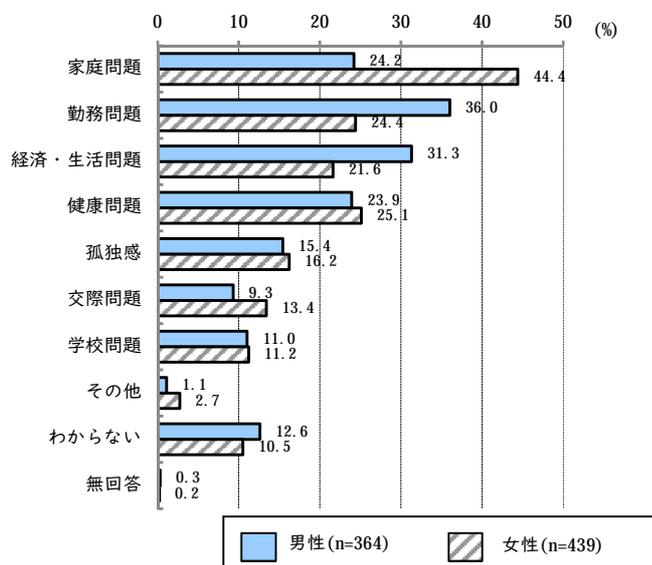


出典:大阪府自殺対策に関する意識調査

(4) 自殺を考える原因

本気で自殺をしたいと考えたことや死にたい気持ちになったことがあった人に、その原因を聞いたところ、男性が「勤務問題」、女性が「家庭問題」の割合が最も高かった。(図9)

図9 自殺を考える原因(複数回答)

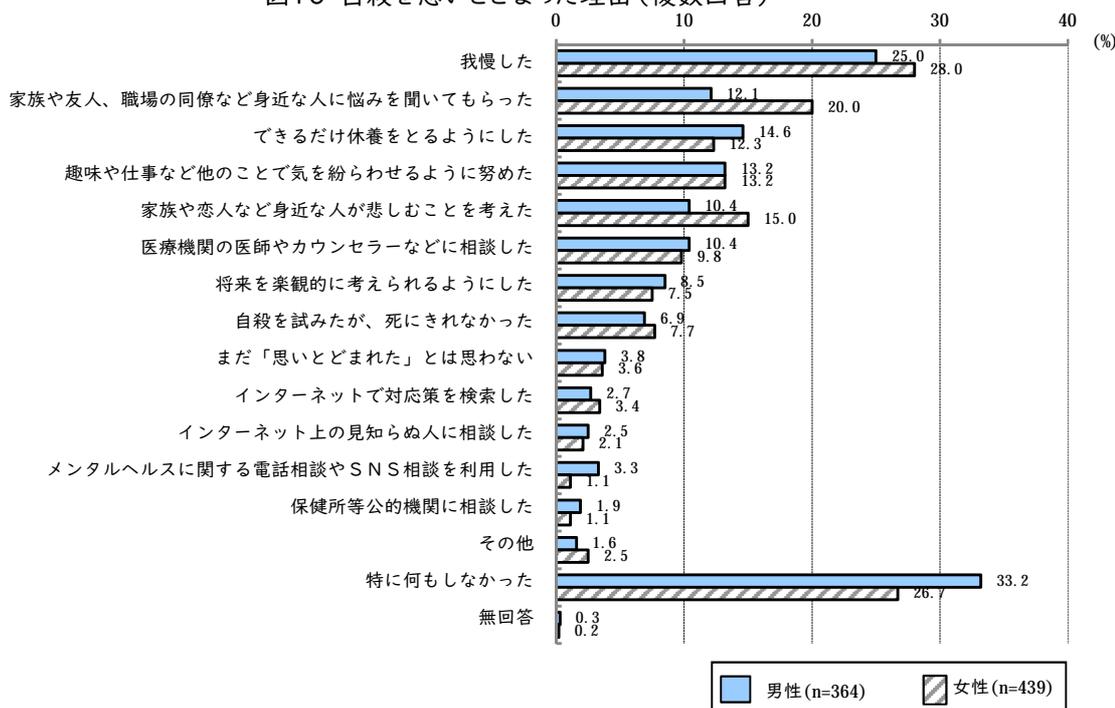


出典:大阪府自殺対策に関する意識調査

(5) 自殺を思いとどまった理由

男性は「特に何もしなかった」、女性は「我慢した」の割合が最も高かった。女性は「家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらった」も多い。(図10)

図10 自殺を思いとどまった理由(複数回答)

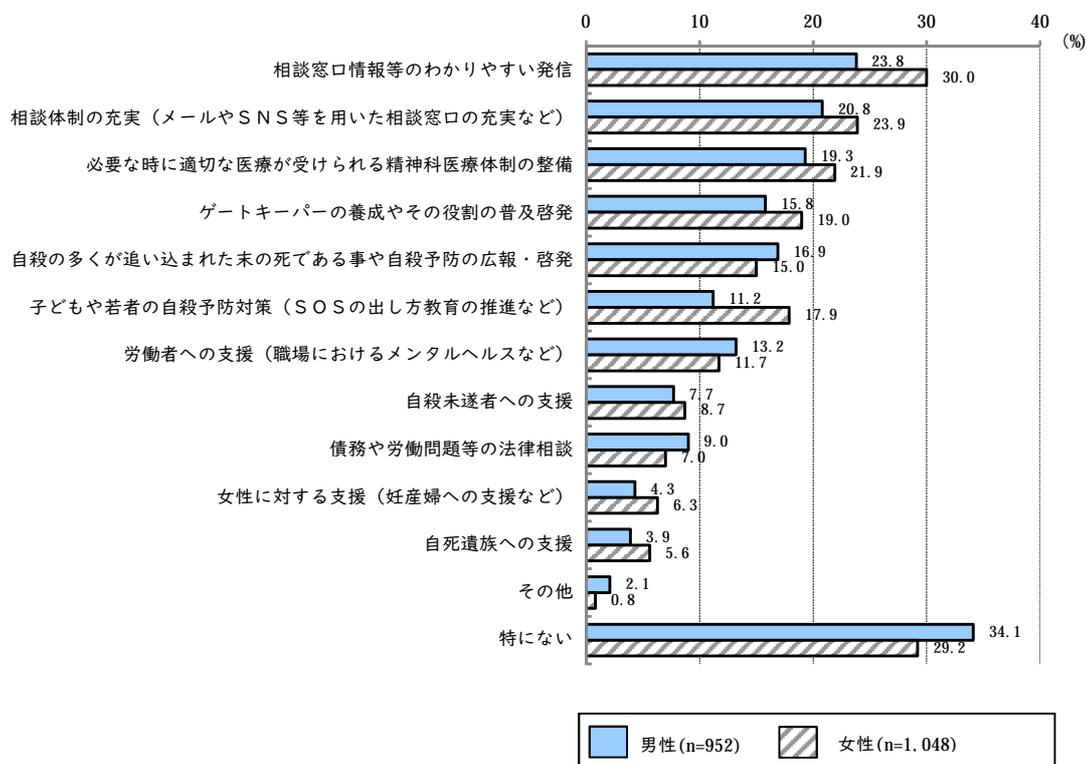


出典:大阪府自殺対策に関する意識調査

(6) 今後求められる自殺対策

男性は「特にない」が最も高く、次いで「相談窓口情報等のわかりやすい発信」となっている。女性は「相談窓口情報等のわかりやすい発信」が最も高い。(図11)

図11 今後求められる自殺対策(3つまで回答可)



出典:大阪府自殺対策に関する意識調査

3. 基本指針における取組みと事業の達成状況

基本指針における重点的な施策に係る事業について、平成29年度から令和3年度までの取組み実績を踏まえ、担当部局において取組みの評価を実施した。

「平成29年度から令和3年度までの取組実績を基にした評価区分」

A: 達成度が75%以上100% B: 達成度が50%以上75%未満 C: 達成度が25%以上50%未満 D: 達成度が25%未満達成

重点的な施策	基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目指すべき姿・目標 (成果指標)	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	担当課	
1	1 (1) ①	市町村自殺対策計画の策定支援	国から提供される地域自殺実態プロフィールや政策パッケージなど、市町村の地域自殺対策計画策定に必要な情報を提供するなど策定の支援を行う。	各市町村が自殺対策計画を策定し、実践的な取組みが推進される。	市町村自殺対策計画策定数 H29: 1市町村 H30: 39市町村 R1: 40市町村 R2: 41市町村 R3: 41市町村	A: 75%以上100%達成	こころの健康総合センター
2	2 (1) ①	厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	適切に情報収集を行い、提供資料の分析を行い、実態を把握し、事業実施に活かすことができるようになる。	分析資料作成数 のべ80回 H29: 1回 H30: 9回 R1: 10回 R2: 19回 R3: 41回	A: 75%以上100%達成	こころの健康総合センター
3	2 (1) ①	厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	府内の自殺の実態を把握・分析したものをと、広域での実施が効果的な事業を実施できるようになっている。	分析結果の共有 庁内会議 のべ4回 H29: 1回 H30: 1回 R1: 1回 R3: 1回 市町村会議 のべ5回 H29: 2回 H30: 1回 R1: 1回 R3: 1回	A: 75%以上100%達成	地域保健課
4	2 (1) ①	自殺統計データの提供	月別自殺者数(暫定値)等の自殺統計データの提供	継続して大阪府等に対して自殺統計データの提供を行う。	提供頻度: 月1回	A: 75%以上100%達成	生活安全総務課
5	2 (2) ①	自殺者等の資料収集と情報の発信	自殺に関する統計資料等について分析・自殺の現状等情報提供(市町村別)	統計資料をもとに市町村に対して自殺の現状等を迅速な情報提供を行い、計画策定等に活かすことができている。	分析結果の共有 のべ67回 H29: 13回 H30: 13回 R1: 13回 R2: 13回 R3: 15回	A: 75%以上100%達成	こころの健康総合センター
6	3 (1) ①	インターネットによる普及啓発	インターネットを活用し自殺や自殺関連事象に関する情報を提供し正しい知識の普及を行う。	インターネットの活用により自殺や自殺関連事象等の正しい知識の普及が図られるようになる。	ホームページ更新回数 のべ201回 H29: 滞廃棄のため記録なし H30: 46回 R1: 53回 R2: 54回 R3: 48回	A: 75%以上100%達成	こころの健康総合センター
7	3 (1) ①	ハートサポートプロジェクト(若年層に向けた自殺予防巡回窓口の広報・周知)	こころの不調をきたす若年層をターゲットとし、こころの相談窓口(電話・SNS)の積極的な活用を呼びかける効果的な広報・周知を展開する。 【令和4年度新規事業】	動画を通じてこころの相談窓口を知ってもらい、悩みやストレスを抱えた際に気軽に利用してもらう。	【R4年度新規事業】		地域保健課
8	3 (1) ②	エイズ予防対策事業	府保健所医師・保健師等のエイズカウンセリング能力の向上を目的とした研修会及び個別施策層への支援について理解を深めるための普及啓発講習会の開催	MSM(男性間で性的行為を行う者)への理解を深め、HIV/AIDSをはじめ、その他感染症の予防啓発に繋げられるようになる。	①HIV/AIDS基礎研修参加者数 のべ113名 H29: 26名、H30: 23名、R1: 26名、R2: 9名、R3: 29名 ②エイズカウンセリング研修(基礎編)参加者数 のべ79名 H29: 19名、H30: 13名、R1: 22名、R2: 0名、R3: 25名 ③エイズカウンセリング研修(応用編)参加者数 のべ66名 H29: 14名、H30: 11名、R1: 41名、R2: 0名、R3: 0名 ④HIV検査相談指導者研修会参加者数 のべ60名 H30: 20名、R1: 33名、R2: 1名、R3: 6名 ⑤性感染症予防講習会参加者数 のべ630名 H29: 214名、H30: 164名、R1: 196名、R2: 0名、R3: 56名 ⑥STI学習会参加者数 のべ238名 H29: 46名、H30: 64名、R1: 50名、R2: 35名、R3: 43名 ※参加者数が0名の年: コロナの影響のため開催せず	A: 75%以上100%達成	感染症対策企画課
9	3 (1) ②	人権啓発事業	同性愛者、性同一性障がい者等の性的マイノリティに関する正しい知識の普及啓発を行う。 性の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくす。(※R2.5月更新)	性的指向及び性自認の多様性に関する府民の関心及び理解を深める。(※R2.5月更新)	○啓発冊子 大阪府人権白書「ゆまにてな」発行部数 黒字版: のべ200,000部、点字版: のべ850部 ○府職員向け研修 【H29年度】 ・府民向け啓発チラシ配布数: 31,000枚 ・府内大学へ性的マイノリティに関する人権啓発ステッカー配布: 2,500枚作成 ・府民向け講演会参加者数: 600名 【H30年度】 ・性的マイノリティの人権問題に関する府民向け講演会来場者数: 965名 ・学生企画による啓発コンテンツ制作 【R1年度】 ・性の多様性を考えるセミナー参加者数: 約260名 ・当事者による交流会 ・「大阪府の性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解に関する条例」施行 ・「大阪府パートナーシップ宣言証明制度」開始 【R2年度】 ・性の多様性に関するセミナー視聴数: 284件 ・性の多様性に関する啓発動画放映場所: 4箇所 ・性の多様性に関する啓発ポスター配布数: 6,000枚 ・パートナーシップ宣言証明制度の運用 【R3年度】 ・性の多様性セミナー「YouTube大阪府公式チャンネル」にて配信 ・性の多様性に関する啓発動画放映回数: 1,124回 ・パートナーシップ制度のPRリーフレット作成 ・パートナーシップ宣言証明制度の運用	A: 75%以上100%達成	人権局

重点的な施策		基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 自さすべき姿・目標(成果指標)	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	担当課		
10	3	(2)	①	自殺予防普及啓発	国が設定する自殺予防週間(9月10日の世界自殺予防デーから1週間)、及び自殺対策強化月間(3月)に、市町村や関係機関・団体が啓発活動を重点的に推進できるよう自殺対策推進センターと連携しながら情報提供等を行う。	・国や府における自殺対策の取組み等について情報収集し、市町村や保健所等に情報提供することで、地域の実状に応じた取組みの参考となり、地域の自殺対策が強化されている。 ・自殺についての情報を多く提供することで、自殺が身近な社会的な問題としてとらえる府民が増えている。	府政だより掲載数 のべ10回 H29:2回 H30:2回 R1:2回 R2:2回 R3:2回 令和3年度 普及啓発事業・イベント等実施市町村 自殺予防週間:30市町村 自殺対策強化月間:29市町村	A:75%以上100%達成	地域保健課
11	3	(2)	②	相談機関等の啓発	多重債務、労働、DV、女性相談、児童問題等自殺の要因に繋がる各相談機関等を広く府民に啓発する冊子等の作成、WEB掲載	様々な相談機関等についての情報が広く府民に周知されるようになる。	冊子作成数 のべ135,700部(改訂、増刷含む) H29:0部 H30:8,000部 R1:16,500部 R2:10,000部 R3:101,200部 ホームページ更新数 のべ104回 H29:簿冊廃棄のため記録なし H30:30回 R1:25回 R2:31回 R3:18回	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
12	3	(3)	①	リーフレット作成・パネル作成・貸出	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患の理解と対応、メンタルヘルス・自殺関連のパネルやリーフレットの作成・貸出しや、ホームページを利用して普及啓発を行う。	精神疾患の理解が深まり、うつ病やアルコール依存症等の精神疾患の早期発見・早期治療が行われるようになる。	リーフレット作成数 のべ75,390部(改訂、増刷含む) H29:12,960部 H30:36,700部 R1:5,100部 R2:4,630部 R3:16,000部 パネル貸出数 のべ28回 H29:6回 H30:6回 R1:5回 R2:7回 R3:4回	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
13	4	(1)	①	教育相談に関する教職員研修	教育相談研修において、すこやか教育相談(メール相談)や関係機関連携等による自殺企図者への支援について講義。	教職員一人ひとりのカウンセリングスキル等の資質向上が図られている。	教育相談研修開催回数 のべ4回 H29:1回 H30:0回 R1:1回 R2:1回 R3:1回	A:75%以上100%達成	教育センター
14	4	(1)	②	生徒指導者養成研修の周知	文部科学省が実施する生徒指導者養成研修について、各私立学校に周知	文部科学省の研修等を活用することにより、私立学校教員の自殺対策に係るスキルが向上する。	周知先学校数 のべ933校 H29:186校 H30:187校 R1:186校 R2:187校 R3:187校	A:75%以上100%達成	私学課
15	4	(1)	②	児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会の周知	文部科学省が実施する「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」について、各私立学校に周知	文部科学省の研修等を活用することにより、私立学校教員の自殺対策に係るスキルが向上する。	周知先学校数 のべ933校 H29:186校 H30:187校 R1:186校 R2:187校 R3:187校	A:75%以上100%達成	私学課
16	4	(1)	②	いじめ防止対策推進	いじめ防止対策推進法の施策を、府内の私立学校に周知および資料を送付	いじめ防止対策推進法に基づいた対応により、いじめを原因とした自殺を防止する。	周知先学校数 のべ933校 H29:186校 H30:187校 R1:186校 R2:187校 R3:187校	A:75%以上100%達成	私学課
17	4	(1)	②	文部科学省の通知等の周知	「教師の知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月文部科学省)の活用について、府立学校への継続的な啓発。	府立学校全校に啓発冊子等の活用について周知されている。	周知先学校数 のべ990校 H29:201校 H30:199校 R1:198校 R2:197校 R3:195校	A:75%以上100%達成	高等学校課
18	4	(2)	①	自殺対策人材養成研修	うつ病や依存症・パーソナリティ障害・自死遺族など、自殺のハイリスク群や自殺念慮をもっている人への相談従事者に専門的・実践的な研修を行う。	現場のニーズに合ったテーマの研修を毎年5回以上実施し、精神保健福祉関係機関職員の相談機能が向上することで、自殺予防のための適切な対応ができる職員が増加する。 目標・年5回以上開催 ・600名(年間100名×6年)	受講者数 のべ1,741名 H29:491名 H30:305名 R1:329名 R2:367名 R3:249名	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
19	4	(2)	②	自殺対策人材養成研修	府内の医療機関職員向けにうつ病の治療に有用な認知行動療法を普及するための研修を行う。	受講者が臨床で認知行動療法を実施している。H29に研修を100名を対象に実施 ★【平成29年度で終了】	受講者数 H29:130名	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
20	4	(2)	③	自殺対策人材養成研修	過量服薬や自殺に関する研修会を開催する。	研修などを通して、過量服薬など自殺未遂に関する理解が深まる。	医療従事者受講者数 のべ46名 H29:15名 H30:13名 R1:10名 R2:5名 R3:3名	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター 業務課
21	4	(3)	②	自殺対策人材養成研修	市町村の高齢介護担当者を対象にゲートキーパー研修並びにリーダークーパ研修を行う。	市町村高齢介護担当者のゲートキーパー研修受講並びにリーダークーパ研修を実施することで、地域ごとに介護職員向けのゲートキーパー研修が開催できるようになる。 目標:受講者120名(41市町村×3年)	受講者数 のべ495名 H29:未実施 H30:未実施 R1:49名 R2:チラシ配布のみ R3:446名	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
22	4	(3)	③	民生委員・児童委員及び主任児童委員研修	民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象に研修を実施。新任委員には、住民との接し方、支援の方法や相談・応接の技術など基礎的な研修。また、経験年数に応じ、適宜、必要な知識・時事問題の研修を実施。	民生委員・児童委員及び主任児童委員に対して、要支援者への支援の仕方や相談・応接の技術などの研修を実施。 目標:毎年15回程度開催。	研修開催数 のべ68回 H29:15回 H30:15回 R1:13回 R2:13回 R3:12回	A:75%以上100%達成	地域福祉課

重点的な施策		基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目指すべき姿・目標(成果指標)	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	担当課	
23	4	(3)	①	自殺対策人材養成研修 市町村で自殺対策のリーダーとなる職員に対し、事業の企画・計画作成、ネットワーク作り、事例のコーディネート等を担うための研修を行う。	市町村自殺対策担当者の研修受講並びにリーダー養成を行うことで、地域に応じた自殺対策が推進されている。 目標:受講者数120名(41市町村×3年)	受講者数 のべ368名 H29:95名 H30:63名 R1:124名 R2:44名 R3:42名	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
24	4	(4)	①	労働相談関係機関担当者等研修 メンタルヘルス専門相談情報交換会 労働相談担当者がメンタルヘルスを必要とする労働相談への確かな対応が行えるよう、必要な知識等の習得機会を定期的に設け、資質の向上を図る。	・メンタルヘルスに対する正しい知識等の習得により、メンタルヘルスケアを含む相談への的確な対応ができるようになる。 ・研修及び情報交換会の実施。(毎年各1回)	労働相談関係機関担当者等研修会参加者数 のべ118人 H29:17人 H30:29人 R1:22人 R2:28人 R3:22人 情報交換会参加者数 のべ82人 H29:18人 H30:27人 R1:24人 R2:8人 R3:5人	A:75%以上100%達成	労働環境課
25	4	(4)	②	メンタルヘルスに関するリーフレット・自殺総合対策相談対応手引き集等の配布 消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、商工会・商工会議所等の経営相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。	リーフレット・手引き集を配布することでメンタルヘルスについての正しい知識の普及がされている。 目標:全機関124カ所	配布機関数 のべ199機関 H29:0機関 H30:0機関 R1:98機関 R2:48機関 R3:53機関	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
26	4	(4)	③	職場のメンタルヘルス対策 大阪産業保健総合支援センター等と連携し、職場におけるメンタルヘルスに関する研修を行う。	産業保健スタッフの資質向上し、職場におけるメンタルヘルス対策が推進されている。 目標:240名(年間40名×6年)	受講者数 のべ398名 H29:86名 H30:137名 R1:93名 R2:37名 R3:45名	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
27	4	(4)	④	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会 地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、大阪府版ゲートキーパー養成研修テキストを用いてゲートキーパー研修の講師となれるよう講習会で研修講師を養成する。	受講者が地域で講師としてゲートキーパー研修を開催できるようになる。 目標:受講者 40名/年	受講者数 のべ178名 H29:29名 H30:25名 R1:43名 R2:51名 R3:30名	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
28	4	(4)	④	自殺危機初期介入スキルワークショップの開催・講師派遣 今まで養成したリーダーに講師になってもらい、地域で自殺予防のゲートキーパーの役割を果たすための初期介入スキルを身につけるワークショップを開催する。	ワークショップはH29に25名を対象に開催し終了するが、要請に応じて講師派遣は継続実施し、ゲートキーパーとしてよりスキルを高めている。	ワークショップ開催数 H29:1回 講師派遣数 のべ7回 H29:1回 H30:1回 R1:3回 R2:0回 R3:2回	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
29	4	(4)	④	自殺対策人材養成研修 精神保健福祉業務従事者や自殺対策の窓口担当者、また教員、養護教諭も対象を拡大し、自殺念慮や自傷行為に関する研修会を開催する。	様々な分野において、メンタルヘルスや自殺予防に関する知識が普及されているようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年)	受講者数 のべ1,745名 H29:491名 H30:305名 R1:329名 R2:367名 R3:253名	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
30	4	(4)	④	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会 大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会を受講した職員が主となり、地域で様々な対象に向けて研修を企画・実施することを支援する。	保健所、市町村が主催で各地域でゲートキーパー養成研修を実施し、地域において研修が実施されている。 目標:受講者数6000名(年間1000名×6年)	受講者数 のべ5,177名 H29:981名 H30:1,298名 R1:1,582名 R2:599名 R3:717名	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
31	4	(5)	①	ゲートキーパー養成研修テキスト作成 地域で標準化されたゲートキーパー研修が様々な対象に向けて開催できるように、大阪府版ゲートキーパー研修教材およびリーダー養成研修テキストを作成する。	対象に応じたテキストを作成し、幅広いゲートキーパー養成に活用されている。 若年者向け教材の作成(H29)高年齢支援者向け教材の作成(H30) 既存の教材の内容更新(随時)	作成テキスト数 のべ10,100部 H29:シナリオロールプレイ700部、基礎情報編初級1,200部 H30:見るロールプレイ500部、傾聴技法初級1,500部 R1:基礎情報編初級2,200部、傾聴技法初級200部、中級200部、シナリオロールプレイ400部、 R2:若年者支援編講師用200部、受講者用500部 R3:見るロールプレイ1,000部、シナリオロールプレイ500部、基礎情報編初級1,000部 既存教材の内容更新 のべ3回 H29:1回 H30:0回 R1:0回 R2:1回 R3:1回	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
32	4	(5)	①	自殺総合対策相談対応手引き集 地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、自殺総合対策相談対応手引き集を配布する。	保健所・市町村職員に自殺総合対策相談対応手引き集を配布することで、より適切な相談対応ができるようになる。	配布数 のべ17,396部 H29:なし H30:なし R1:310部 R2:8,539部 R3:8,547部	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
33	4	(5)	①	自殺総合対策相談対応手引き集 各機関の相談担当者が相談者の背景になる様々な問題に気づき、医療や福祉・介護・生活・法律等の専門家に確実につなぎ、生きる支援をサポートするため手引き集を配布する。	各機関の相談担当者に自殺総合対策相談対応手引き集を配布することで、より適切な支援が行えるようになる。	配布数 のべ17,396部 H29:なし H30:なし R1:310部 R2:8,539部 R3:8,547部	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
34	4	(6)	①	自殺対策従事者のこころのケアに関する研修開催、講師派遣等を行う。 自殺対策従事者のこころのケアに関する研修開催、講師派遣等を行う。	研修開催、講師派遣等を行うことで、こころの健康を維持しより良い支援が行えるようになる。 目標:30回(年間5回)	研修開催数 のべ7回 H29:0回 H30:0回 R1:1回 R2:3回 R3:3回 講師派遣数 のべ15回 H29:3回 H30:3回 R1:4回 R2:3回 R3:2回	B:50%以上75%未満達成	こころの健康総合センター
35	4	(7)	①	自死遺族相談事例検討会 自死遺族相談において、相談従事者が臨床的な理解を深め、より適切な支援ができるよう事例検討会を実施する。	自死遺族からの相談に対して、こころの健康総合センターや保健所等において、より適切な支援が行えるようになる。	事例検討会開催数 のべ15回 H29:3回 H30:3回 R1:3回 R2:3回 R3:3回	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター

重点的な施策		基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目指すべき姿・目標(成果指標)	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	担当課
36	4 (7) ①	自殺対策人材養成研修	遺族に接する可能性の高い、保健所・市町村・消防・警察・教育等関係職員を対象に、適切な対応をするための研修を行う。	遺族等に対応する職員が適切に対応できるようになる。 目標: 受講者数600名(年間100名×6年)	受講者数 のべ599名 H29: 74名 H30: 90名 R1: 103名 R2: 265名 R3: 67名	A: 75%以上100%達成	こころの健康総合センター
37	5 (1) ①	配付した冊子の普及と活用を図る。	『夢や志をはぐくむ教育』指導資料集及び教師用指導書を各学校に配付し、各学校で活用。	公立の全小・中学校において「夢や志をはぐくむ教育」を活用。 ★【H30年度道徳の教科化により終了】	活用学校数 のべ893校(小学校605校、中学校288校) H29: 893校(小学校605校、中学校288校) ※小学校には義務教育学校(前期課程)を、中学校には義務教育学校(後期課程)をそれぞれ含む。	A: 75%以上100%達成	小中学校課
38	5 (2) ①	事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修会	中小企業等におけるメンタルヘルス推進担当者(人事労務担当者等)の養成	・府内事業所におけるメンタルヘルス推進担当者の養成 ・研修会受講者 2,400人(年2回×定員200人×6年間)	受講者数 のべ1,131人 H29: 325人 H30: 316人 R1: 139人 R2: 126人 R3: 225人	A: 75%以上100%達成	労働環境課
39	5 (2) ①	職場のメンタルヘルスに関するセミナーの実施	事業主等の理解を深め、良好な職場環境の形成を支援する。また、市町村、商工会議所・商工会等が実施する職場のメンタルヘルスに関するセミナーの開催に協力	・良好な職場環境の形成 ・セミナー受講者 600人(年1回×定員100人×6年間)	受講者数 のべ1,071人 H29: 313人 H30: 364人 R1: 1,015人 R2: 54人 R3: 実施なし	A: 75%以上100%達成	労働環境課
40	5 (2) ①	中小企業労働環境向上促進事業	中小企業の事業主及び人事労務担当者・労働者に労働法の基礎的知識の周知・普及と個別課題にかかる実務ノウハウを提供する講座を実施し、労働環境向上の取組みを促す。	・労使間トラブルの未然防止及び労働環境の向上 ・セミナー受講者 600人(年1回 100人×6年)	受講者数 のべ3,393人 H29: 985人 H30: 1,393人 R1: 1,015人 R2: 実施なし R3: 実施なし	A: 75%以上100%達成	労働環境課
41	5 (2) ②	メンタルヘルス専門相談	職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員等の健康問題に関する中小企業の人事労務担当者及び使用者に、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる。	・勤務問題等を理由とする自殺の防止 ・専門相談: 毎月5回 相談者600人 ・特別相談会: 毎年2回 相談者120人	専門相談者数 のべ153人 H29: 37人 H30: 36人 R1: 32人 R2: 21人 R3: 27人 特別労働相談件数 のべ2,395件 H29: 550件 H30: 608件 R1: 486件 R2: 339件 R3: 412件	A: 75%以上100%達成	労働環境課
42	5 (2) ②	男性のための電話相談事業	家族、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談に応じるもの。	男性相談員による男性のための電話相談を実施し、すべての人が個人として尊重され、性別にとらわれないこと、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざす。	相談件数 のべ1,152件 H29: 199件 H30: 227件 R1: 221件 R2: 263件 R3: 242件	B: 50%以上75%未達成	男女参画・府民協働課
43	5 (3) ①	こころの健康づくりの啓発	ストレス等から起こる様々な疾病やこころの病気の予防に関する啓発を行う。	リーフレット等の啓発を通して地域でこころの健康づくりについて理解が深まる。	リーフレット配布数 のべ9,511部 H29: 1,455部 H30: 4,955部 R1: 1,814部 R2: 599部 R3: 748部	A: 75%以上100%達成	こころの健康総合センター
44	5 (3) ②	府営公園事業の推進	府民のレクリエーションの場の提供、都市環境の改善、災害時の避難場所など多様な機能を持つ府営公園の適正な管理と整備拡充によって、快適な生活環境づくりを進める。	まちの景観や魅力を高めるとともに、親いやすポーツ、観光など多様な活動を展開でき、府民に親しまれる府営公園となっている。	19公園において事業を推進した。	A: 75%以上100%達成	都市整備部
45	5 (4) ①	災害時こころのケア体制整備	発災時、迅速かつ適切に被災地域の精神科医療及び精神保健活動の支援を行うため、大阪府DPATの体制を整備する。	ガイドライン・マニュアルを作成し、周知されている人材養成研修・災害訓練を実施、資機材等の整備おこない、災害時の対応に備えている。	大阪DPAT隊員養成数 のべ171名 H29: 65名 H30: 31名 R1: 42名 R2: 0名 R3: 33名	A: 75%以上100%達成	こころの健康総合センター
46	6 (1) ①	こころの健康相談事業	保健所において精神科医やケースワーカー、保健師等による精神保健福祉相談・訪問指導を実施し、受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を実施。	・精神障がい者が心療内科等適切な医療機関につながる。 ・精神障がい者の早期治療や社会復帰が促進される。 ・府保健所(政令市・中核市を除く)のこころの健康相談を実施。	相談件数 のべ18,291件 H29: 4,083件(12保健所) H30: 3,801件(11保健所) R1: 3,573件(10保健所) R2: 3,021件(9保健所) R3: 2,913件(9保健所)	A: 75%以上100%達成	地域保健課 保健所
47	6 (1) ①	おおさか精神科救急ダイヤル	おおさか精神科救急ダイヤルを設置し、精神疾患で受診が必要な人に対して受診可能な医療機関を紹介	・精神疾患により自傷行為を繰り返す者が適切な医療機関の紹介を受けることができる。 ・精神疾患のため自傷行為を繰り返す者が適切な相談機関が利用できるようになる。 平成34年度: 24,000件	利用件数 のべ85,918件 H29: 15,712件 H30: 16,187件 R1: 17,457件 R2: 18,753件 R3: 17,809件	B: 50%以上75%未達成	地域保健課
48	6 (1) ②	うつ病についての広報啓発	リーフレットやホームページ等を活用して、うつ病の症状に気づき、医師等の専門家に相談するよう呼びかける等、うつ病についての広報啓発を行う。	広報等によりうつ病に罹患した人がより早く医師等の専門家に相談できるようになる。 うつ病に関するリーフレットの配布数1,000部	リーフレット配布数 のべ1,667部 H29: 630部 H30: 440部 R1: 231部 R2: 298部 R3: 68部	A: 75%以上100%達成	こころの健康総合センター
49	6 (1) ③	自殺対策人材養成研修及び講師派遣	医療・福祉・教育・介護等の関係者を対象に研修開催及び講師派遣を行う。	うつ病、うつ病をはじめ精神疾患の理解を深め、早期発見・治療につながるようになる。 目標: 受講者数600名(年間100名×6年)	受講者数 のべ2,001名 H29: 400名 H30: 269名 R1: 631名 R2: 242名 R3: 459名	A: 75%以上100%達成	こころの健康総合センター

重点的な施策		基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目指すべき姿・目標(成果指標)	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	担当課		
50	6	(1)	④	関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の実施	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関の職員に対し、対応力向上のための研修を実施する。 ・依存症の本人及び家族に対して、適切に支援できる人材を増やす。 ・関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の開催。	関係機関職員専門研修受講者数 のべ1,768名 H29:356名 H30:360名 R1:370名 R2:227名 R3:455名 医療機関職員専門研修受講者数 のべ735名 H29:187名 H30:134名 R1:188名 R2:160名 R3:66名	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター	
51	6	(1)	④	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談拠点機関の選定と公表	ホームページ等により、依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談支援拠点を選定し、公表を行う。	令和3年度相談拠点機関選定数 専門医療機関:15か所(H29年度:5か所) 治療拠点機関:1か所(H29年度:1か所) 相談拠点:21か所(H29年度:21か所)	A:75%以上100%達成	地域保健課	
52	6	(1)	④	アルコール健康障害がい対策推進体制の整備	市内関係部局および府警本部等で構成する連絡会議や依存症に関連した医療機関、関係団体等で構成するアルコール健康障がい対策部会において、アルコール健康障がい対策推進計画について検討を行う。	大阪府依存症関連機関連携会議(H30.2設置) のべ4回 R2:2回 R3:2回 アルコール依存症健康障がい対策部会(H29.6月設置) のべ7回 H30:2回 R1:2回 R2:1回 R3:2回 市町村依存症対策担当者会議 のべ3回 H30:1回 R1:1回 R3:1回	A:75%以上100%達成	地域保健課 こころの健康総合センター	
53	6	(1)	④	ギャンブル等依存症対策推進体制の整備【R2年度より開始】	市内関係部局および府警本部等で構成する連絡会議や依存症に関連した医療機関、関係団体等で構成するギャンブル等依存症地域支援体制推進部会において、ギャンブル等依存症対策について検討を行う。	依存症関連機関連携会議 のべ4回 R2:2回 R3:2回 ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会 のべ3回 R2:1回 R3:2回 市町村依存症対策担当者会議 R3:1回	A:75%以上100%達成	地域保健課 こころの健康総合センター	
54	6	(2)	①	子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障がいに対応するため、大阪精神医療センターを中核とし、地域の医療・保健・教育・福祉等の関係機関と連携した支援体制の構築を図る。	府内における地域との保健福祉教育関係機関等との連携会議の開催や症例検討会等を実施。参加する関係機関を拡大させる。	連携会議 のべ1,470回 症例検討会 のべ12回	A:75%以上100%達成	地域保健課
55	6	(3)	①	ネットワーク構築支援	市町村、保健センターが取り組む市内・市外の「自殺対策における地域ネットワーク構築」に支援協力を行う。	各地域において自殺対策におけるネットワークが構築される。	地域ネットワーク参加機関数 のべ201機関 H29:21機関 H30:37機関 R1:135機関 R2:55機関 R3:44機関	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
56	7	(1)	①	教育振興補助金交付事業	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用等の事業にかかる費用の一部を補助。	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が、いじめ・悩み等の問題を早期に発見・対応する。	補助金交付学校数 のべ668校 H29:130校 H30:134校 R1:135校 R2:138校 R3:131校	A:75%以上100%達成	私学課
57	7	(1)	①	子どもの人権SOSモニター事業(法務省実施)への協力	子どもの人権SOSモニター事業に対する協力依頼を各私立小中学校に実施	法務省の取組みである「子どもの人権SOSモニター事業」を活用し、身近な人にも相談できない児童生徒の悩みを的確に把握し、関係機関と連携し問題の解決にあたる。	周知先学校数 のべ401校 H29:81校 H30:81校 R1:81校 R2:79校 R3:79校	A:75%以上100%達成	私学課
58	7	(1)	①	障がいのある生徒の高校生活支援事業	希望する学校に臨床心理士等、エキスパート支援員を派遣	各校において、臨床心理士等を活用した教育相談体制が充実するとともに、電話相談等の窓口が周知され、子どもたちが安心して相談できる環境が醸成されている。	支援員派遣先学校数 のべ760校 H29:155校 H30:153校 R1:152校 R2:151校 R3:149校	A:75%以上100%達成	高等学校課
59	7	(1)	①	福祉・医療関係人材の活用事業費	希望する学校に臨床心理士等を配置し、学校における教育相談体制の充実を図る。	臨床心理士を活用することで、友人関係、家庭環境等の課題からくる、子どもの不安定な精神の安定化をはかり、安心して学校に通学することができるようにする。	臨床心理士活用校数 のべ190校1分枝 H29:36校 H30:37校 R1:38校 R2:38校 R3:41校1分枝	A:75%以上100%達成	支援教育課
60	7	(1)	①	スクールカウンセラー配置事業	公立小中学校におけるスクールカウンセラーによる児童生徒、保護者、教職員等に対する相談活動及び助言・援助。	児童生徒が安心して相談できる体制をめざす。 児童生徒、保護者、教職員等からの個別相談への対応。	相談対応件数 のべ511,677件 H29:93,814件 H30:90,509件 R1:93,979件 R2:103,631件 R3:129,744件	A:75%以上100%達成	小中学校課
61	7	(1)	①	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーによる児童生徒を取り巻く環境の改善及び助言・援助。	児童生徒が安心して学校に通える体制をめざす。 教職員等からのすべての相談へ対応。	相談対応件数 のべ106,291件 H29:5,247件 H30:5,391件 R1:26,577件 R2:29,821件 R3:39,255件	A:75%以上100%達成	小中学校課
62	7	(1)	①	すこやか教育相談24	24時間体制で、子ども・保護者・教職員の相談に対応	学校の相談体制の充実をめざす。 24時間体制における相談への対応。	相談対応件数 のべ21,387件 H29:4,870件 H30:4,564件 R1:4,764件 R2:3,754件 R3:3,435件	A:75%以上100%達成	小中学校課

重点的な施策		基本方針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標)	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み 状況の評価	担当課
63	7 (2) ①	児童の安全確認の徹底と子ども家庭センターや市町村、警察等との連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。	児童虐待事業を認知した場合には、被害児童の安全確認及び安全確保を最優先とした対応を徹底し、児童虐待が疑われる場合は、子ども家庭センターへ確実に通告を行う。	児童虐待又はその疑いがあるとして警察から通告した児童数のべ57,352人 H29:9,305人 H30:11,119人 R1:12,609人 R2:12,294人 R3:12,025人	A:75%以上100%達成	少年課
64	7 (2) ①	子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援・市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村による相談支援、一時保護等の体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。	子ども家庭センター及び市町村児童家庭相談担当者が児童虐待相談に適切に対応し、要保護児童対策地域協議会における連携を強化することにより、子どもの適切な保護・支援を図る。	市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修開催数 のべ117講座 H29:26講座 H30:22講座 R1:23講座 R2:23講座 R3:23講座	A:75%以上100%達成	家庭支援課
65	7 (2) ②	被害者の心情に配慮した対応と、相談支援機関との連携	性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	性犯罪・性暴力被害者の事情聴取等には、女性が対応する等、被害者の心情に配慮した対応を継続し、相談支援機関との連携を強化する。	被害者の心情に配慮して事情聴取にあたる警察官を選定して、対応するほか、民間支援団体・大阪弁護士会等と連携し、被害者の要望に沿った支援を実施した。	A:75%以上100%達成	府民応接センター
66	7 (2) ②	男性のための性被害電話相談事業	性犯罪・性暴力の被害にあった男性に対して、専門の相談員(男性1名を含む2名)による電話相談を実施する	相談しづらい男性被害者の相談先として、専門の相談員(男性1名を含む2名)による電話相談を実施する	【令和4年度新規事業】		治安対策課
67	7 (3) ①	妊産婦こころの相談センター事業	拠点機関(大阪母子医療センター)に専属職員を配置し、府内(大阪市・堺市含む)でメンタルヘルスに不調を抱えていると思われる妊産婦について、ワンストップ窓口として、専門的な支援を行うとともに、関係機関等からの相談に助言を行う。	メンタルヘルスに不調を抱えていると思われる妊産婦に対する相談支援を行う。 相談件数 300件以上	相談件数 のべ2,270件 H29:354件 H30:371件 R1:398件 R2:487件 R3:573件	A:75%以上100%達成	地域保健課
68	7 (3) ①	SNS相談体制整備事業 こころのほっとライン(大学生・妊婦用)【R2年度より開始】	若者が抱える様々な心の悩みに対して、きめ細やかな相談支援を行うため、大学生や妊産婦を対象にSNS相談を行う。	SNSを活用して、心の悩みを抱える大学生や妊産婦等からの相談に対応する。 相談件数500件以上/年	相談件数 のべ1,049件 R2:485件 R3:564件	A:75%以上100%達成	地域保健課
69	7 (4) ①	返済困難者(多重債務者)への相談支援	借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する充実した相談対応の取組みの推進を図る。	借金問題の解決に向けて、債務者の状況に応じた債務者の自立・生活再建を支援する相談対応。 ★【平成30年3月30日をもって、相談業務終了】	相談件数 H29:908件	B:50%以上75%未満達成	金融課
70	7 (4) ②	生活困窮者自立支援事業	広域自治体として府内における福祉事務所設置自治体の取組みの広域支援を行うとともに、府福祉事務所設置自治体(郡部)として、必須事業に加え、全ての任意事業を実施する。また、認定訓練事業所の確保及び利用促進を行う。	効果的な広域支援を行うため、市町村連絡会議や全市町村訪問を実施する。また、管内福祉事務所設置自治体の円滑な事業実施や任意事業の促進を図るとともに、郡部における実施体制の確保を行う。	市町村連絡会議開催数 のべ13回 H29:4回 H30:4回 R1:2回 R2:2回 R3:1回 市町村訪問回数 H29:全43市町村 H30:全43市町村 R1:全43市町村 R2:0市町村(書面により全43市町村に対し実施状況調査を実施)※コロナの影響のため R3:9市町村(任意事業未実施自治体)※コロナの影響のため	A:75%以上100%達成	地域福祉課
71	7 (4) ③	各実施機関が行う家庭訪問等	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問や電話連絡等による生活状況等の把握を行う。	各実施機関が家庭訪問等を世帯の状況に応じ必要な回数実施。	家庭訪問や電話連絡等による生活状況等把握数(月の被保護世帯数) H29:1,286世帯(年度平均) H30:1,269世帯(") R1:1,257世帯(") R2:1,232世帯(令和3年3月分速報値) R3:1,189世帯(令和4年3月分速報値)	A:75%以上100%達成	社会援護課
72	7 (5) ①	労働相談	「労働契約」、「賃金」や「解雇・退職勧奨」などの労働問題に関する相談に対応	安定した労使関係構築の支援	労働相談件数 のべ52,786件 H29:11,604件 H30:11,163件 R1:10,121件 R2:9,275件 R3:10,623件 特別労働相談件数(再掲)のべ2,395件 H29:550件 H30:608件 R1:486件 R2:339件 R3:412件	A:75%以上100%達成	労働環境課
73	7 (5) ①	労働情報発信ステーション事業	府内7地域で職場のハラスメントを中心とした労働相談会を実施。労働相談、労働関係法令の周知・啓発も行う。	安定した労使関係構築の支援 府内7地域で開催 相談者 183人 情報提供 1,600件	労働相談会開催数 のべ134回 H29:24回 H30:19回 R1:17回 R2:38回 R3:36回	A:75%以上100%達成	労働環境課
74	7 (5) ②	OSAKAしごとフィールドによる雇用・就業環境の改善を目指した就業支援の総合サービス	学生・若者・就職困難者等の求職者等に対する就業支援を実施。	就職決定者数 のべ31,937人 H29:8,023人 H30:7,103人 R1:6,887人 R2:3,343人 R3:6,581人	A:75%以上100%達成	就業促進課	
75	7 (5) ③	大阪府地域若者サポートステーションによる若年無業者等の職業的自立を目指した就労支援事業	15歳から39歳まで(平成30年度は40代前半まで)の若年無業者を対象に、自己肯定感の養成や就職活動のサポート等、職業的自立に向けた就労支援を実施する。	就職決定者数 年間132名 (大阪府地域若者サポートステーション)	就職決定者数 のべ582名 H29:138名 H30:81名 R1:137名 R2:111名 R3:115名	A:75%以上100%達成	就業促進課
76	7 (5) ④	小規模事業者経営支援事業	商工会・商工会議所等と連携して、経営の安定・改善・改革に取組む小規模事業者等に対し、その経営課題を整理するとともに、課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施する。	経営の安定・改善・改革に取組む小規模事業者等に対し、その経営課題を整理と課題解決に向けた支援として必要な相談事業等を実施	支援事業者数 のべ69,691件 H29:13,465件 H30:13,303件 R1:13,440件 R2:15,356件 R3:14,127件	A:75%以上100%達成	経営支援課

重点的な施策		基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目指すべき姿・目標(成果指標)	平成29年度から令和3 年度までの取組み実績	平成29年度から令和3 年度までの取組み状 況の評価	担当課
77	7 (6) ①	女性の抱える問題に関する相談事業	ドーンセンターにおいて、女性が直面している様々な問題について、電話相談、面接相談、SNS相談、サポートグループ、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行う。 また、市町村相談員等を対象に、プログラム事例検討会や、スキルアップ研修等を実施し、市町村相談事業の充実を図る。	府は広域自治体として、ドーンセンターを拠点に専門的広域的事業を実施し、市町村相談事業の補完・支援をするとともに、関係部局・関係団体との総合調整及び連携のもと施策展開を図ることにより、男女共同参画社会の実現をめざす。	面接相談件数 のべ6,337件 H29:1,349件、H30:1,382件、R1:1,314件、R2:1,073件、R3:1,219件 電話相談件数 のべ11,789件 H29:2,453件、H30:2,353件、R1:2,319件、R2:2,183件、R3:2,481件 SNS相談件数 R3:146件 法律相談件数 のべ190件 H29:30件、H30:29件、R1:38件、R2:40件、R3:53件	B:50%以上75%未満達成	男女参画・市民協働課
78	7 (6) ①	・子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援 ・子どもの育成支援事業(24時間フリーダイヤル)	府内6箇所の子どもの家庭センター(児童相談所)での児童に関する相談を実施。また、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを設置(24時間365日対応)。	24時間365日、子どもの悩みや、SO Sをキャッチし、迅速かつ適切な対応により必要な支援につなげる。	子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤル受電数 のべ11,255件 H29:2,267件 R2:2,569件 R1:1,807件 R2:2,084件 R3:2,528件	A:75%以上100%達成	家庭支援課
79	7 (6) ①	ひきこもり地域支援センター事業	市町村や保健所等が支援を行うひきこもり状態にある本人や家族に対し、必要に応じ地域に於いて精神保健福祉医療福祉分野における専門相談(コンサルテーション)を実施する。	ひきこもり状態にある本人や家族が住み慣れた身近な地域において多機関の連携により、包括的な支援を受けることができるようになる。	コンサルテーション実施数 のべ984件 H29:251件 R2:236件 R1:212件 R2:166件 R3:119件	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
80	7 (6) ①	こころの健康相談統一ダイヤル	自殺予防の相談電話(こころの健康相談統一ダイヤル)を実施。 9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)は1か月間24時間体制で集中電話相談を実施。	こころの健康や死にたいという悩みを抱えた人が電話で相談することで、必要な医療機関や相談機関に繋がっている。	相談件数 のべ28,199件 H29:6,238件 H30:5,046件 R1:5,383件 R2:5,854件 R3:5,678件	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
81	7 (6) ①	わかものハート40歳未満の若者を対象にした若者向け専用電話相談	40歳未満の若者を対象にした若者向け専用電話相談	悩みを抱え、支援を必要としている若者が、若者専用電話相談の存在を知り、悩みを相談するようになる。	相談件数 のべ339件 H29:8件 H30:106件 R1:77件 R2:71件 R3:77件	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
82	7 (6) ②	難病患者の支援	府保健所において、難病患者への訪問や、地域の関係機関と連携して、難病患者の相談・支援を行う。	難病患者が安定的な療養生活を送ることができるよう、大阪府全体の難病患者支援のつなげを図る。	訪問件数 のべ13,840件 H29:3,800件 H30:3,400件 R1:2,839件 R2:2,179件 R3:1,522件 面接件数 のべ49,057件 H29:15,175件 H30:13,827件 R1:11,996件 R2:3,809件 R3:4,250件 電話件数 のべ35,995件 H29:8,936件 H30:8,344件 R1:5,813件 R2:6,062件 R3:6,840件 ※R2.2～コロナの影響により、R2年度は指定難病受給者証自動更新のため、更新時面接はなく、以降緊急性のある疾患や希望者に絞って訪問・面接を実施。コロナ対応しながらも電話にて患者や関係機関と連絡をとり、状況確認しながら必要な支援を実施。関係機関とのカンファレンスやネットワーク会議もWebを活用する等方法を工夫し実施した。	B:50%以上75%未満達成	地域保健課
83	7 (6) ③	がん診療拠点病院に設置されたがん相談支援センターなどにおけるがん患者及び家族に対する相談支援	がん相談支援センターなどにおける相談者に対して、適切な相談機関・窓口を案内	相談者に対して、適切な相談機関・窓口の周知に努める。	相談者数 のべ363,265人 H29:88,701人 H30:86,534人 R1:93,002人 R2:93,028人 ※R3実績は、R4年12月頃確定予定。	A:75%以上100%達成	健康づくり課
84	7 (6) ④	自殺対策人材養成研修及び自殺総合対策相談対応引き集	介護者からの相談に対応する地域包括支援センター職員や介護支援専門員等介護関係機関従事者が、自殺や精神疾患についての正しい知識を持ち、悩みや自殺のサインに気づき、必要な関係機関と適切な連携が図れるように、研修や情報提供を行う。	介護関係職員が研修や手引き書を活用し、より適切な支援ができるようになる。 目標:受講者数600名(年間100名×6年) 自殺総合対策相談対応引き集の配布	受講者数 のべ708名 H29:93名 H30:63名 R1:73名 R2:31名 R3:446名	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
85	7 (7) ①	薬事監視指導	薬事監視員による医薬品等一斉監視指導において、毒薬及び劇薬の取り扱いについて確認及び指導を実施し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	継続した監視指導によって法令に基づく適正管理の徹底を図り、毒薬及び劇薬による自殺の予防につなげる。	医薬品等一斉監視指導数 のべ5,274件 H29:2,024件 H30:1,411件 R1:1,419件 R2:1,47件 R3:279件	A:75%以上100%達成	業務課
86	7 (7) ②	毒物劇物取締	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、毒物劇物監視員による店舗等への監視指導を通じて不適切な使用に繋がる流通を防止し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	継続した監視指導によって法令に基づく適正管理の徹底を図り、毒物及び劇物による自殺の予防につなげる。	店舗等への監視指導数 のべ1,944件 H29:378件 H30:818件 R1:388件 R2:180件 R3:180件	A:75%以上100%達成	業務課
87	7 (8) ①	自殺につながる情報の削除依頼	インターネット上において自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者を特定し、掲示板管理者や自殺企図者に対し、当該情報の削除依頼を推進する。	インターネット上における自殺につながる情報を発見した場合には、自殺企図者の安否を確認した上で当該情報の削除依頼を継続して推進する。	自殺企図者の安否確認ができた際には、対象者及びその家族等に対して「インターネット上における「自殺につながる情報」の削除依頼を実施した。	A:75%以上100%達成	生活安全総務課

重点的な施策		基本指針に基づき施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標)	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	担当課		
88	7	(8)	②	フィルタリングの普及と青少年に対する適切なインターネット利用に関する啓発活動の推進	自殺を助長するおそれのある有害サイト等へのアクセスを防ぐため、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	非行防止教室等の機会を利用して、フィルタリングや適切なインターネット利用に関する教育及び啓発活動等の取組を継続して行う。	非行防止教室開催数 のべ10,838回 H29:2,585回 H30:2,850回 R1:2,596回 R2:1,077回(コロナウイルスの影響により減少) R3:1,730回(コロナウイルスの影響により減少)	A:75%以上100%達成	少年課
89	7	(8)	②	青少年へのフィルタリング普及促進	青少年へのフィルタリング普及を図ることで、インターネット上の自殺を誘引する有害情報の閲覧を防止するとともに、インターネットの適切な利用に関する取組み及び啓発活動の推進等を行う。	青少年健全育成条例の規制内容(フィルタリングに関する事業者の説明責任等)の遵守率100%	携帯電話事業者等への立ち入り調査数 のべ304店舗 H29:100店舗 H30:101店舗 R1:103店舗 R2:0店舗(93店舗に電話での聞き取り調査を実施) R3:61店舗(併せて321店舗にアンケート調査を実施) 普及啓発チラシ等配布数 のべ約24万部 H29:約5万部 R1:約11万部 R2:約1万部 R3:約2万部 SNS等のトラブルに関するリーフレット(配布対象:府内全中学1年生)配布数 のべ約30部 R1:約10万部 R2:約10万部 R3:約10万部	A:75%以上100%達成	青少年課
90	7	(8)	③	大阪の子どもの守るサイバーネットワーク	インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害の未然防止や早期解決	いじめや犯罪被害の未然防止や早期発見をめざす。定期的なアドバイザー会議等を年2回開催及び相談への対応	アドバイザー会議開催数 のべ9回 H29:2回 H30:2回 R1:2回 R2:1回 R3:2回 相談件数 のべ11件 H29:5件 H30:2件 R1:1件 R2:2件 R3:1件	A:75%以上100%達成	小中学校課
91	7	(8)	③	自殺予告者の安否確認の実施	インターネット等による自殺予告等の情報があった場合、所管する警察署を通じて自殺防止の対応を行う。	自殺予告者が判明した場合に、安否確認を確実にを行う。	インターネット上での自殺予告等は、情報提供者及び安否確認の対象者が府内居住者とは限らない為、他府県警察とも連携し、提供された情報をもとに安否確認対象者の特定に努め、対象者が特定できた場合は同人と面接等を行い安否確認を実施した。	A:75%以上100%達成	生活安全総務課
92	7	(9)	①	総合相談事業交付金の交付	住民の自立支援、福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援、促進するため市町村に交付	市町村の人権相談機能の充実・強化を図り、府民が身近なところで安心して相談できる体制を作る。	交付市町村数 H29:43市町村 H30:43市町村 R1:43市町村 R2:43市町村 R3:43市町村	A:75%以上100%達成	人権局
93	8	(1)	①	夜間・休日精神科合併症支援システム	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	一般科救急医療機関で処置を終えた合併症患者の合併症支援病院への円滑な転院や精神科的な支援 平成34年度 200件	事業利用件数 のべ1,163件 H29:244件 H30:277件 R1:250件 R2:204件 R3:188件	A:75%以上100%達成	地域保健課
94	8	(1)	②	精神科救急医療体制整備事業	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	夜間・休日において、精神疾患の急変などにより緊急に診療を要する患者のため、民間精神科病院等の輪番制による入院等の医療対応が可能な体制を整備する。 救急対応(入院・外来等)件数 平成34年度 1,800件(見込)	救急対応件数 のべ8,435件 H29:1,592件 H30:1,623件 R1:1,820件 R2:1,661件 R3:1,739件	A:75%以上100%達成	地域保健課
95	8	(2)	①	大阪府自殺未遂者連携支援事業	府内救命救急センターに、搬送された自殺未遂者への支援と地域関係機関との連携について検討を行う。	救命救急センターに搬送された自殺未遂者への支援が充実されるようになる。	研修参加者数 のべ111名 H29:15名 H30:26名 R1:30名 R2:20名 R3:20名	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
96	8	(2)	①	自殺未遂者相談支援センター事業	自殺未遂で救命救急センターに搬送された患者で、自殺未遂者相談支援センターの相談支援に同意した者に対し、アセスメントを行い、精神科医療や相談機関へのつなぎを行い、その後治療・相談継続が行われているかなどのフォローアップを1年間定期的実施することで、自殺未遂者の再発を予防する。	(平成29年度末までの実績において)自殺未遂者相談支援センターでフォローアップした者の1年間以内の未遂・搬送者率を10%以内にするとともに、府警・保健所・地域の関係機関による自殺未遂者の支援体制が強化されている。 ・事例検討等により、保健所の精神保健相談員の自殺未遂者に対する対応力が向上している。 ★【計画とおり平成30年度で終了】	支援件数 のべ188件 H29:88件(再企図1件) H30:100件(再企図8件)	A:75%以上100%達成	地域保健課
97	8	(2)	①	自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)	警察署等の協力のもと、自殺未遂者やその家族の同意による情報提供により支援を行うと共に、事例検討会等の開催等により自殺未遂者支援のためのネットワーク構築を図る。	府警・保健所・地域の関係機関による自殺未遂者の支援体制が強化されている。	警察からの情報提供数 のべ2,861件(中核市含む) H29:490件 H30:572件 R1:548件 R2:577件 R3:674件	A:75%以上100%達成	地域保健課 保健所
98	8	(2)	①	自殺未遂者支援対象者情報の提供	大阪府内の各警察管内で自殺未遂(大阪府内居住者)が発生した場合に未遂者本人や家族に事業の説明を行い、同意が得られた場合には当該自殺未遂事業の発生地を管轄する保健所に情報提供を行う。	自殺未遂者本人や家族に対して、確実に事業説明を行い、事後の相談支援等につながるよう、継続して保健所に情報提供を行う。	自殺未遂事業を認知した際には、自殺未遂者本人若しくはその家族に対して、「いのちの相談支援事業」にかかるパンフレットを配布する等したうえで、自殺未遂者支援対象者情報の提供制度に沿って、事後の相談支援等について説明を実施し、再発防止に向けた取り組みを推進した。	A:75%以上100%達成	生活安全総務課

重点的な施策		基本指針に基づく施策の具体的な取組み	取組み(事業)の概要	H34(R4)年度までに 目ざすべき姿・目標(成果指標)	平成29年度から令和3年度までの取組み実績	平成29年度から令和3年度までの取組み状況の評価	担当課
99	8 (2) ①	自殺対策人材養成研修	救急医療機関や警察、消防、保健所等職員を対象に、未遂者本人や家族を支援するための研修の実施及び対応QA集・事例集を配布する。	地域において、救急医療機関や警察、消防、保健所等の機関が相互に連携し自殺未遂者支援が充実している。 目標・受講者数 50名/年	受講者数 のべ111名 H29:15名 H30:26名 R1:30名 R2:20名(コロナの影響のため定員20名にて実施) R3:20名(コロナの影響のため定員20名にて実施)	B:50%以上75%未満達成	こころの健康総合センター
100	9 (1) ①	自殺遺族相談	自殺遺族相談を専門相談として実施する。	専門相談として自殺遺族相談を継続実施し、遺族が安心して相談できる場となる。	相談件数 のべ682件 H29:65件 H30:115件 R1:148件 R2:178件 R3:176件	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
101	9 (2) ①	緊急支援チームの派遣	臨床心理士、指導主事を派遣。	自殺や自殺未遂等重篤なケースに対し、発生後の周りの人々に対する心理的ケアをめざす。市町村からの要請に対する緊急支援チームによる支援	緊急支援チーム派遣数 のべ139回 H29:24回 H30:36回 R1:17回 R2:33回 R3:29回	A:75%以上100%達成	小中学校課
102	9 (2) ①	障がいのある生徒の高校生活支援事業	必要に応じて、臨床心理士等、エキスパート支援員を派遣	自殺や自殺未遂発生後の周りの人々に対する心理的ケアが行われるとともに、子どもたちが安心して学校生活を送るための学校体制を整える。	支援員派遣先学校数 のべ760校 H29:155校 H30:153校 R1:152校 R2:151校 R3:149校	A:75%以上100%達成	高等学校課
103	9 (2) ①	福祉・医療関係人材の活用事業費	必要に応じて、学校に臨床心理士等を配置し、学校における教育相談体制の充実を図る。	自殺や自殺未遂発生後の周りの人々に対する心理的ケアが行われるとともに、子どもたちが安心して学校生活を送るための学校体制を整える。	臨床心理士活用校数 のべ190校1分校 H29:36校 H30:37校 R1:38校 R2:38校 R3:41校1分校	A:75%以上100%達成	支援教育課
104	9 (3) ①	自殺遺族の情報提供	リーフレットやホームページ等を活用して、自殺遺族の回復や生活支援(死後の手続き、経済問題、法律問題等)について必要な情報提供及び関係機関への橋渡し等の情報提供を行う。	遺族に必要な情報が適切に提供され適切な機関に繋がるようになる。 リーフレット等の配布数3000部	リーフレット等配布数 のべ4,176部 H29:1,355部 H30:855部 R1:750部 R2:441部 R3:775部	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
105	9 (3) ②	自殺遺族支援リーフレット	リーフレットやホームページ等を活用して、自殺遺族に、地域における自助グループの情報を提供する。	遺族に必要な情報が適切に提供され、遺族が自助グループなどに繋がるようになる。 リーフレット等の配布数3000部	リーフレット等配布数 のべ4,176部 H29:1,355部 H30:855部 R1:750部 R2:441部 R3:775部	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
106	9 (4) ①	教育相談に関する教職員の資質向上のための取組み	教育相談を担当する教職員の資質向上のために、遺児に対するケアも含めた取組みを進める。	教職員一人ひとりのカウンセリングスキル等の資質向上が図られている。	研修会開催数 のべ5回 H29:1回 H30:1回 R1:1回 R2:1回 R3:1回	A:75%以上100%達成	教育センター
107	10 (1) ①	自殺遺族団体との公民協働事業	自殺遺族団体と行政機関との公民協働で事業を展開することで団体の活性化を図り、充実した遺族支援が行えるようにする。	支援が必要な自殺遺族に必要な相談等の情報が行き届き支援につながるようにする。 自殺遺族支援に関する講演会等開催 ★【H29年度で終了】	講演会等開催数 H29:2回	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター
108	10 (1) ②	自殺対策民間団体支援事業	民間団体が自殺対策として電話相談や鉄道広告などを活用した相談窓口の広報・周知等、独自の取組みを強化するため、相談支援や人材養成など事業実施体制の整備にかかる費用について補助し、活動支援する。	・地域に根差した民間団体の自殺防止に関する活動が強化されている。 ・民間団体の自殺を防ぐための対応力が向上している。	補助団体(民間) のべ24団体 H29:5団体 H30:5団体 R1:5団体 R2:4団体 R3:5団体	A:75%以上100%達成	地域保健課
109	10 (1) ③	民間団体に関する情報提供	市町村が地域の民間団体と協働して取組みができるように情報を提供する。	市町村と民間団体が協働して自殺対策に取り組めるようになる。	情報提供した市町村数 H29:41市町村 H30:41市町村 R1:41市町村 R2:41市町村 R3:41市町村	A:75%以上100%達成	こころの健康総合センター

4. 計画における取組み事業

重点施策における具体的な事業は以下のとおり。

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	担当部局	担当課	
1	(1) ①	こころの健康づくりの啓発	ストレス等から起こる様々なこころの病気の予防に関する啓発を行う	健康医療部	こころの健康総合センター
2	(1) ②	事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修会	中小企業等におけるメンタルヘルス推進担当者(人事労務担当者等)の養成	商工労働部	労働環境課
3	(1) ②	職場のメンタルヘルスに関するセミナーの実施	事業主等の理解を深め、良好な職場環境の形成を支援する。また、市町村、商工会議所・商工会等が実施する職場のメンタルヘルスに関するセミナーの開催に協力	商工労働部	労働環境課
4	(1) ②	中小企業労働環境向上促進事業	中小企業の事業主及び人事労務担当者・労働者に労働法の基礎的知識の周知・普及と個別課題にかかる実務ノウハウを提供する講座を実施し、労働環境向上の取組みを促す。	商工労働部	労働環境課
5	(1) ②	職場のメンタルヘルス対策	大阪産業保健総合支援センター等と連携し、職場におけるメンタルヘルスに関する研修を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
6	(1) ③	こころの健康づくりの研修	精神保健、医療、福祉関係職員や市町村職員等に対して、ストレスに関連して起こり得る様々な疾患についての研修を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
7	(1) ④	府営公園事業の推進	府民のレクリエーションの場の提供、都市環境の改善、災害時の避難場所など多様な機能を持つ府営公園の適正な管理と整備拡充によって、快適な生活環境づくりを進める。	都市整備部	公園課
8	(1) ⑤	災害時のこころのケアに関する研修	災害時における身体的および心理的応答や支援者のセルフケアについて研修を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
9	(2) ①	こころの健康相談事業	保健所において精神科医やケースワーカー、保健師等による精神保健福祉相談・訪問指導を実施し、受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を実施。	健康医療部	地域保健課(保健所)
10	(2) ①	こころの電話相談	こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、医療機関や障がい福祉サービスの情報などを知りたい方のための電話相談を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
11	(2) ①	新型コロナウイルス感染症に対応した自殺予防電話相談事業	新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるこころの悩みに対応することによりそれらの影響による自殺の予防を図るための電話相談を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
12	(2) ①	大阪府こころのほっとライン新型コロナ専用(SNS相談)	新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるこころの悩みに対応することによりそれらの影響による自殺の予防を図るためのSNS相談を実施する。	健康医療部	地域保健課
13	(2) ①	こころの健康相談統一ダイヤル	自殺予防の相談電話(こころの健康相談統一ダイヤル)を実施。 9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)は1か月間24時間体制で集中電話相談を実施。	健康医療部	こころの健康総合センター
14	(2) ②	メンタルヘルス専門相談	職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者に、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる。	商工労働部	労働環境課
15	(2) ①	インターネットによる普及啓発	インターネットを活用し自殺や自殺関連事象等に関する情報を提供し正しい知識の普及を行う	健康医療部	こころの健康総合センター
16	(2) ①	若年層向け相談窓口案内サイトの運営とSNS等を活用した情報発信	メンタルヘルスに不調を抱える若者が相談窓口につながるよう、相談窓口案内サイトの運営と、SNS等を活用して情報発信を行う。	健康医療部	地域保健課
17	(2) ①	うつ病についての広報啓発	リーフレットやホームページ等を活用して、うつ病の症状に気づき、医師等の専門家に相談するよう呼びかける等、うつ病についての広報啓発を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
18	(2) ①	リーフレット作成・パネル作成貸出	うつ病、アルコール依存症等の精神疾患の理解と対応、メンタルヘルス・自殺関連のパネルやリーフレットの作成・貸し出しや、ホームページを利用して普及啓発を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
19	(2) ②	エイズ予防対策事業	府保健所医師・保健師等のエイズカウンセリング能力の向上を目的とした研修会及び個別施策層への支援について理解を深めるための普及啓発講習会の開催	健康医療部	感染症対策企画課
20	(2) ②	依存症に関する普及啓発	リーフレットやホームページ、セミナー等の機会を通じて、依存症の正しい知識の普及啓発を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
21	(2) ③	①② 自殺予防週間・自殺対策強化月間における普及啓発	自殺予防週間(9月)及び自殺対策強化月間(3月)に、自殺予防に関することや相談窓口について重点的に周知・啓発を行う。また、市町村や関係機関・団体が啓発活動を重点的に推進できるような情報提供等を行う。	健康医療部	地域保健課
22	(2) ④	① 人権啓発事業	性的マイノリティに関しての正しい知識の普及啓発を行う。性の多様性に関する理解の増進に関する施策を実施し、性的マイノリティに対する誤解や偏見、差別をなくす。	府民文化部	人権局
(再) 23	(3) ①	こころの健康相談事業	保健所において精神科医やケースワーカー、保健師等による精神保健福祉相談・訪問指導を実施し、受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を実施。	健康医療部	地域保健課(保健所)
(再) 24	(3) ①	こころの電話相談	こころの病やこころの健康に不安をお持ちの方、医療機関や障がい福祉サービスの情報などを知りたい方のための電話相談を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 25	(3) ①	新型コロナウイルス感染症に対応した自殺予防電話相談事業	新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるこころの悩みに対応することによりそれらの影響による自殺の予防を図るための電話相談を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 26	(3) ①	大阪府こころのほっとライン新型コロナ専用(SNS相談)	新型コロナウイルスの感染拡大の影響によるこころの悩みに対応することによりそれらの影響による自殺の予防を図るためのSNS相談を実施する。	健康医療部	地域保健課
(再) 27	(3) ①	② こころの健康相談統一ダイヤル	自殺予防の相談電話(こころの健康相談統一ダイヤル)を実施。 9月(自殺予防週間)、3月(自殺対策強化月間)は1か月間24時間体制で集中電話相談を実施。	健康医療部	こころの健康総合センター
28	(3) ③	相談機関等の啓発	多重債務、労働、DV、女性相談、児童問題等自殺の要因に繋がる各相談機関等を広く府民に啓発する冊子等の作成、WEB掲載	健康医療部	こころの健康総合センター
29	(3) ④	総合相談事業交付金の交付	住民の自立支援、福祉の向上等に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む相談事業を支援、促進するため市町村に交付。	府民文化部	人権局

	重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	担当部局	担当課	
	30	3 (2) ①	児童の安全確認の徹底と子ども家庭センターや市町村、警察等との連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。	大阪府警	少年課
	31	3 (2) ①	SNSを活用した児童虐待防止相談事業	児童虐待の防止・予防に向けた取組の1つとして、気軽に悩みを相談できる環境整備のため、LINEを活用した相談窓口を設置。令和5年度は通年で設置予定。	福祉部	家庭支援課
	32	3 (2) ①	・子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援 ・市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村による相談支援、一時保護等の体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。	福祉部	家庭支援課
	33	3 (2) ②	被害者の心情に配慮した対応と、相談支援機関との連携	性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	大阪府警	府民応接センター
	34	3 (2) ②	男性のための性被害電話相談事業	性犯罪・性暴力の被害にあった男性に対して、専門の相談員(男性1名を含む2名)による電話相談を実施する。	政策企画部	治安対策課
	35	3 (3) ①	多重債務問題解決のための市町村支援等	・市町村向け連絡会議の開催 ・市町村向け債務整理研修会の開催 ・借金問題解決相談会(※)の広報周知(※国・府・大阪弁護士会共催) ・住民向け相談会(※)への専門相談員の派遣(※市町村主催) ・市町村職員向け債務整理研修会(※)への講師(弁護士)の派遣(※市町村主催)	商工労働部	金融課
	36	3 (3) ②	生活困窮者自立支援事業	広域自治体として府内における福祉事務所設置自治体の取組みの広域支援を行うとともに、府福祉事務所設置自治体(郡部)として、必須事業に加え、全ての任意事業を実施する。また、認定訓練事業所の確保及び利用促進を行う。	福祉部	地域福祉課
	37	3 (3) ③	各実施機関が行う家庭訪問等	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問や電話連絡等による生活状況等の把握を行う。	福祉部	社会援護課
	38	3 (4) ①	労働相談	「労働契約」、「賃金」や「解雇・退職勧奨」などの労働問題に関する相談に対応	商工労働部	労働環境課
	39	3 (4) ①	労働情報発信ステーション事業	府内7地域で職場のハラスメントを中心とした労働相談会を実施。労働相談、労働関係法令の周知・啓発も行う。	商工労働部	労働環境課
(再)	40	3 (4) ②	メンタルヘルス専門相談	職場において心の健康に不安を感じている労働者、従業員の心の健康問題に関わる中小企業の人事労務担当者及び使用者に、精神科医、臨床心理士、産業カウンセラーが相談に応じる。	商工労働部	労働環境課
	41	3 (4) ③	OSAKAしごとフィールドによる雇用・就業環境の改善を目指した就業支援の総合サービス	学生・若者・就職困難者等の求職者等に対する就業支援を実施。	商工労働部	就業促進課
	42	3 (4) ④	大阪府地域若者サポートステーションによる若年無業者等の職業的自立を目指した就労支援事業	15歳から49歳までの若年無業者を対象に、自己肯定感の養成や就職活動のサポート等、職業的自立に向けた就労支援を実施する。	商工労働部	就業促進課
	43	3 (5) ①	難病患者の支援	府保健所において、難病患者への訪問や、地域の関係機関と連携して、難病患者の相談・支援を行う。	健康医療部	地域保健課
	44	3 (5) ②	がん診療拠点病院に設置されたがん相談支援センターなどにおけるがん患者及び家族に対する相談支援	がん相談支援センターなどにおける相談者に対して、適切な相談機関・窓口を案内	健康医療部	健康づくり課
	45	3 (5) ③	自殺対策人材養成研修及び自殺総合対策相談対応啓発資料	介護者からの相談に対応する地域包括支援センター職員や介護支援専門員等介護関係機関従事者が、自殺や精神疾患についての正しい知識を持ち、悩みや自殺のサインに気づき、必要な関係機関と適切な連携が図れるように、研修や情報提供を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
	46	3 (6) ①	男性のための電話相談事業	家族、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のこころなど、専門の男性相談員が電話による相談に応じるもの。	府民文化部	男女参画・府民協働課
	47	3 (6) ①	女性の抱える問題に関する相談事業	ドーンセンターにおいて、女性が直面している様々な問題について、電話相談、面接相談、SNS相談、サポートグループ、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行う。 また、市町村相談員等を対象に、ブロック事例検討会や、スキルアップ研修等を実施し、市町村相談事業の充実を図る。	府民文化部	男女参画・府民協働課
	48	3 (6) ①	コロナ禍において困難・課題を抱える女性のための支援事業「女性のためのコミュニティスペース」	ドーンセンターにおいて、カウンセラー等の資格をもつ女性の支援スタッフによる情報提供のほか、交流会の開催や、必要に応じた生活用品等の提供を実施。	府民文化部	男女参画・府民協働課
	49	3 (7) ①	孤独・孤立対策	・孤独・孤立対策関係課長会議の開催 ・その他現在検討中	福祉部	福祉総務課
	50	3 (7) ②	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり状態にある本人等から電話で相談を受けるとともに、地域におけるひきこもり支援を充実させるため、個別支援のコンサルテーションや研修等、市町村等の支援者に対する後方支援を実施。また、市町村の支援ネットワークづくりに向けた助言・支援を行う。	福祉部 (健康医療部)	地域福祉課 (こころの健康総合センター)
	51	3 (7) ②	ひきこもり当事者会・家族会等の開催	・ひきこもり女子会の開催 ・ひきこもり講演会、対話交流イベント等の開催	福祉部	子ども青少年課
	52	3 (8) ①	関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の実施	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関の職員に対し、対応力向上のための研修を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
	53	3 (8) ①	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談拠点機関の選定と公表	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、ホームページ等において、公表を行う。	健康医療部	地域保健課
	54	3 (8) ①	アルコール健康障がい対策推進体制の整備	・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障がい対策部会を開催する。 ・市町村アルコール健康障がい対策主管課に対して、啓発や相談対応力向上等に資する情報の共有を図る。 ※上記のこころの健康総合センター所管分について継続実施	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
	55	3 (8) ①	キャンセル等依存症対策推進体制の整備	庁内関係部局および府警本部等で構成する連絡会議や依存症に関連した医療機関、関係団体等で構成するキャンセル等依存症地域支援体制推進部会において、キャンセル等依存症対策について検討を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
	56	3 (8) ①	薬物依存症対策推進体制の整備	依存症に関連した医療機関や関係団体等で構成する依存症関連機関連携会議、薬物依存症地域支援体制推進部会において、薬物依存症対策について検討を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
	57	3 (8) ①	SNSによる依存症相談事業「依存症ほっとライン」	依存症相談専門のSNS相談を行う。	健康医療部	地域保健課
	58	3 (9) ①	薬事監視指導	薬物監視員による医薬品等一斉監視指導において、毒物及び劇物の取り扱いについて確認及び指導を実施し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	健康医療部	業務課
	59	3 (9) ②	毒物劇物取締	毒物及び劇物について、厚生労働省からの通知の周知を行うとともに、毒物劇物監視員による店舗等への監視指導を通じて不適切な使用に繋がる流通を防止し、法令に基づく適正管理の徹底を図る。	健康医療部	業務課
	60	3 (10) ①	自殺につながる情報の削除依頼	インターネット上において自殺につながる情報を見つけた場合には、自殺企図者を特定し、掲示板管理者や自殺企図者に対し、当該情報の削除依頼を推進する。	大阪府警	生活安全総務課
	61	3 (10) ②	フィルタリングの普及と青少年に対する適切なインターネット利用に関する啓発活動の推進	自殺を助長するおそれのある有害サイト等へのアクセスを防ぐため、青少年へのフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行う。	大阪府警	少年課

	重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	担当部局	担当課	
62	3	(10) ②	青少年へのフィルタリング普及促進	青少年へのフィルタリング普及を図ることで、インターネット上の自殺を誘引する有害情報の閲覧を防止するとともに、インターネットの適切な利用に関する取組み及び啓発活動の推進等を行う。	福祉部	子ども青少年課
63	3	(10) ③	大阪の子どもを守るサイバーネットワーク	インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害の未然防止や早期解決	教育庁	小中学校課
64	3	(10) ③	自殺予告者の安否確認の実施	インターネット等による自殺予告等の情報があった場合、所管する警察署を通じて自殺防止の対応を行う	大阪府警	生活安全総務課
65	3	(10) ④	インターネット上の人権侵害の解消促進事業	インターネット上の人権侵害の解消促進に向けた取組みを行う。	府民文化部	人権局
66	3	(11) ①	大阪府自殺対策推進本部担当者会議	庁内関係部局が連携して取組めるよう、大阪府内の自殺の状況の共有や意見交換を実施する。	健康医療部	地域保健課
67	4	(1) ①	自殺対策人材養成研修	うつ病や依存症、自殺未遂、自死遺族など、自殺のハイリスク要因をもっている人(特に若年者や女性)等に対応する支援者等に専門的・実践的な研修を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
68	4	(1) ①	自殺対策人材養成研修	自殺未遂者への支援(過量服薬や自傷行為への理解など含む)や自殺に関する研修会を開催する。	健康医療部	こころの健康総合センター (業務課)
69	4	(1) ①	自殺対策人材養成研修	精神保健福祉業務従事者や自殺対策の窓口担当者、また教員、養護教諭も対象を拡大し、自殺念慮や自傷行為に関する研修会を開催する。	健康医療部	こころの健康総合センター
70	4	(2) ①	自殺対策人材養成研修	市町村自殺対策担当者に対して、関係団体や民間団体等と連携して地域の自殺者の状況や実情に応じた自殺対策の推進に必要な研修等を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
71	4	(2) ①	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会	地域で標準化されたゲートキーパー研修が開催できるように、大阪府版ゲートキーパー養成研修テキストを用いてゲートキーパー研修の講師になれるよう講習会で研修講師を養成する。	健康医療部	こころの健康総合センター
72	4	(2) ①	自殺対策人材養成研修	市町村の高齢介護担当者を対象に高齢者の自殺の状況等の情報提供を行い、地域でのゲートキーパー養成に繋げる。	健康医療部	こころの健康総合センター
73	4	(2) ②	民生委員・児童委員及び主任児童委員研修	民生委員・児童委員及び主任児童委員を対象に研修を実施。新任委員には、住民との接し方、支援の方法や相談・応接の技術など基礎的研修。また、経験年数に応じ、適宜、必要な知識・時事問題の研修を実施。	福祉部	地域福祉課
74	4	(2) ③	大阪府版ゲートキーパー養成研修	大阪府版ゲートキーパー養成テキスト講習会を受講した職員が主となり、地域で様々な対象に向けて研修を企画・実施することを支援する。	健康医療部	こころの健康総合センター
75	4	(3) ①	労働相談関係機関担当者等研修 メンタルヘルス専門相談情報交換会	労働相談担当者がメンタルヘルスケアを必要とする労働相談への確かな対応が行えるよう、必要な知識等の習得機会を定期的に設け、資質の向上を図る。	商工労働部	労働環境課
76	4	(3) ②	メンタルヘルスに関するリーフレット等の配布	消費生活センター、地方公共団体等の多重債務相談窓口、ハローワークの相談窓口等の相談員に対しメンタルヘルスについての正しい知識の普及を促進する。	健康医療部	こころの健康総合センター
77	4	(4) ①	ゲートキーパー養成研修テキスト作成	地域で標準化されたゲートキーパー研修がさらに様々な対象に向けて開催できるように、大阪府版ゲートキーパー研修教材の見直しおよび改訂を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
78	4	(4) ①	自殺総合対策相談対応啓発資料	地域で標準化されたゲートキーパー研修がより効果的に開催できるように、ゲートキーパー啓発資料を配布する。	健康医療部	こころの健康総合センター
79	4	(4) ①	自殺総合対策相談対応啓発資料	各機関の相談担当者が相談者の背景になる様々な問題に気づき、医療や福祉・介護・生活・法律等の専門家に確実につなぎ、生きる支援をサポートするため相談先一覧を配布する。	健康医療部	こころの健康総合センター
80	4	(5) ①	自殺対策従事者のこころのケア	自殺対策従事者のこころのケアに関する研修開催、講師派遣等を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
81	5	(1) ①	自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)	警察で対応した自殺未遂者のうち、相談を希望する自殺未遂者やその家族に対して、関係機関と連携し相談支援を行う。	健康医療部	地域保健課 (保健所)
(再) 82	5	(1) ②	こころの健康相談事業	保健所において精神科医やケースワーカー、保健師等による精神保健福祉相談・訪問指導を実施し、受診勧奨や日常生活を送る上での援助及び社会復帰のための支援を実施。	健康医療部	地域保健課 (保健所)
(再) 83	5	(1) ③	関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の実施	依存症の本人及び家族への支援に携わる相談支援機関や医療機関の職員に対し、対応力向上のための研修を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 84	5	(1) ③	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談拠点機関の選定と公表	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関および相談拠点について選定し、ホームページ等において、公表を行う。	健康医療部	地域保健課
(再) 85	5	(1) ③	アルコール健康障害がい対策推進体制の整備	・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障害がい対策部会を開催する。 ・市町村アルコール健康障害がい対策主管課に対して、啓発や相談対応力向上等に資する情報の共有を図る。 ※上記のこころの健康総合センター所管分について継続実施	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
(再) 86	5	(1) ③	ギャンブル等依存症対策推進体制の整備	庁内関係部局および府警本部等で構成する連絡会議や依存症に関連した医療機関、関係団体等で構成するギャンブル等依存症地域支援体制推進部会において、ギャンブル等依存症対策について検討を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
(再) 87	5	(1) ③	薬物依存症対策推進体制の整備	依存症に関連した医療機関や関係団体等で構成する依存症関連機関連携会議、薬物依存症地域支援体制推進部会において、薬物依存症対策について検討を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 88	5	(1) ③	SNSによる依存症相談事業「依存症ほっとライン」	依存症相談専門のSNS相談を行う。	健康医療部	地域保健課
89	5	(2) ①	夜間・休日精神科合併症支援システム	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	健康医療部	地域保健課
90	5	(2) ②	精神科救急医療体制整備事業	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	健康医療部	地域保健課
91	5	(2) ②	おおさか精神科救急ダイヤル	おおさか精神科救急ダイヤルを設置し、精神疾患で受診が必要な人に対して受診可能な医療機関を紹介	健康医療部	地域保健課
92	5	(2) ③	妊産婦こころの相談センター事業	拠点機関に専属職員を配置し、メンタルヘルスに不調を抱えている妊産婦について、ワンストップ窓口として、専門的な支援を行うとともに、関係機関等からの相談に助言を行う。また、地域において、精神科医と産科医を助言者に招いた事例検討会を開催するなど産科と精神科の連携体制の構築を図る。	健康医療部	地域保健課
93	5	(3) ①	子どもの心の診療ネットワーク事業	様々な子どもの心の問題、被害者等の心のケアや発達障がいに対応するため、府立精神医療センターを中核とし、地域の医療・保健・教育・福祉等の関係機関と連携した支援体制の構築を図る。	健康医療部	地域保健課
94	5	(4) ①	大阪DPAT運営委員会	大規模災害時に精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制を整備するため、DPAT統括者、DPAT先遣隊隊長、精神保健医療関係者、災害医療関係者(災害医療コーディネーター等)による会議を行う。	健康医療部	地域保健課
95	5	(4) ②	災害時こころのケア体制整備	大規模災害時に精神保健活動の支援を行う災害派遣精神医療チーム(DPAT)の人材を養成するための研修を開催する。	健康医療部	こころの健康総合センター

	重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	担当部局	担当課	
	96	5 (5) ①	地域における自殺対策自殺対策ネットワーク事業	保健所圏域で、市町村や医療機関、警察などの関係機関と情報や課題の共有、事例検討会等を実施する。	健康医療部	地域保健課(保健所)
(再)	97	5 (6) ①	うつ病についての広報啓発	リーフレットやホームページ等を活用して、うつ病の症状に気づき、医師等の専門家に相談するよう呼びかける等、うつ病についての広報啓発を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
(再)	98	6 (1) ①	夜間・休日精神科合併症支援システム	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	健康医療部	地域保健課
(再)	99	6 (1) ②	精神科救急医療体制整備事業	夜間・休日における入院治療等が必要な方に対応するため、輪番による空床確保等による精神科の救急体制を実施	健康医療部	地域保健課
(再)	100	6 (2) ①	自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)	警察で対応した自殺未遂者のうち、相談を希望する自殺未遂者やその家族に対して、関係機関と連携し相談支援を行う。	健康医療部	地域保健課(保健所)
	101	6 (2) ①	自殺未遂者支援対象者情報の提供	大阪府内の各警察署管内で自殺未遂(大阪府内居住者)が発生した場合に未遂者本人や家族に事業の説明を行い、同意が得られた場合には当該自殺未遂事業の発生地を管轄する保健所に情報提供を行う。	大阪府警	生活安全総務課
	102	6 (2) ②	若者の自殺未遂対応チーム事業	若者の自殺未遂支援ケースについて、関係機関のみでは対応に苦慮する事例を対象に、精神科医師や弁護士等、多職種専門家がチームとなり、関わり方等についてコンサルテーションを実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
	103	6 (3) ①	自殺対策人材養成研修	救急医療機関や保健所職員等を対象に、未遂者本人や家族、支援者への支援について理解を深める研修の実施及び相談先一覧を配布する。	健康医療部	こころの健康総合センター
	104	7 (1) ①	自死遺族相談	自死遺族相談を専門相談として実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
	105	7 (1) ②	自死遺族支援についての啓発リーフレット	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族に、地域における自助グループの情報を提供する。	健康医療部	こころの健康総合センター
	106	7 (2) ①	自死遺族の情報提供	リーフレットやホームページ等を活用して、自死遺族の回復や生活支援(死後の手続き、経済問題、法律問題等について必要な情報提供及び関係機関への橋渡し等)の情報提供を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
	107	7 (3) ①	自死遺族相談事例検討会	自死遺族相談において、相談従事者が臨床的な理解を深め、より適切な支援ができるよう事例検討会を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター
	108	7 (3) ①	自殺対策人材養成研修	保健所・市町村・教育等関係職員を対象に、自死遺族に適切な対応をするための研修を行う。	健康医療部	こころの健康総合センター
	109	7 (4) ①	教育相談に関する教職員の資質向上のための取組み	教育相談を担当する教職員の資質向上のために、遺児に対するケアも含めた取組みを進める。	教育庁	教育センター
	110	7 (4) ②	ヤングケアラー支援体制強化	・府が主催する福祉専門職等に対する研修会等において、ヤングケアラーに関する講義を実施し、理解促進及び啓発を図る。 ・府のヤングケアラー支援関係課長会議において、ヤングケアラー支援に向けた取組みの方向性の検討、課題認識の共有及び情報共有等を図る。	福祉部	地域福祉課 子ども青少年課
	111	8 (1) ①	厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	健康医療部	こころの健康総合センター(保健所)
	112	8 (1) ①	厚生労働省等からの情報収集	厚生労働省 や国の研究機関、府警察本部等からの情報の収集と提供資料の分析等	健康医療部	地域保健課
	113	8 (2) ①	自殺統計データの提供	月別自殺者数(暫定値)等の自殺統計データの提供	大阪府警	生活安全総務課
(再)	114	8 (2) ②③	自殺者等の資料収集と情報の発信	自殺に関する統計資料等について分析・自殺の現状等情報提供(市町村別)	健康医療部	こころの健康総合センター
(再)	115	9 (1) ①	児童の安全確認の徹底と子ども家庭センターや市町村、警察等との連携強化	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村、警察等関係機関は相互に情報を共有し、緊密に連携する。	大阪府警	少年課
(再)	116	9 (1) ①	SNSを活用した児童虐待防止相談事業	児童虐待の防止・予防に向けた取組の1つとして、気軽に悩みを相談できる環境整備のため、LINEを活用した相談窓口を設置。令和5年度は通年で設置予定。	福祉部	家庭支援課
(再)	117	9 (1) ①	子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援 ・市町村児童家庭相談担当者スキルアップ研修	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応や虐待を受けた子どもの適切な保護・支援を図るため、子ども家庭センターや市町村による相談支援、一時保護等の体制を強化するとともに、社会的養護の充実を図る。	福祉部	家庭支援課
(再)	118	9 (1) ②	被害者の心情に配慮した対応と、相談支援機関との連携	性犯罪・性暴力被害者の心情に配慮した事情聴取や要望の聴取を行い、相談支援機関と連携を強化する。	大阪府警	府民応接センター
(再)	119	9 (1) ②	男性のための性被害電話相談事業	性犯罪・性暴力の被害にあった男性に対して、専門の相談員(男性1名を含む2名)による電話相談を実施する。	政策企画部	治安対策課
(再)	120	9 (2) ①	多重債務問題解決のための市町村支援等	・市町村向け連絡会議の開催 ・市町村向け債務整理研修会の開催 ・借金問題解決相談会(※)の広報周知(※国・府・大阪弁護士会共催) ・住民向け相談会(※)への専門相談員の派遣(※市町村主催) ・市町村職員向け債務整理研修会(※)への講師(弁護士)の派遣(※市町村主催)	商工労働部	金融課
(再)	121	9 (2) ②	生活困窮者自立支援事業	広域自治体として府内における福祉事務所設置自治体の取組みの広域支援を行うとともに、府福祉事務所設置自治体(郡部)として、必須事業に加え、全ての任意事業を実施する。また、認定訓練事業所の確保及び利用促進を行う。	福祉部	地域福祉課
(再)	122	9 (2) ③	各実施機関が行う家庭訪問等	生活保護による最低限度の生活保障と、ケースワーカーの家庭訪問や電話連絡等による生活状況等の把握を行う。	福祉部	社会支援課
(再)	123	9 (3) ①	男性のための電話相談事業	家族、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことで、専門の男性相談員が電話による相談に応じるもの。	府民文化部	男女参画・府民協働課
(再)	124	9 (3) ①	女性の抱える問題に関する相談事業	ドーンセンターにおいて、女性が直面している様々な問題について、電話相談、面接相談、SNS相談、サポートグループ、法律相談の実施等を通じ、女性の自立と主体的な生き方をめざすための必要な援助と解決のためのサポートを行う。 また、市町村相談員等を対象に、ブロック別事例検討会や、スキルアップ研修等を実施し、市町村相談事業の充実を図る。	府民文化部	男女参画・府民協働課
(再)	125	9 (3) ①	コロナ禍において困難・課題を抱える女性のための支援事業「女性のためのコミュニティスペース」	ドーンセンターにおいて、カウンセラー等の資格をもつ女性の支援スタッフによる情報提供のほか、交流会の開催や、必要に応じた生活用品等の提供を実施。	府民文化部	男女参画・府民協働課
(再)	126	9 (4) ①	孤独・孤立対策	・孤独・孤立対策関係課長会議の開催 ・その他現在検討中	福祉部	福祉総務課
(再)	127	9 (4) ②	ひきこもり地域支援センター事業	ひきこもり状態にある本人等から電話で相談を受けるとともに、地域におけるひきこもり支援を充実させるため、個別支援のコンサルテーションや研修等、市町村等の支援者に対する後方支援を実施。また、市町村の支援ネットワークづくりに向けた助言・支援を行う。	福祉部(健康医療部)	地域福祉課(こころの健康総合センター)

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	担当当局	担当課
(再) 128	9 (4) ②	ひきこもり当事者会・家族会等の開催 ・ひきこもり女子会の開催 ・ひきこもり講演会、対話交流イベント等の開催	福祉部	子ども青少年課
(再) 129	9 (5) ①	関係機関職員専門研修及び医療機関職員専門研修の実施	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 130	9 (5) ①	依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関、および地域の相談拠点機関の選定と公表	健康医療部	地域保健課
(再) 131	9 (5) ①	アルコール健康障がい対策推進体制の整備 ・依存症関連機関連携会議、アルコール健康障がい対策部会を開催する。 ・市町村アルコール健康障がい対策主管課に対して、啓発や相談対応力向上等に資する情報の共有を図る。 ※上記のこころの健康総合センター所管分について継続実施	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
(再) 132	9 (5) ①	ギャンブル等依存症対策推進体制の整備	健康医療部	こころの健康総合センター 地域保健課
(再) 133	9 (5) ①	薬物依存症対策推進体制の整備	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 134	9 (5) ①	SNSによる依存症相談事業「依存症ほっとライン」	健康医療部	地域保健課
135	9 (6) ①	大阪府自殺対策推進本部担当者会議	健康医療部	地域保健課
136	9 (7) ①	民間団体の活動の周知	健康医療部	こころの健康総合センター
137	9 (7) ②	自殺対策民間団体支援事業	健康医療部	地域保健課
(再) 138	9 (7) ③	自殺未遂者相談支援事業(いのちの相談支援事業)	健康医療部	地域保健課 (保健所)
(再) 139	9 (7) ③	自死遺族相談	健康医療部	こころの健康総合センター
140	9 (7) ④	民間団体に関する情報提供	健康医療部	こころの健康総合センター
141	10 (1) ①	市町村自殺対策計画の策定支援	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 142	10 (1) ②	自殺者等の資料収集と情報の発信	健康医療部	こころの健康総合センター
143	10 (1) ③	市町村自殺対策主管会議	健康医療部	地域保健課
144	10 (1) ④	市町村自殺対策強化事業	健康医療部	地域保健課
145	10 (1) ⑤	自殺対策人材養成研修	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 146	10 (1) ⑥	民間団体に関する情報提供	健康医療部	こころの健康総合センター
(再) 147	10 (2) ①	地域における自殺対策自殺対策ネットワーク事業	健康医療部	地域保健課 (保健所)
148	10 (2) ②	ネットワーク構築支援	健康医療部	こころの健康総合センター (保健所)
149	11 (1) ①	教育相談に関する教職員研修	教育庁	教育センター
150	11 (1) ②	生徒指導者養成研修の周知	教育庁	私学課
151	11 (1) ②	児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会の周知	教育庁	私学課
152	11 (1) ②	いじめ防止対策推進	教育庁	私学課
153	11 (1) ②	文部科学省の通知等の周知	教育庁	高等学校課
154	11 (1) ③	こころの健康について考えよう(SOSの出し方教育)の講師養成	健康医療部	こころの健康総合センター
155	11 (1) ③	こころの健康について考えよう(SOSの出し方教育)の推進	健康医療部	こころの健康総合センター
156	11 (2) ①	教育振興補助金交付事業	教育庁	私学課
157	11 (2) ①	子どもの人権SOSモニター事業(法務省実施)への協力	教育庁	私学課
158	11 (2) ①	障がいのある生徒の高校生活支援事業	教育庁	高等学校課
159	11 (2) ①	福祉・医療関係人材の活用事業費	教育庁	支援教育課
160	11 (2) ①	スクールカウンセラー配置事業	教育庁	小中学校課
161	11 (2) ①	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁	小中学校課
162	11 (2) ①	すこやか教育相談24	教育庁	小中学校課

重点施策	事業名等	取組み(事業)の概要	担当部局	担当課
163	11 (2) ①	・子ども家庭センター(児童相談所)における相談支援 ・子どもの育成支援事業(24時間フリーダイヤル) 府内6箇所の子ども家庭センター(児童相談所)での児童に関する相談を実施。また、子ども専用子どもの悩み相談フリーダイヤルを設置(24時間365日対応)。	福祉部	家庭支援課
164	11 (2) ①	ヤングケアラー支援体制強化事業 府立高校におけるヤングケアラーを適切な支援に繋げるため、学校における相談体制の構築や早期発見力の強化、学習支援等を図る。	教育庁	高等学校課
165	11 (3) ①	緊急支援チームの派遣 臨床心理士、指導主事を派遣。	教育庁	小中学校課
166	11 (3) ①	障がいのある生徒の高校生活支援事業 すべての府立高校に臨床心理士等、エキスパート支援員を派遣	教育庁	高等学校課
167	11 (3) ①	福祉・医療関係人材の活用事業費 必要に応じて、学校に臨床心理士・指導主事を派遣等	教育庁	支援教育課
168	11 (4) ①	大学等と連携した自殺対策 保健所が地域の大学等と連携し、校内での啓発イベントや健康教育を行う。	健康医療部	地域保健課 (保健所)
169	11 (4) ②	子ども・若者支援地域協議会 ・協議会(庁内会議)における自殺予防対策の情報共有	福祉部	子ども青少年課
170	11 (5) ①	わかものハートぼちぼちダイヤル 40歳未満の若者を対象にした若者向け専用電話相談	健康医療部	こころの健康総合センター
171	11 (5) ①	SNS相談体制整備事業 こころのほっとライン(大学生・妊産婦用) 若者が抱える様々な心の悩みに対して、きめ細やかな相談支援を行うため、大学生や妊産婦を対象にSNS相談を行う。	健康医療部	地域保健課
172	11 (5) ②	大阪府子ども青少年課twitterにおける情報発信 ・相談窓口等の周知 ・その他自殺予防対策に関する情報発信	福祉部	子ども青少年課
(再) 173	11 (5) ②	若年層向け相談窓口案内サイトの運営とSNS等を活用した情報発信 メンタルヘルスに不調を抱える若者が相談窓口につながるよう、相談窓口案内サイトの運営と、SNS等を活用して情報発信を行う。	健康医療部	地域保健課
(再) 174	11 (6) ①	大阪府地域若者サポートステーションによる若年無業者等の職業的自立を目指した就労支援事業 15歳から49歳までの若年無業者を対象に、自己肯定感の養成や就職活動のサポート等、職業的自立に向けた就労支援を実施する。	商工労働部	就業促進課
(再) 175	11 (7) ①	妊産婦こころの相談センター事業 拠点機関に専属職員を配置し、メンタルヘルスに不調を抱えている妊産婦について、ワンストップ窓口として、専門的な支援を行うとともに、関係機関等からの相談に助言を行う。また、地域において、精神科医と産科医を助言者に招いた事例検討会を開催するなど産科と精神科の連携体制の構築を図る。	健康医療部	地域保健課
176	11 (7) ①	にんしんSOS 予期せぬ妊娠等に悩む人の相談窓口を開設し、孤立することなく、妊娠、出産に関する正しい情報を知り必要な支援を受けることで、未受診飛び込み出産や子どもへの虐待を予防する。	健康医療部	地域保健課
177	11 (7) ②	性と健康相談センター事業(グループケア) 流産・死産等でこどもの死別を経験された方々に対し、専門相談やピアサポートグループの開催、また自助グループなど必要な情報の発信を通じて、悲嘆(グリーフ)を抱えて孤立することを予防する。	健康医療部	地域保健課
178	11 (8) ①	自殺対策人材養成研修 若年のこころの特徴についての理解や支援に必要な視点を学ぶ研修を実施する。	健康医療部	こころの健康総合センター

関係資料

自殺対策基本法

平成十八年法律第八十五号

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自

殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

- 2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年 法律第

二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進され

る自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)

の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体
の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科
医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神
科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する
専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。
(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その
他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策
を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未
遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族
等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うため
に必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の
支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずる
ものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)
を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対
策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

自殺総合対策大綱(概要)

「自殺総合対策大綱」(令和4年10月閣議決定)(概要)

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づき「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが思い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再発の自傷を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

「自殺総合対策大綱」

＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
 - ・「自殺は、その多くが思い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
 - ・相談機関等に集約される情報の活用の検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との運動
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

2

「自殺総合対策大綱」 〈第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要〉

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やブッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

大阪府自殺対策審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府自殺対策審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員四十人以内で組織する。

2 委員等は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験のある者
- 二 自殺の防止等に関する活動を行う団体等の代表者
- 三 市町村長
- 四 関係行政機関の職員
- 五 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平二八規則八二・旧第三条繰上)

(専門委員)

第三条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。(平二八規則八二・旧第四条繰上)

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平二八規則八二・旧第五条繰上)

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。(平二八規則八二・旧第六条繰上)

(部会)

第六条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。(平二八規則八二・旧第七条繰上)

(報酬)

第七条 委員等の報酬の額は、日額八千三百円とする。

(平二八規則八二・旧第八条繰上・一部改正)

(費用弁償)

第八条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(平二八規則八二・旧第九条繰上)

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、健康医療部において行う。(平二八規則八二・旧第十条繰上)

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(平二八規則八二・旧第十一条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。(委員の任期に関する特例)

2 この規則の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に第三条第二項の規定により任命される審議会の委員(補欠の委員を除く。)の任期は、同条第三項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成二十六年三月三十一日までとする。

附 則(平成二八年規則第八二号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

委員名簿

氏名	職名
川野 健治	立命館大学 総合心理学部教授
中森 靖	関西医科大学総合医療センター 診療部長・教授
都村 尚子	関西福祉科学大学大学院社会福祉学研究科 教授
嵯峨 嘉子	大阪公立大学現代システム科学域教育福祉学類 准教授
松林 哲也	国立大学法人大阪大学大学院 国際公共政策研究科 教授
角崎 恭子	大阪弁護士会弁護士
岩谷 栄美	大阪司法書士会司法書士
阪本 栄	一般社団法人大阪府医師会副会長
澤 滋	一般社団法人大阪精神科病院協会理事
稲田 泰之	公益社団法人大阪精神科診療所協会副会長
阪口 久喜子	大阪精神保健福祉士協会 副会長
浅田 雅彦	独立行政法人労働者健康安全機構 大阪産業保健総合支援センター 副所長
日茂 辰徳	日本労働組合総連合会大阪府連合会副会長
恵口 政男	特定非営利活動法人国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター所長
李 清一	社会福祉法人関西いのちの電話 理事長
佐藤 まどか	特定非営利活動法人グリーンサポート・リヴ 代表理事
東 裕之	厚生労働省大阪労働局労働基準部健康課長
喜多村 祐里	大阪市こころの健康センター所長
前原 康雄	堺市健康福祉局健康部精神保健課長
高山 佳洋	大阪府市長会(八尾市保健所長)
池西 昌夫	大阪府町村長会(千早赤阪村健康福祉部長)

大阪府自殺対策推進本部設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法の理念に基づき、自殺の防止と自死遺族等に対する支援の充実を図り、府民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指し、庁内関係部局が連携して自殺対策を総合的に推進することを目的として、大阪府自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項について協議し、必要な施策を実施する。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策のための関係部局の連携に関すること。
- (3) その他自殺対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、健康医療部担当副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、健康医療部長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 本部長は、必要に応じて本部を招集する。

- 2 本部長は、必要に応じて本部に本部員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 本部の事務局は、健康医療部保健医療室地域保健課に置く。

- 2 事務局は、本部の庶務を行う。

(その他)

第6条 所管事務を円滑に実施するため、関係部局の実務者で構成する連絡会を設置する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、本部に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年11月8日から施行する。
- 2 大阪府自殺対策庁内連絡会議設置要領(平成21年1月22日)は廃止する。
- 3 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成25年11月22日から施行する。

- 5 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。
- 7 この要綱は、令和 2年5月27日から施行する。
- 8 この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。

(別表)

本部長	健康医療部担当副知事
副本部長	健康医療部長
本部長	政策企画部長
	危機管理監
	総務部長
	財務部長
	スマートシティ戦略部長
	府民文化部長
	IR推進局長
	福祉部長
	商工労働部長
	環境農林水産部長
	都市整備部長
	教育庁教育長
	警察本部生活安全部長

地域自殺対策推進センター運営事業実施要綱

1. 事業の目的

本事業は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）が地域自殺対策推進センター（以下「センター」という。）を設置し、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関（以下「関係機関」という。）と連携を図りながら、市町村等に対し適切な助言や情報提供等を行うとともに、地域における自殺対策関係者等に対し研修等を行うことにより、全ての市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されることで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すことを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県等とし、知事又は市長が指定した機関（本庁、精神保健福祉センター、保健所等）で事業を行うものとする。

3. 事業の内容等

センターにおいては、市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、その支援に必要な体制の整備を推進し、市町村等への適切な助言や情報提供等を行うため、次に定める事業を実施する。

(1) 職員の配置

次の(2)から(7)の事業を実施するため、専門的知識を有する職員を配置する。

(2) 情報の収集等

地域における自殺の実態把握を行うとともに、自殺対策計画に基づき実施する事業等に関する情報の収集、分析、提供を行う。

(3) 自殺対策計画支援

都道府県等の自殺対策計画の策定に必要な支援及び情報提供を行うとともに、管内市町村の市町村自殺対策計画の策定に必要な支援及び情報提供を行う。

(4) 管内の連絡調整

自殺に関する管内の連絡調整に携わる自殺対策連携推進員を設置し、現在設置されている地域における関係機関により構成される連絡調整会議を開催するほか、管内関係機関・自殺防止や自死遺族等支援に積極的な地域ボランティア等と緊密な連携を図り、地域の自殺対策ネットワーク強化に努める。

(5) 市町村及び民間団体への支援

市町村及び地域の民間団体が行う自殺対策に資する事業に対する相談支援、技術的助言を行う。

(6) 人材育成研修

関係機関において、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死遺族等の支援に携わる者等に対して、適切な支援手法等に関する研修を実施する。

なお、実施に当たっては、「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会報告書（平成20年3月）」における「2 自殺未遂者のケアに関して」、「3 自殺者親族等のケアに関して」を参考とされたい。

(7) 市町村等における自殺未遂者及び自死遺族支援に対する指導等

自死遺族等が必要とする様々な支援情報を収集し、その提供について市町村等を指導するとともに、自殺未遂者及び自死遺族等支援について市町村等から対応困難な事例の相談があった場合には、必要に応じて専門家等と連携しながら当該市町村等に対して適切な指導又は助言等の支援を行う。

4. 指定調査研究等法人との連携

指定調査研究等法人において、地域自殺対策推進センター等連絡会議を開催し、自殺対策に関する意見交換・指導助言等を行い、国と地方の自殺対策の緊密な連携を図ることとしているので、センターの事業の実施に当たっては、指定調査研究等法人と緊密な連携を図ること。

5. 国の助成

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する経費については、厚生労働大臣が別に定める「自殺対策費補助金交付要綱（地域自殺対策推進センター運営事業）」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

6. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該業務から離れた者も含む。）は、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自殺者の親族等のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た情報（相談内容等）の秘密を漏らしてはならない

用語解説

	用語	説明
え	SOS の出し方教育	困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方等を身に付けるための教育。
お	おおさか精神科救急ダイヤル	かかりつけの医療機関が診療を行っていない夜間・休日において、必要に応じて精神科救急医療機関の利用について案内する相談窓口。
け	ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。
さ	災害派遣精神医療チーム（DPAT）	自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う専門的なチーム。
し	自殺企図	様々な手段により実際に自殺を企てること。
	自殺念慮	死にたいと思い、自殺することについて思い巡らすこと。
	自助グループ	同じ問題を抱えた人と自発的につながり、その結びつきのなかで問題の解決に取り組む集まり。
す	スクールカウンセラー	児童生徒へのカウンセリング、保護者や教職員に専門的な助言、援助を行う心理の専門家。
	スクールソーシャルワーカー	課題を抱える児童生徒と、児童生徒が置かれた環境への働きかけなどを行う福祉の専門家。
せ	精神医療懇話会	地域保健医療の推進・向上を図ることを目的として、保健医療施策及びそれに関連する事項について、医療関係者等が意見交換、懇談等を行う会議。
	精神保健福祉に関するネットワーク会議	保健所圏域における精神保健医療福祉に関する課題について検討する会議。
ち	地域自殺対策強化交付金	都道府県及び市町村が、若年層に特化した自殺対策や、自殺未遂の再発防止等に関する自殺対策など必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる強化を図ることを目的とした交付金。

	地域自殺対策計画策定ガイドライン	都道府県及び市町村自殺対策計画策定に関する標準的な手順と留意点などを取りまとめたもの。
ひ	ピアサポートグループ	同じような立場や境遇、経験等を共にする人が互いに支え合うための集まり。